

れでお疲れのようございますが、今日もお付き合いいただきたいと思います。

参議院の質疑での冒頭に自民党の世耕さんから

大変御高説を賜つたわけであります、何分抽象的なテーマですので、どうしても具体例をもつて話をしないとなかなかイメージがわかないという点がございまして、瑠璃な話もいかがなものかと

思いますが、余り抽象的な話ばかりでありますと粗末な話になりますので、瑠璃でもなく粗末でもない話をさしていただきたいと思っております。

最初に、この間、世耕さんのお話を伺つていて大変興味深いなと思った点をちょっと確認させてほしいんですけど、たしか、組織内の職員の方で個人情報を盗み出して、それが言つてみれば紙の窃盗罪として逮捕されたという話があつたんですけれども、これは内閣官房にお伺いした方がいいのかもしれません、もしその職員がコピー用紙を持ち込んでいたら、これは現行法では全く対処ができないということでございましょうか。

ちょっと、通告していないんですが、頭の体操として聞かしていただきたいんです。
○政府参考人(藤井昭夫君) ちょっと正確にはお答えできませんけれども、私どもが把握している限りにおいては、やっぱりちょっとと紙自分が元々、その方の場合はなかなか窃盗といふことにはならないんじやないかなというふうに考えております。

○大塚耕平君 恐らく、仮にその方が善意を持って持ち出した紙以上の紙を持ち込んだとしても、恐らく何らかの法的枠組みの中で何か処分をされたと思うんですけど、ということは、恐らくこの法律のまず目指すところは未然防止がかなり今でもいろいろ個人情報を悪用した場合の様々な法的な枠組みというのは、何がしかいろんな法律の解釈によってやり得る面があつて、今回のこの個人情報保護法というのは、それではカバーできな部分について、まず包括的に網を掛けるといふことではないかなと個人的に理解しているんですけれども。

これも私たちの内藤委員が最初に御質問させていただいた点をちょっと確認させていただいたいのですが、今回のこの個人情報保護法並びにその他の法案の保護法益について、もう一度明確に御定義を大臣にしていただきたいと思います。

○国務大臣(細田博之君) これにつきましてはこの法案の第一条に書いてございますけれども、IT化の推進を進めていますし、事実上どんどんインターネット等を通じてのIT化が促進されております我が国のこの社会の環境の下において、個人情報の有用には配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的としておりまして、そのことが保護法益であると考えております。

○大塚耕平君 これは通告はしておりませんが、非常に基本の問題です。是非お考えを聞かせていただきたいんですけど、保護法益は今お伺いしました。今回のこの個人情報保護の法体系、目標している法体系は、これは個人情報あるいは個人の権利利益の保護の、あるいは侵害の未然防止のか、救済なのか、この点はいかがございましょうか。

○国務大臣(細田博之君) この基本的な枠組みは非常に言わば規制的な部分は緩やかであり、かつ事後のでございまして、まずは未然防止をすると、特に王務大臣等において関係団体などに基本方針を示しながらガイドラインを作つてもらうというようなことで、これまで八年間の事例でいえば七件ほどの案件がありました。大きな案件がありましたが、強制措置も最終的には用意しているといふことには用意しておくと、こういう考え方でございまます。

○大塚耕平君 強制措置も最終的には用意しているといふものに対応できるような強制措置も最終的には用意しておくと、こういう考え方でございまます。
○国務大臣(片山虎之助君) 私は官の方の担当ですから官の方を中心と申上げますと、昨日も答弁させていただきましたけれども、民間についても、今回の法の体系の中、官の方に相対的に厳しいと思われる点、あるいは民の方に相対的に厳しいと思われる点について、それぞれ御答弁をいたいと思います。

○大塚耕平君 強制措置も最終的には用意しているといふものに対応できるような強制措置も最終的には用意しておくと、こういう考え方でございまます。
○国務大臣(片山虎之助君) 私は官の方の担当ですから官の方を中心と申上げますと、昨日も答弁させていただきましたけれども、民間についても、今回の法の体系の中、官の方に相対的に厳しいと思われる点、あるいは民の方に相対的に厳しいと思われる点について、それぞれ御答弁をいたいと思います。

こういう点はまずは未然防止、しかしそれでどうしても足りない部分はやはり行政庁の方にまた申出をして、認定団体等によって処理がし切れないようなものについては更に報告徴収、勧告、命令という、非常に故意かつ広範、悪質のようなケースには対応できないとやはり困る場合があると。

他方、刑法上も、先ほどのお話をありましたけれども、はつきりとした財物ということでないものですから、しかも個人情報というの企業にとっては一種の財産的価値はありませんがら、しかし個人にとってみれば言わば個人の情報は一種のプライバシーの権利であるという観点から、保護すべき法益であることははつきりしておりますから、そ

ういったものに対応できるような強制措置も最終的には用意しておくと、こういう考え方でございまます。
○大塚耕平君 強制措置も最終的には用意しているといふものに対応できるような強制措置も最終的には用意しておくと、こういう考え方でございまます。
○国務大臣(片山虎之助君) 私は官の方の担当ですから官の方を中心と申上げますと、昨日も答弁させていただきましたけれども、民間についても、今回の法の体系の中、官の方に相対的に厳しいと思われる点、あるいは民の方に相対的に厳しいと思われる点について、それぞれ御答弁をいたいと思います。

○大塚耕平君 強制措置も最終的には用意しているといふものに対応できるような強制措置も最終的には用意しておくと、こういう考え方でございまます。
○国務大臣(片山虎之助君) 私は官の方の担当ですから官の方を中心と申上げますと、昨日も答弁させていただきましたけれども、民間についても、今回の法の体系の中、官の方に相対的に厳しいと思われる点、あるいは民の方に相対的に厳しいと思われる点について、それぞれ御答弁をいたいと思います。

○大塚耕平君 強制措置も最終的には用意しているといふものに対応できるような強制措置も最終的には用意しておくと、こういう考え方でございまます。
○国務大臣(片山虎之助君) 私は官の方の担当ですから官の方を中心と申上げますと、昨日も答弁させていただきましたけれども、民間についても、今回の法の体系の中、官の方に相対的に厳しいと思われる点、あるいは民の方に相対的に厳しいと思われる点について、それぞれ御答弁をいたいと思います。

に配慮すれば必ず多くの分野においては未然防止になると考へておるわけです。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

それでは、本題に入らせていただきたいと思いますが、昨日、おとといの議論をお伺いしていましても、例えば昨日、最後に福島委員の方から、行政機関個人情報保護法の方は適正な取得の規制が入っていらないという御議論がありましたけれども、今回の法の体系の中、官の方に相対的に厳しいと思われる点、あるいは民の方に相対的に厳しいと思われる点について、それぞれ御答弁をいたいと思います。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

まことに、本題に入らせていただきたいと思いますが、昨日、おとといの議論をお伺いしていましても、例えば昨日、最後に福島委員の方から、行政機関個人情報保護法の方は適正な取得の規制が入っていらないという御議論がありましたけれども、今回の法の体系の中、官の方に相対的に厳しいと思われる点、あるいは民の方に相対的に厳しいと思われる点について、それぞれ御答弁をいたいと思います。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

示請求手続等についてかなり詳しい規定を置いておりますね。これらの請求に対する、また行政機関の決定について不服申立てがある場合には第三者的な審査会への諮問を制度化している。民間については、必要かつ最小限度の開示、不開示の基準でよろしいと。あるいは、手続も同じで、具体的なことは事業者が決める。また、第三者的な審査会は民間の場合にはありませんで、事業者が自分で苦情処理、自律的な苦情処理で解決を図ること。

大きい点でこういうことでございまして、こうしたことからいいますと、行政機関の方が民間に比べて詳細かつ厳格な制度としておりますので、この制度を生かす運用です。これからは、一人一人の。今度はすべての情報すべての職員が関係しますから、そういう意味では、意識改革というのか、その精神を個々人まで徹底するということが私は一番大きい課題ではなかろうか。仕組みはいいんですよ。あとは意識あるいは運用ですね。そういうふうに思っております。

○國務大臣(細田博之君) 個人情報保護法で官の問題を議論するときに、やや混同された議論も行

われておりますが、それは、主務大臣というのが

いるために、そして最終的に罰則があるためにこ

れ自身が非常に厳しい内容なのではないか、すべ

ての経済活動等、私企業の活動等を規制するので

はないかというようなお気持ちで質疑が何度も繰

り返されているんですが、その真意は、先ほど大

塚議員にお答えしましたように、まず民の間の調

整が前提で、どうしても今の法体系上は救済し難

いものは、やはり個人にとって大きな苦痛があり、

しかも民の活動がそれは単なる経済行為というに

しては著しい個人のプライバシーの権利等を侵害

している実態があるときには、そういう官が出てくる

のであって、あとは、予防的な官の活動はやりま

しょうと。未然防止は、その基準、ガイドライン等を定めることについてはやりましょう、しかし原則は民対民の問題でありますね。

それは、例えば民間企業のそういうデータ事業

の規律は厳しくなっていることは論理的に必然であると思つております。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

あるならば、先ほど、昨日の福島議員の議論に戻

りますけれども、適正な取得ということについて、し

明記しても何ら問題はないわけでありまして、し

かし、適正な取得というOECド八原則にも盛り

込まれているこの非常に重要な部分を民には求

め、官には求めずして、どうして官の方により厳

格だと言えるのでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) お答えいたします。

行政機関が法令を遵守して適法かつ適正に個人情報の取得に当たるべきことは、ます日本国憲法においては七十三条、「法律を誠実に執行し」ということと、あわせて、職員につきましても、國家公務員法の法令遵守義務、九十八条规定

べきじゃないかと。

○副大臣(若松謙維君) 先ほど、日本国憲法、ま

た国家公務員法、こういった既にある法律を御紹介させていただきましたが、私どもとしては、そ

の既にある法規範、これで十分であるという認識をしておりまして、今言つたようなこの行政機関

個人情報保護法にも適正な取得というのを設ける

べきじゃないかと。

実は、そういった御要請というのをすべての法

律にもいわゆるその時々に入れていくますと、す

べての法律が基本的な日本国憲法また国家公務員

倫理法で求められるところを全部入れますと、す

べての法律が物すごい膨大になるんですね。私は

それは、法規範上もかえつて不必要的ものも当然

あるわけでありまして、やはり法律は非常に收れ

んされた効果的なもの、そういうようなバランス

を考え、今回の行政機関の個人情報保護法のよ

うな体系にした次第でございます。

○大塚耕平君 法規範というのは、いろいろその

ための整備が膨大な作業になるからその整備をあ

きらめていいというものではないと思いますね。

今、副大臣のおっしゃることにも一理あります

けれども、確かに、また片山大臣がさつきおつ

しゃったように、あとは運用だと、意識改革の問

題だというのも一理ありますけれども、しかし法

律に改めて規定する必要はないのではないかと、

そのような形で今回の法律の体系になつております。

ございますが、職員は、その職務を遂行するにつ

いて、法令に従い、従わなければいけないと、こ

のよう規定されておりまして、既に法規範とし

てしっかりと存在していると。こういうものを法

律に改めて規定する必要はないのではないかと、

そのように認識をもつておられます。

伊藤副大臣にお伺いしたいと思いますが。

○副大臣(伊藤達也君) 私ども、金融分野におい

ても、これはもう業態を問わず個人情報の取扱

いが大変重要な論点になると、このように認識を

いたしておりまして、この個別法の必要性につい

ても追加的な処置が必要かどうか、実は金融審議

会において議論を続けております。

その中で、どういう論点が今あるかということ

でござりますけれども、第一には、金融取引に係

る個人情報の同一企業内での多目的利用及び同一

というのは法律を守らなくていいんですか。

○副大臣(若松謙維君) あくまでも、民も官も日

本国憲法に基づまして、あるいは法令はしつか

りますから、それと一般個人という民間の方との間

の調整をどう図つていくかという観点で考えられ

ております。

官も民も法の下に平等なわけだから、どうして官

と民で適正な取得のところで差を付ける必要があ

るですか。

○大塚耕平君 いや、おっしゃるとおりですね。

官も民も法の下に平等なわけだから、どうして官

と民で適正な取得のところで差を付ける必要があ

るですか。

○大塚耕平君 いや、おっしゃるとおりですね。

官も民も法の下に平等なわけだから、どうして官

と民で適正な取得のところで差を付ける必要があ

るですか。

○副大臣(若松謙維君) 所管ではございませんが

が、銀行法の一条には何て書いてあるか御存じで

しようか。御存じでなければ、六法全書を見てお

答えていただいて結構ですが。

グループ内での複数企業による共同利用に関するルールの問題、そして第二に、信用情報機関及び会員事業者による個人信用情報の共同利用システムに関するルールの問題等々が挙げられておりま

して、今後も当委員会を始めとして国会のその議論、また先生方からの問題提起、意見というものを参考にしつつ、金融分野における個人情報の取扱いについて私どもとして検討してまいりたいと

いうふうに考えております。

○大塚耕平君 伊藤さん、それ、いつごろまでに結論を出されますか、金融審議会でこれから議論

して。

○副大臣(伊藤達也君) 期限についてちょっとと今ここで明言ができないわけでありますけれども、私どもとしては、国会の審議を注視をいたしておりますので、この法律が成立をさせていただくと同時に金融審議会での議論を進めさせていただき、また私どもとしても検討をさせていただいて早急に結論を出していきたいというふうに考えております。

○大塚耕平君 伊藤副大臣には、我々、我々といふのは私たちの世代の気持ちを共有していただけますので、お願いを申し上げますけれども。

例え、金融審議会は第一回の金融審議会、平成十三年、十二年ですかね、から行われていて、平成十三年のこの個人情報保護に関する部会の関係者の意見陳述の中では、早く決めてくれということを何回も言っている人いるんですよね。

昨日も、今日は全銀協の方に参考人としておいでいただこうと思っていましたら、まだ業界として十分な検討ができるいないのでお答えするところないので出席は差し控えたいというお話を聞いておいでにならなかつたんすけれども。どうして検討が十分じゃないですかと聞きましたら、いやそれはこれから金融審議会でいろいろ議論をされることなので、それを踏まえてやりたいと。確かにもつともな話なんですかね、今、日本の金融界、金融界のみならず産業界は、そういう悠

長なことを言つておる場合じゃないんですね。

これは衆議院の方の審議でも出ましたけれども、個人情報保護の個別法がこれから出てきたときに、今の金融界の信用情報等の取扱いをしなければならない法体系や金融

も、個人情報保護の個別法がこれから出てきたと

いうような取扱いをしなければならない問題が一杯起きて

金融機関の関連産業企業にとっては膨大な作業やコストがこれから発生するわけです。

だから、伊藤さん、非常にいつも冷静な答弁を

されますので、これから審議会で検討して早急にとおっしゃいましたけれども、金融厅にいつまでにやらせるのか、そういうことをここで政治家が

責任持つて答弁するのが国会の私は議論じやないかと思うんですが、金融厅にこの個別法についての検討をいつまでに結論を出させますか。

○副大臣(伊藤達也君) 私どもとしましても、やはりこの国会の審議是非常に重要なふうに思っておりますので、そして今まで金融審議会の中で、六回を開催をさせていただいて、主要な論点の整理もしてきたところでございます。先生

から御指摘をされている点についてもいろいろ議論をいたしておりますし、また今、現行の事務ガ

イドラインというものがあるわけありますが、この中で、個人情報の取扱いについても相当程度手当てが講じられているところでございます。

例え、金融審議会は第一回の金融審議会、平成十三年、十二年ですかね、から行われていて、平成十三年のこの個人情報保護に関する部会の関係者の意見陳述の中では、早く決めてくれということを何回も言っている人いるんですよね。

昨日も、今日は全銀協の方に参考人としておいでいただこうと思っていましたら、まだ業界として十分な検討ができるいないのでお答えするこ

とがないので出席は差し控えたいというお話を聞いておいでにならなかつたんすけれども。どうして検討が十分じゃないですかと聞きましたら、い

やそれはこれから金融審議会でいろいろ議論をされることがありますので、それを踏まえてやりたいと。確

かにもつともな話なんですかね、今、日本の

金融界、金融界のみならず産業界は、そういう悠

年四月十六日、これは全国銀行個人信用情報センターの個人情報保護法に関する公式の意見陳述と

して様々おっしゃっておられますけれども、自主任のままでは担保できない問題が一杯起きていて、後で書面はごらんに入れますけれども、早く基本法で担保されないのであれば個別法において御配慮をくださいますといって、平成十三年四月十六日に言つておるわけであります。

これは別に、それこそ瑣末な一部を探し出して申し上げているわけではなくて、こういうたぐいの表現はこのときの部会でも一杯出しているんですけども、この二年間、金融厅はどういう検討をしてきましたか。

○政府参考人(五味廣文君) 申し訳ございません、制度の方を必ずしも担当しておりませんが。

信用情報、御指摘のありましたような信用情報の取扱いを含めまして、この法律の審議状況を勘案して検討している。これまで、今、副大臣から御説明がありましたように、金融審議会において種々この個人情報保護についての法制上の必要性等について議論が行われているということをご

ざいます。

○大塚耕平君 いつまでに結論を出しますか。日

本の金融機関、その間に合併、再編これから起きますけれども、いろいろそのときに、システム面の対応をしなきゃいけないとか、いろんな合併後のルール決めなきゃいけないと。一体、民間企業はいつまで待っていたら、この個別法について

この個人情報保護法が成立した際には該法律の規則に各銀行が服することになる旨も確認的に規定されているところでございます。

○大塚耕平君 そのうちの一つを確認、精査した上で規定の整備につ

いて検討していくということにいたしております。

また、現行の事務ガイドラインにおいては、この個人情報保護法が成立した際に当該法律の規則に各銀行が服することになる旨も確認的に規定されているところでございます。

○政府参考人(五味廣文君) 申し訳ございません、ちよつと不案内な分野なんですが。

いざれにいたしましても、そうしたもちろん合併の場合の取扱いというのは監督上はルールを作つてございまして、それに基づいて、今、個人

情報保護についての運用はしておりますけれども、できるだけ早く必要なものであれば作る必要

がござりますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

まいりたいと思つております。

○大塚耕平君 局長は行政のお立場ですから断言はできないのは分かりますので、だから伊藤さんは頑張つてほしいわけですよ。今年度内にやらせてもらとか、私の責任を持つて金融厅にやらせるとか、そういう御発言がない国会審議で政治家の答弁といふのは一体いかほどの意味を持つんですか。

いや、これね、ちょっと待つてください。自民党の皆さんも本当に日本の経済とか産業のことをお考えいただいて、様々なんじゃない御提案をしていただいていると思うんですけども、一番大きな問題は、とにかく遅いんですよ、このいろんなルール作りが

これ、今の調子だと、またそれぞれの局長のボストがお替わりになつて、伊藤さんには私、是非長くやつていただきたいと思つていますけれども、伊藤さんもそのうちお替わりになつて、また大臣がお替わりになると、同じ質問をすると、私は着任したばかりでございますのでこれからしっかりと勉強させていただきますという御答弁が続

くわけですよ。

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

りますから、今はまだこの法律ができたよう

日本銀行、つぶれちやいますよ、みんな。い

つまでにやるんですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、いろいろなおしかり

もあるいは政治家としてというお話をいただいて……

○大塚耕平君 激励です、激励。

○副大臣(伊藤達也君) 激励というお話をございましたけれども、私もITT分野を政策課題として取り組んで、また、今の仕事をさせていただいて、特に金融機関というのは大量の個人情報を取り扱うわけでありますから、今お話をあつたように、銀行の再編等々、いろいろ大きな波が押し寄せていることも十分承知をいたしておりますし、国会での審議の状況について注視をいたしているところでございます。

私自身も、現行の事務ガイドラインを見る限りにおいて、この中で相当程度のやつぱり手当てが

できていますし、いざれにせよ、無用の混亂が起

ほどお話をさせていただいたように、その関連の法令というものを精査して検討して、そして私どもとしても所要の手当てをするということを考えておりますので、そうした中でいろいろな対応をしていきたいというふうに思つております。

そして、個別法が必要かどうか、これも並行して私どもも議論をいたしておりますので、十分にこの問題についても私どもとして考えて、そして対応をしていきたいというふうに思つております

○大塚耕平君 こればかりやっているわけにいきませんけれども、非常に重要な問題なので、ちょっと確認しておきますと、衆議院の方では共産党の吉井委員ですか、平成十二年の、銀行のオブザーバーとして審議会に御出席された方の御答弁を引用されて、その方は個別法は必要ないというふうに御答弁、その銀行の方ですね、しているけれども、そうなのかなということを衆議院で質疑されま

した、平成十一年です。しかし、さつき申し上げましたように、平成十三年の銀行業界の信用情報部門の方は早く個別法をやつてくれと言つてい
る。それから、衆議院の議論の中で、若干脈絡が違う部分はあるんですけど、竹中大臣も、我々の認識では、いわゆる矛盾をしている、何らか急いで調整を必要としているようなものは存在していない、というふうに金融分野についておっしゃついています。片やその一方、細田大臣は、金融分野に関しては、金融的な分野としてはまだもつと深掘りしなきやならないという御趣旨には賛成でござりますという御答弁、これは我が党の中村委員に対して言つておりますが、一体、金融については個人情報保護法に関して個別法が必要なのか必要でないのか、そこだけはつきりしてください。期限までは、いつまで聞いても出てきませんから、必要なのが必要でないのか、必要でないとすれば、金融庁は第一回金融審議会以降三年間何を議論していたのかということについて御答弁いただきた
いと思います。

は十分承知をいたしているんですが、私ども今の一
段階で、その必要か必要じゃないかということにつ
いての一定の結論が出てるわけではございま
せん。これは先ほどから繰り返し御答弁をさせて
いただいているように、この法律ができる、そして
関連の法令も整備をされ、それと今後の法律、そ
して私どもの事務ガイドライン、その整合性と
いうものを十分検証をして、そして今後の対応と
いうものをしつかり考えていただきたいというふうに
思つてはいるところでございます。

また、金融審議会においても、先ほど主要な論
点についてはお話をさせていただきましたよう
に、審議会においても、先ほど一部御紹介がござ
いましたが、これはいろいろな意見があるわけで
ありますし、その意見を受けて私ども行政として
しっかりととした判断をしていかなければいけない
というふうに思つておりますので、そうした作業
も並行して今行つてはいるところでございます。

また、この国会の審議を最後まで、もう大変重
要ないろいろな御指摘をいたしておられますか
ら、そうしたことも私どもとして十分参考にさせ
ていただきて今後の検討をしつかりやっていきた
いというふうに思つております。

○大塚耕平君 とにかく早くやつていただきたい
と思います。

のデータと、こうおっしゃいましたけれども、本人確認書類の一つとして利用されましたのは住民票コードの通知票でございます。これは各市町村から、私どもにも来ましたが、各人に住民票コードを、あなたの住民票コードはこうですよという通知票を発出しておりますが、その通知票が利用されたということをございます。

調査結果でございますが、これは本来なら金融庁の方からお答えがあるべきものでございますが、私も聞いているところでは、全国銀行協会が調査をされまして、会員行において本人確認書類として全国で二百三十六件の利用が確認されたという報告を受けております。しかし、これらすべて、二百三十六件すべてについて銀行から御本人に告知を求めたというものではなくて、顧客自らが本人確認書類として自主的に提示したものと、いうふうに聞いております。

○大塚耕平君 調査結果は、全銀協が会員行百八十八行に対して行った結果、七十九行、二百三十六件、一ヶ月に約七十万件の本人確認があるうちの二百三十六件であったという御報告であります。が、金融界の本質は、私も元の村の一員でしたのですが、下位業態においてこの本人確認についてどういう指針を出すと、下位業態もみんな同じような業務指針を出していく非常に従順な業界なわけでございますが、下位業態については調査されましたか。

○副大臣(伊藤達也君) このQアンドAを出しますのは全銀協だけなものですから、その全銀協に対する調査ということになつております。

○大塚耕平君 いろいろほかのお仕事もあるでしょうから、そうなかなか手広くできないのは分かりますが、しかし、こういう問題が起きたといふことは、やっぱりそこはきちっと悉皆調査をされるのが行政の仕事ではないかと思います。

片山大臣は、去年の秋に、我が党的五十嵐委員が衆議院で、やみ金で住基ネットのデータが売買

されているという話とか、あるいは今回のようないいう本来の住基ネットの趣旨に合わない利用がされている可能性について聞かれて、事実を提示していただかないと調査のしようがない、具体的な例を提示してください、又聞きじや駄目ですよと、あの片山節を御披露しておられたんですが、現にこうやって事実が出てきたわけですよね。ということは、出てきたので、その事実だけを調査してそれで良しとするのか、もう少し住基ネットのデータの利用の仕方については幅広く調査する必要性があると思うのかないのか、その点についてちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 私はかつて、あれは衆議院だったと思いますけれども、予算委員会とかで、全銀協からはその利用の事実はないという報告を聞いていますと言つただけです。事実がありませんと私が断定できる立場にも何もないわけですから、全銀協からのそのときの、そのときでよ、その時点での報告によれば、そういう事実はないと言つたんですから、というふうに聞いていますと、こういうことを申し上げたんです。

そこで、QアンドAですよね。QアンドAの中になつたんで、それは調べにやいかぬということになって調べたら、全国で今、二百三十六件ですか、あつたと。

ただ、その告知を求めたんではなくて、本人が示した場合には、法律上はそれは違法じゃないんです。告知を求めれば違法ですよ。

しかし、それだからそれでいいというわけはないんですから、それは我々も徹底せにやいかぬと思いまして、あの問題が起つてから、各省庁所管の分野について、それぞれお願いしたり会議をやつたり、状況の把握その他についてもやつてしまいと、こうお願いしてゐんです。うちが全部やるわけにはいきませんから、日本じゅうのいろんな業界を。それはそれぞれの所管の省庁にお願いして、今までのところ問題がないという報告を受けておりますが、何かあれば、またそれは、そ

の分野からそのあれについて詳しく述べるといふことはあり得ると、こう思いますけれども、今そういう状況なんですよ。それで、昨日も御答弁したと思いますけれども、大きな問題は起こっていないんです、大きな問題は。基本的には四情報にコードでしょ、住民票コードと変更情報で。コードは、これは変更可能ですね、御承知のように。

だから、そういう意味では、ジユラルミンケースか何かで、予備のデータがジユラルミンケースが盗まれて、三日ほどたつたらまた置いてあつたという、こういうことがありますけれども、中は暗号ですね。

そういう意味では、私は致命的な問題は起こつてないと思いますけれども、それで、それだからいいんだということにはなりません。二次稼働も始まりますしね。このセキュリティについては万全を期していきたいと思いますし、各業界にも再度、所管の省庁を通じていろんな要請をしようと思つております。

○大塚耕平君 大臣、昨日は、第三者機関の設置に関しては、その質疑があつたときには、いやいやもうこの個人情報保護に関しては総務省が全部の取りまとめ部署としてやつているんだからといふ、こういう御答弁をしておられるわけですよね。これは別に与党の皆さんや行政の皆さんだけの責任にする気はありません。日本のこの現在の状況を生み出している構造的な原因の一つとして、さつき申し上げましたように遅いことがありますね、それは役所の皆さんのローテーションの問題もいろいろ影響していると思いますけれども。それからもう一つは、今、片山大臣が使われたロジックですね。ある時は、私たちが担当なんだから、新しい対処をしろと言われると、いやいやそれは必要ないとおっしゃりながら、しかし、じややつてくださいと、全部は私たちでできることはないという、この考え方のやり替えといふのも日本を悪くしている大きな思考パターンの一つだと思いますが、いかがですか、それは。

○国務大臣(片山虎之助君) 昨日言いましたのは、行政機関や独立行政法人等の個人情報の保護の仕組み、これについてチェックするは総務省ですよ。それは、事前通知をもらつて、必要になつた大きな問題は起こつていませんが、大きな問題は。基本的には四情報にコードでしょ、住民票コードと変更情報で。コードは、これは変更可能ですね、御承知のように。

だから、そういう意味では、ジユラルミンケースか何かで、予備のデータがジユラルミンケースが盗まれて、三日ほどたつたらまた置いてあつたという、こういうことがありますけれども、中は暗号ですね。

そういう意味では、私は致命的な問題は起こつてないと思いますけれども、それで、それだからいいんだということにはなりません。二次稼働も始まりますしね。このセキュリティについては万全を期していきたいと思いますし、各業界にも再度、所管の省庁を通じていろんな要請をしようと思つております。

○大塚耕平君 大臣、昨日は、第三者機関の設置に関しては、その質疑があつたときには、いやいやもうこの個人情報保護に関しては総務省が全部の取りまとめ部署としてやつているんだからといふ、こういう御答弁をしておられるわけですね。これは別に与党の皆さんや行政の皆さんだけの責任にする気はありません。日本のこの現在の状況を生み出している構造的な原因の一つとして、さつき申し上げましたように遅いことがありますね、それは役所の皆さんのローテーションの問題もいろいろ影響していると思いますけれども。それからもう一つは、今、片山大臣が使われたロジックですね。ある時は、私たちが担当なんだから、新しい対処をしろと言われると、いやいやそれは必要ないとおっしゃりながら、しかし、じややつてくださいと、全部は私たちでできることはないという、この考え方のやり替えといふのも日本を悪くしている大きな思考パターンの一つだと思いますが、いかがですか、それは。

○国務大臣(片山虎之助君) 行政機関の個人情報保護の関係は私の方ですよ。全部の方は細田さんの方ですから。今お尋ねは全部の方の話なんだけれども、住基ネット絡みだから私どもの方がお答えしているんです。

私が今言つているのは全銀協やなんかの話で、日本じゅうの業界ですよ。これは私どもの方の元々、法律も私どもの所管ではないし、住基ネットの絡みでそういうあれがあるので、だから住基ネットの利用についても、もう次に説法ですけれども、法律で決めた機関が法律で決めた目的しか使えないですから、だから告知を求めちゃいかぬのですよ、本人確認も。

そういうことで、その徹底は、各業界については業界の所管の大蔵がおるんですから、主務大臣が、それを通じてやりますと。行政機関の個人情報保護の仕組みややり方については、それは私どもの方が責任を持たにやいかぬと、こういうことを言つたので、一つも論理はすり替えていない。私は、例えば住基ネットのコードについても、私ぐらいそういう意味では素直なままで答弁をしておる者はいないと思っております。

○大塚耕平君 人生の先輩でありますので、素直に聞きますけれども、まあしかしもう一個、やはり今の大臣の答弁のプロセスで問題があるんですね。さつき三百三十六件のお話がありましたが、さつき三百三十六件のお話があるんでも、これが本当に悪いと言えるのかどうか。つまり、さつきもお話しになりましたけれども、一応調査の結果としては銀行側が求めたわけではなくて御本人が提示したということになつていて御本人が提示したということになつていて御本人が提示する以上、別にこれは問題ないわけですね、法律的には。そこをちょっと聞かせてください。

○政府参考人(畠中誠一郎君) お答えいたします。御本人が自主的に提示する以上、何ら問題はございません。

○大塚耕平君 とすれば、莫大なコストを掛けて作った住基ネットのデータを、例えば金融業界にかかるわらず各産業分野が本人確認のためにもしこれが使つていい法体系になれば、これはこれで相当業コストを下下させるわけですよ。それから、これから第二次稼働ということになります。あるいは本人確認省略のために使つてあるんですね。住基カードを本人が求めれば条例に基づいて市町村が発行できる。身分証明書の代わりになるし、これはいろんな空き領域を活用できますから大変便利になると私は思います。それから、これもこの間法律を直していただきましてからかなり増えましたよね、二百六十幾つになつて。それから、これから第二次稼働ということになります。これは、事前通知をもらつて、必要になつた大きな問題は起こつていませんが、大きな問題は。基本的には四情報にコードでしょ、住民票コードと変更情報で。コードは、これは変更可能ですね、御承知のように。

だから、総務省は全体の枠組みの御担当で、個々の分野についての御対応は各役所の仕組みだ、そんなことは分かります。だから、全体の統括部門として調査の必要があると思われますか、ないと思われますか。もう一度御答弁ください。

○国務大臣(片山虎之助君) 行政機関の個人情報保護の関係は私の方ですよ。全部の方は細田さんの方ですから。今お尋ねは全部の方の話なんだけれども、住基ネット絡みだから私どもの方がお答えしているんです。

私は、今のところ、各役所の住基ネットについての運用はお任せして十分だと思いますので、私どもの方から調査をお願いすることは考えておりません。

○大塚耕平君 また、やっぱりさすがうまいなと思いますね、おっしゃるところなんですねけれども。住基ネットをいろんな分野の業界が使うかもしれないから、いろんな分野の業界を御担当になつている役所に対して、適正な使い方がされているかどうか、住基ネットの総括官庁として、所管大臣としてそういう必要性があると思うかどうか、あると思えば調査をしてくれと各役所に頼めばいいわけですから。たつたこれだけのことを議論するために、もう十分も使つていいわけですね。

私は、例えば住基ネットのコードについても、私ぐらいそういう意味では素直なままで答弁をしておる者はいないと思っております。

○大塚耕平君 人生の先輩でありますので、素直に聞きますけれども、まあしかしもう一個、やは

り今の大臣の答弁のプロセスで問題があるんですね。さつき三百三十六件のお話があるんでも、これが本当に悪いと言えるのかどうか。つまり、さつきもお話しになりましたけれども、一応調査の結果としては銀行側が求めたわけではなくて御本人が提示したということになつていて御本人が提示したということになつていて御本人が提示する以上、別にこれは問題ないわけですね、法律的には。そこをちょっと聞かせてください。

○政府参考人(畠中誠一郎君) お答えいたします。御本人が自主的に提示する以上、何ら問題はございません。

○大塚耕平君 とすれば、莫大なコストを掛けて作った住基ネットのデータを、例えば金融業界にかかるわらず各産業分野が本人確認のためにもしこれが使つていい法体系になれば、これはこれで相当業コストを下下させるわけですよ。それから、これから第二次稼働ということになります。あるいは本人確認省略のために使つてあるんですね。住基カードを本人が求めれば条例に基づいて市町村が発行できる。身分証明書の代わりになるし、これはいろんな空き領域を活用できますから大変便利になると私は思います。それから、これもこの間法律を直していただきましてからかなり増えましたよね、二百六十幾つになつて。それから、これから第二次稼働ということになります。これは、事前通知をもらつて、必要になつた大きな問題は起こつていませんが、大きな問題は。基本的には四情報にコードでしょ、住民票コードと変更情報で。コードは、これは変更可能ですね、御承知のように。

だから、総務省は全体の枠組みの御担当で、個々の分野についての御対応は各役所の仕組みだ、そんなことは分かります。だから、全体の統括部門として調査の必要があると思われますか、ないと思われますか。もう一度御答弁ください。

○国務大臣(片山虎之助君) 行政機関の個人情報保護の関係は私の方ですよ。全部の方は細田さんの方ですから。今お尋ねは全部の方の話なんだけれども、住基ネット絡みだから私どもの方がお答えしているんです。

私は、今のところ、各役所の住基ネットについての運用はお任せして十分だと思いますので、私どもの方から調査をお願いすることは考えておりません。

○大塚耕平君 また、やっぱりさすがうまいなと思いますね、おっしゃるところなんですねけれども。住基ネットをいろんな分野の業界が使うかもしれないから、いろんな分野の業界を御担当になつている役所に対して、適正な使い方がされているかどうか、住基ネットの総括官庁として、所管大臣としてそういう必要性があると思うかどうか、あると思えば調査をしてくれと各役所に頼めばいいわけですから。たつたこれだけのことを議論するために、もう十分も使つていいわけですね。

私は、例えば住基ネットのコードについても、私ぐらいそういう意味では素直なままで答弁をしておる者はいないと思っております。

○大塚耕平君 人生の先輩でありますので、素直に聞きますけれども、まあしかしもう一個、やは

り今の大臣の答弁のプロセスで問題があるんですね。さつき三百三十六件のお話があるんでも、これが本当に悪いと言えるのかどうか。つまり、さつきもお話しになりましたけれども、一応調査の結果としては銀行側が求めたわけではなくて御本人が提示したということになつていて御本人が提示したということになつていて御本人が提示する以上、別にこれは問題ないわけですね、法律的には。そこをちょっと聞かせてください。

○政府参考人(畠中誠一郎君) お答えいたします。御本人が自主的に提示する以上、何ら問題はございません。

○大塚耕平君 とすれば、莫大なコストを掛けて作った住基ネットのデータを、例えば金融業界にかかるわらず各産業分野が本人確認のためにもしこれが使つていい法体系になれば、これはこれで相当業コストを下下させるわけですよ。それから、これから第二次稼働ということになります。あるいは本人確認省略のために使つてあるんですね。住基カードを本人が求めれば条例に基づいて市町村が発行できる。身分証明書の代わりになるし、これはいろんな空き領域を活用できますから大変便利になると私は思います。それから、これもこの間法律を直していただきましてからかなり増えましたよね、二百六十幾つになつて。それから、これから第二次稼働ということになります。これは、事前通知をもらつて、必要になつた大きな問題は起こつていませんが、大きな問題は。基本的には四情報にコードでしょ、住民票コードと変更情報で。コードは、これは変更可能ですね、御承知のように。

だから、総務省は全体の枠組みの御担当で、個々の分野についての御対応は各役所の仕組みだ、そんなことは分かります。だから、全体の統括部門として調査の必要があると思われますか、ないと思われますか。もう一度御答弁ください。

た公的個人認証制度、これがないといろんなことができませんから、Eコマースだって何だって、いろいろなことできない。これらの関係の基礎データを提供することになるんです。公的な個人認証ですよ、そこは公的なというところあるんで。そういうことに使うことを考えておりまして、今の民間利用については考えておりません。

もし民間利用もやらせるということなら、ひとつ国会で御議論いただいて国権の最高機関として意思決定していただければ、それはそれで一つの在り方だと、こう思いますけれども、我々は考えておりません。

○大塚耕平君 今、私の敬愛する宮本さんから、おれは反対だという声がありましたけれども、だから反対か賛成かはこれから議論すればいいんですけども、そういうことを役所任せにしないで、役所の皆さんもかわいそうですよ、何でも役所にやれと言つたら。まあ、でもそれが仕事ですから本当はやつてほしいんですけどもね。なかなか役所が動けないんだつたら、それを国会で議論してくださいよ、是非。それはお願ひしておきます。

随分変なところで時間取っちゃいましたけれども、全部質問し切れなかつたら通告していた部分は質問できませんが、来ていただいた方にあらかじめおわび申し上げておきます。

ちょっと法律そのものに戻りますけれども、個人情報保護法の二十三条の一項四号、これについて、つまり協力する必要がある場合であつても、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときには国などに協力しなくともいいみたいなことが書いてあるわけですよ。これは衆議院でも実は刑事訴訟法百九十七条一項と貸金業法、貸金業規制法三十条二項との関係について質疑がありましたが、ちょっととここの二十三条四項について、個人情報取扱事業者に本当に例えば警察から情報提供を求められたときに遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断するのはだれありますか。

○政府参考人(藤井昭夫君) お答えいたします。

法案の第二十三条というのは、個人情報取扱事業

者が第三者に個人情報を提供する場合に、それが法律に違反する提供なのかどうか判断するための基準として設けているものでございます。

したがいまして、御指摘の第一項第四号、当該事務の遂行、当該事務というのは国の機関等の当事務といふことになるわけでございますが、この當該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかということについても、いろいろ行政機関等から説明なんかを求めた上で個人情報取扱事業者自らが判断されるべきというような作り方に

なってございます。

○大塚耕平君 しかし、それは個人情報取扱事業者にとっては大変大きな負担でありますし、昨今のこのやみ金の問題も考えますと、やはり情報提供した方が特に信用情報についていい場合もあるかと思うんですが、これは今行政当局はあい

う御答弁でしたけれども、細田大臣、大臣としてはそれでいいですか、ここは本当に。これは、この御答弁で固まつちやうと、結構個人情報取扱事業者にとって大変な負担なんですから、警察当局から例えば情報を求められたようなとき

に。これはいつも財金問題は、若林先生や林先生に聞いていたでいて生意気なことを申し上げておるんですけども、これだけ大勢の人が集まつて何も決まらない委員会とか国会というものは本当に時間が無駄だと思いますので、大臣の御答弁一つで議事録として残つて決まることが一杯あるんですよ。例えばさつきの個別法、いつまでにやら

せるかとかですね、そういうことを一個一個こそこそつぱり分からなかつたんすけれども。

○大塚耕平君 私、頭悪いんで何言つてゐるのか

で決めていくともと日本の改革は早く進むと思いませんが。

○大塚耕平君 そうすると、私がこの信用情報セ

ンターの人間であれば、裁判所からの命令であつてもこの法の二十三条一項四号に基づいて自分で判断しなきゃいけないんですね。

○大塚耕平君 そうすると、現在、これは全国信用情報センター連合会の内規によれば、公的機関からの照会が裁判所の命令による場合は信用情報を提供するという内規があるんですけれども、この場合はどう判断すればよろしいですか。この内規のままで今後よろしいですか。

○政府参考人(藤井昭夫君) 第二十三条におきましては、第一項で、法令で定める場合とあと今御質問のありました協力をする場合と、この二通りに分けておるんですが、その考え方は、当該個人情報取扱事業者が行政機関に対して情報提供するということが法律上直接義務として定められていて、あるいは任意というものをかんじてると書くかと思うんですが、これは今行政当局はあい

う御答弁でしたけれども、細田大臣、大臣としてはそれでいいですか、ここは本当に。これは、この御答弁で固まつちやうと、結構個人情報取扱事業者にとって大変な負担なんですから、警

察当局から例えば情報を求められたようなとき

に。これはいつも財金問題は、若林先生や林先生に聞いていたでいて生意気なことを申し上げておるんですけども、これだけ大勢の人が集まつて何も決まらない委員会とか国会というものは本当に時間が無駄だと思いますので、大臣の御答弁一つで議事録として残つて決まることが一杯あるんですよ。例えばさつきの個別法、いつまでにやら

せるかとかですね、そういうことを一個一個こ

そつぱり分からなかつたんすけれども。

○大塚耕平君 そうすると、私がこの信用情報セ

ンターの人間であれば、裁判所からの命令であつてもこの法の二十三条一項四号に基づいて自分で判断しなきゃいけないんですね。

しておらないで答弁しておりますが、というふうにおっしゃつたように、これからそういう意味では個別の事情を各分野きちつと詰めていただきかなくしてはいけないわけですね。

また最初の話に戻りますけれども、特に私は、ほかの業界のことは分かりません、金融業界について申し上げますと、早くきちんと方針を出してもらわないと困るんですよ、業界の人も。別に私は、業界の代表としてしゃべっているわけじゃないんですけど、そのことが結果として、例えばこれが合併、統合等、様々な問題が起きたときの対応とか本当に困っちゃうんです、みんな。早くやつてください。伊藤さん、よろしくお願いしますね。

もう時間もなくなってきたので、ちょっと次の問題に移らしていただきますが、私も今、携帯電話を持っていますけれども、この携帯電話にメールが、いろんなメール来ますけれども、片山大臣、携帯電話でメールは使いになりますか。

忘れたり。もう二回なくしましてね。今は秘書官やSPPさんが持っていますから、私は持たずに済ませています。

ているか? というのを持てていないと分からんんですよ。「居場所が分かつちやうよ」と呼ぶ者あります。いや、今、面白いやじが飛んできましたけれども、やじに反応しちゃいけないですね。

インターネットを通じてこの携帯電話にいろんなメールが飛んできますけれども、去年、迷惑メール防止法と言われる、俗に言われる法律が制定されましたけれども、見ず知らずの人からメールが送られてきたときに、このメール欲しくない、もう送ってほしくないと思った場合には、この法律上はどういう対応ができることになつておりますでしょうか。

に関する法律の中で、いわゆる迷惑メールにつきまして、今、委員御質問の、いわゆる送信を受けた方が欲しくないと、こういったときにどういう義務があるか、どういうことがあるかということをございますが、この法律におきましては、広告あるいは宣伝メールを送信する営利の事業者に対する送信拒否の意思表示をした者に対する迷信、再送信は禁止をするという義務規定がございまして、したがつて、もしそれに対しましてなお大量にまだ送り付けるとなりますと、これは電気通信事業者が電気通信役務の提供を拒否できるというような規定がございます。

○大塚耕平君　ということは、送信拒否の返信をできないようになっているDMメールはどうなるべですか。

最近あるんですよ、大臣、そういうのが。送つ
んですか

てくるでしょう、いや、もうこんなメールを欲しくないといふときに送信拒否しようとすると、返信ができないようになつていてるメールがあるんですね。ですが、これについてはどうすればいいんですか。

○政府参考人(有富寛一郎君) この法律におきまますと、具体的な事例に即しまして措置命令ができるというふうになつておりますので、その事案に即した対応をすべきであるというふうに思いました。

○大塚耕平君 そうすると、送つてきている人の送信元アドレスは分かれますわね。その送信元アドレスを総務省に連絡したら何が対応してくれるんですか。アドレスは分かっているけれども、返

信できなんいんです
○國務大臣(片山虎之助君) 大きい声でやつくり
言つてください。

○政府参考人(有富寛一郎君) 済みません。いつも口が早いと怒られています。申し訳ありません。
この規定によりますと、データ通信協会等の指定法人がありまして、そこで指導をするとかある
いは把握をするとかということで、資料の収集もござりますけれども、具体的な送信元が分かれれば
対応できるということになります。

○大塚耕平君 それから、最近は大臣、ショートメールとかいって、個人で作っているアドレスじゃなくて電話番号に送つてくるやつがあるんですよ。

それで、これは大人はいいです、どんなメールをもらっても自分で判断できますから。でも、今出会い系のメールの問題とかいろいろ別途議論されてますけれども、子供の携帯電話に受信拒否もできないような技術的な対応のされたメールがばんばん送られてくるわけですよ。そうすると携帯電話の番号というのは、携帯電話の事業者が言つてみれば顧客の番号リストをさとつ持つているわけですね。これは個人情報ですよね、これは

○細田大臣にお伺いしますけれども。
○國務大臣(細田博之君) 個人情報であると思いま
す。

○大塚耕平君 そうすると、そういうメールを送
り付けてくる人というのは、携帯電話の番号を何
らかの形で取得しているわけあります。つまり、
何らかの形というのは、番号を〇〇〇からずっと

順番に一つずつ変えて、いつヒットするやつを順番に検索していくシステムで、これは電話番号で、じゃないアドレスの場合もそうですねけれども、そういうシステムで入手しているわけですが、これは適正な取得ですか。

○政府参考人(鹿井昭夫君) 御質問の趣旨からお尋ねになりますと、今御指摘の例というようなのは、データベース、個人情報データベースへの取得とかそういうケースじゃないようふうに判断され

るんですか、そういうことであれば、ちよごことの法律の元々対象となるような行為ではないということにならうかと思います。

○大塚耕平君 今のケースで申し上げると、まず変なメールを送つてくる事業者が、まずその人たちは膨大な相手先に送つているわけですから、まずそのデータを取得する段階でそれが適正な取得であつたかどうかという問題がありますが、いざこれにしてもこれは個人情報取扱事業者になります。

それから——ちょっと待ってください。元々、携帯電話網を運営しているドコモであれJフォンであれ、その皆さんも個人情報取扱事業者になりますね。両方とも個人情報取扱事業者です。この現象を、今回ここでお作りになるこの法的枠組みの中で、今後どういうふうに考えていけばいいですか。

○政府参考人（藤井昭夫君） 今のがケースの場合で、いろいろメールのやりとりをする中で、メールの発信者の氏名あるいは場所、そういうった情報を入手されていると。受け取った側が別途個人情報データベースを作るというような形で、一つのデータベースを作られ、そこに今までいろんな情報があって、その個人データベースに取り込むむ

いう段階になると、これはやはりこの法制の対象となる行為ということになると思います。

そういう面白い商売をする事業者も、それから技術も日進月歩ですから、もう既に、去年、迷惑メール防止法を作つて以降、それを、何といいますか、網をかいくぐるような現象がいろいろ起きています。そして、これ、大人が相手の問題はいいですけれども、子供が相手で非常にいろいろまずいこともありますし、おまけに今回個人情報保護法といふちょっととかする法案ができてきて、実態を調査して可及的速やかに、どういうふうに考えていけばいいのか、今後どういう方向で臨むのか、世耕さん

○國務大臣(片山虎之助君) 本当に今の、あれで
すね、こういう関係は日進月歩じゃないですね、
秒進分歩と言つてるので、いろんな法律の網
をくぐる技術の開発ややり方が出てくるでしよう
ね。本当に世耕議員始め皆さんのお骨折りで議論
立法で見事な法律を作つていただいたので、状況
を調べて、ドコモその他関係のところとも十分相
談をして、必要な対応をするということになれば
しっかり考えてまいります。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

また方針が決まつたら、調査結果が分かつたら
教えてください。よろしくお願いします。

世耕さんが初日に……(発言する者あり)
さん好きなんですよ、私ね。大変面白い例をお出
しいただいて、たしか東京新聞でしたかね、「こ
うなる二〇XX年」ということで、何でしたか、
政界浄化を訴える保守系、金にきれいな、若手衆
議院議員と書いてあるから世耕さんのことじゃな
いと思うんですけども。この話と、あと労働組合
からの名簿の件で御答弁をいたいたわけですが、
が、これちょっと、これ全員にかかる問題ですか
ので、もう一回五十条と三十五条のところ、事実上
確認だけちょっとさせていただきたいんですけど
ども。

藤井さんがいろいろ御答弁いたいたんですね
けれども、労働組合の皆さんのが選挙の応援をしてく
れるというので名簿を御提供くださるのも、それ
からあと、我々もそうですけれども、いろんな業界
の皆さんとお付き合いがあつて業界の名簿を御
提供くださいますが、自民党の皆さんもそうだと思
いますけれども、この間、労働組合のところでお
つしやつたロジックというのは、業界から名簿を御
をお預かりするというときも基本的には同じです
ね。同じか同じじゃないかだけ、ちょっとお答ええ
ください。

○大塚耕平君 ということは、これは確認をしておきたいんですけども、実はよく読むと、藤井さんがおっしゃったロジックも分かるんですよ。まず、個人情報取扱事業者に労働組合や、この間の例ですと同窓会ですけれども、これが該当するかどうかというところの判断と、そして今度は第二段階として、政治活動かどうかということと、務大臣が権限行使をしないという適用除外になるかどうか、一段階あるのは分かるんですよ。ところが、三十五条をよく読むと、三十五条の二項というのと、個人情報取扱事業者が第五十条に掲げる者に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないとなつていてるんですね。第五十条というのは、個人情報取扱事業者について書かれているわけなんですね。

ということは、三十五条二項というのは、個人情報取扱事業者が個人情報取扱事業者に対して情報報を提供する場合を規定していると、まずそこだけ確認させてください。そういう理解でいいですか。

○政府参考人(藤井昭夫君) 三十五条の趣旨は、受け手が個人情報取扱事業者であるかどうかといふのは明記はしておりません。むしろ、報道とかあるいは政治、報道とか表現の自由とか、適用除外を受ける者、失礼しました、個人情報、適用除外を受ける者自体は、いつたん個人情報取扱事業者でありながら、五十条の一項の各号の要件に合致するというもので適用除外された者ということになるわけです。いつたん観念的には個人情報取扱事業者ということになるんですが、要件があるからこの法律の適用除外を受けた者ということになります。

したがいまして、この提供先であるところは、やっぱり観念的にはいつたんは個人情報取扱事業者であった者が五十条で適用除外されたものと、労働組合とか業界団体とか、それから仮に会社こういうことになります。

○大塚耕平君 もう少し具体的に確認しておきま

館なんかを建てている同窓会、それは事業者だとおつしやつっていましたけれども、そういう同窓会は三十五条二項に言う、まず主語である個人情報取扱事業者だと、こういう定義でよろしいですか。私たち政治家は第五十条に定める個人情報取扱事業者だと、外を受ける者と、こういうことになります。

○政府参考人(藤井昭夫君) おおむねそういう考え方で間違いないんですが、付け加えさせていただくなれば、五十条で、本来であれば個人情報取扱事業者なんだけれども、第四章の規定の適用除外を受けた者と、こういうことになります。

○大塚耕平君 おおむねと付いたやつたんで分からぬんですけども、もう一回聞きますよ。

これ、大変なんですよ。今回の答弁で議事録として残つたものを基にきちっと法に抵触しないよう私も活動しますので、自分の問題として聞いているんですけれどもね。

いいですか。私が、例えば選挙のときに、例えば業界団体から名簿をもらうときに、私は五十条に言う個人情報取扱事業者で、そして名簿をくださる業界団体は三十五条二項に言う個人情報取扱事業者、これでいいですね。

○政府参考人(藤井昭夫君) 説明がややこしくなつたのは、法律の、三十五条の第二項の法律の条文上は、あくまで五十条第一項に掲げる者と、こうなつてているんです。ですから、その第一項に掲げる者というようなのは、報道機関であつたり、著述を業とする者であつたり、あと政治団体それから学術研究団体、こういった者に適用することとなります。

ただ、ちょっと余計な御説明だったのかもしれませんけれども、その五十条の物の考え方というようなのは、ほっておけば、こういう報道機関であつても相当大規模な個人データファイル、情報データベースを持つていると。そういうことで表現の自由等との関係で適用除外をする必要があるということで除外したものですから、ああいう説明になつたということです。

○大塚耕平君 よく分かりました。つまり、私が

聞いていたのとは事実は違うということをおおしゃつておられるわけですね。

三十五条の二項の「個人情報取扱事業者が」の「が」というのは、これはそこまで主語を指しているわけではなくて、その事業者が五十条に該当する者である場合と言つておられるわけですから、それは非常によく分かります。そういうことですよね。

○政府参考人(藤井昭夫君) この二項の「主務大臣は、個人情報取扱事業者が」の「個人情報取扱事業者」というようなのは、情報を提供する者のことを言つておられるわけです。

○大塚耕平君 じゃ、さつき私が言つたとおりですね。

○政府参考人(藤井昭夫君) はい。

あと一点です。この対象にならないという場合は、これはもうこの法律の規律の対象から除外されるということでござりますので、そこはちょっとますけれども、報道機関等と、こういうことでございます。

○大塚耕平君 そういうことであれば、分かります。五十条は、つまり提供する側にも受ける側にも両方に引っかかるということになつてきますので、それは非常によく分かります。

申し上げたいのは、元々この規定の対象になるということであるならば、世耕さんと決して仲が悪いわけじゃないんですけども、世耕さんがある新聞の例を出してここで御答弁いただいたことというのは、そもそも最初から対象外の話であるとすれば、そういう新聞の瑣末な情報をここに持ち込んで、それについて御答弁を求めていたただくと大変困ったことになるわけですし、それから、一つ最後に申し上げたいのは、最初の法益の話、保護法益、大臣、その「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」というふうになつていて、我々国會議員は、それは

党派問わず、悪いことをしている人は別として、みんな国民の権利利益を守るために仕事をしているつもりなわけでありますから、そうすると、我々が、それを支援してくださる有権者の皆さん個人情報の有用性に配慮しつつ、しかし我々自身は個人の権利利益を保護することを念頭に置いて仕事をしているということであれば、政治家に対する情報を提供、その情報提供と、いうのは名簿ですね、これについてはむしろ、この法律でがちがちに規定して官僚の皆さんがいろいろ解釈するところを言えども、後での議事録を読んだ人たちは、一体あの政治家に名簿を渡して大丈夫かなどか、どんどん政治が縁遠いものになつていつやうわけですよね。

だから最初から、政治に参加していくだけことが日本を良くすることなわけでありますので、そうであるならば、政治家に名簿を渡す、ただその名簿を政治家が適切に使うというのは当然でありますけれども、そういうことについては何ら問題がないといって、十把一からげにきつと御答弁いただければいいわけですが、これは野党の皆さんに関係がありますがといって、労働組合の名簿の例だけを出してそれが議事録に残ると、それはそれで、やはりいい意味での政治の発展を妨げることになりますので、政治は、政治家に名簿を渡すことについては、基本的にこれは何ら問題がないと、ただし、その政治家が努力義務を、この個人情報保護法に言う努力義務は五十条にも係っていますので、それをやらなければならないことについては、そうだと……

○委員長(尾辻秀久君) 質疑者に申し上げます。

○大塚耕平君 そうだということについて、最後に御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(藤井昭夫君) お答えいたします。

法律の趣旨は、むしろ政治活動の分野等について、この法律が逆に言えば不当な公権力関与になる可能性があるという考え方から、何重にもむしろ不当な公権力が行使されないように配慮して

いるところでございまして、御趣旨のとおりだというふうに考えております。

○大塚耕平君 ありがとうございました。

○山下栄一君 私は、行政機関の個人情報保護法について質問させていただきたいというふうに思います。今まで長い時間審議されておりますので、幾つか重複する部分もあるかもしれませんけれども、お許し願いたいと思います。

まず、第一条の「目的」のところでございますけれども、全部は読みませんけれども、「この法律は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と。現行法では目的の、現行法と同じ規定になつておるわけでございまますけれども、この「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」という、ちょっとそこが気になつております。そこで、行政が適切な運営を図るのは当たり前のことだと思うんです。

その次、「円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と。場合によれば、円滑な運営のために個人の権利利益を保護する事柄をおろそかにされることがあるのかどういふうな読み方でもきぬことないと思いますが、その点の確認をさせてください。

○副大臣(若松謙維君) お答えいたします。

この第一条の「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、この「國りつつ」の趣旨はいかがかといふ尋ねですが、それに統きます個人の権利利益の保護これがあくまでも第一義の目的であると、このように私どもは理解しております。よつて、決して行政の都合を優先させるものではないということを断言いたします。政府案のこの個人の権利利益の保護を一方的に図るのではなくて、行政の適正かつ円滑な運営との適切な調和の下、図るべきだと、このような考え方立つてあることになります。

○山下栄一君 次、二条ですけれども、今回、こ

の個人情報保護、保護されるべき対象に紙文書情報、二条四項二号ですね、付け加えられたわけですかとも、これずっと確認しますと、総務大臣への事前通知、これは義務付けの適用外になつてゐるわけですから、この紙文書情報について総務大臣への事前通知を義務付けないのはどうしてなのかということを確認させてください。

○副大臣(若松謙維君) 紙のファイルにつきましては、電子計算機処理に見られるようないわゆる大量高速処理、この特性が有していないと。そういうことで、個人の権利利益侵害のおそれも当然電子計算機処理の、処理に比べると、この個人情報を、より少ないと。そのようなことから、紙のファイルについての事前通知を要しないこととした次第でございます。

しかしながら、紙のファイルにつきましても、これ大臣も何度も答弁しておりますが、個人情報ファイル簿におきまして一定の事項の公表を自ら義務付けているところでございまして、これについてもやはり適正にしなければいけないと、そのように考えております。

○山下栄一君 次、四条でございます。

四条は「利用目的の明示」というところなんですかけれども、これは現行法にはない部分だというふうに思います。新たに利用目的の明示を義務付けるのはどうしてかということを確認させてください。

○副大臣(若松謙維君) 第四条第三号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」という意味でございますが、これは行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなくて、客観的に判断する必要があるものの、また事務事業の根柢となる規定、趣旨に照らしまして適正な遂行と言えるものでなければならぬと、そういう趣旨でござります。

ささらに、この支障の程度でございますが、それは名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されると。また、おそれの程度も、単なる確率的な可能性ではなくて法的保護に値する當然性が要求されるものであると考えております。

○山下栄一君 これは、四条のところのこういう規定を新たに設けたことが、結果的に国民にとってプラスにならないのではないかというふうに私は感じんですね、これ。

要するに、行政機関は、直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなくちやならないと。これは当然といえば当然のことなんでしょうけれども、例外を作つてはいる、「次に掲げる場合を除き」と。それが今ちょっと触れていただいた。特に私、気になるのはこの三号なんですねけれども。要するに、行政の仕事上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは明示しなくていいと。支障を及ぼすか及ぼさぬかというのは、そんなのは行政の皆さんのが当然ですかから、拡大解釈がどんどんされる可能性があるというか、そういう心配があるんですね。

だから、こういうのを初めから書いていない方がかえつて慎重にされるんではないかと。書くことによって、例外規定を書くことによつて、結局、なし崩しに本人に明示しなくてよい例が広がつていくという心配があるような規定ではないかと懸念するんですけども、ちょっと重ねてで申し訳ありませんが、心配ございませんか。

○副大臣(若松謙維君) 委員の御懸念も一理あるうかと思いますが、やはりこの「利用目的を本人に明示することにより」と。当然、例えば犯罪の内偵捜査の際に捜査対象者に利用目的を明示する必要は、これは当然捜査上必要ないと。こういった私どもは常識的な場合を想定しておらずして、そういった行政の目的を達成するためにやはりこの条文は必要ではないかと、そういうことを考えてこの三号を規定した次第でございまして、是非御理解を賜りたいと思います。

○山下栄一君 懸念は最後にまとめて総務大臣にお聞きしたいと思ひますけれども、次、八条、済みません。「利用及び提供の制限」のところでございますが、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き」、これもこういう規定に

なっているんですけど、「法令に基づく場合

を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情

報を自ら利用し、又は提供してはならない」と。

これももつともらしい規定なんですか?

現行ではこれは九条一項に書いてあるんですけれども、ちょっと細かいんですけれども、現行法で

は法律の規定に基づく場合を除きと、そういうこ

とになってくるわけですか? 今度は法令に

基づくと。この法令というの、法律よりも広が

るわけですけれども、この法令というのはどうい

う部分まで入っていいのか。政令、省令、ちょっと

と詳しく分かりませんけれども、その下の方の、

例えば大臣告示、その他局長通知とか、どこまで

広がるんでしようか、これ、済みません。

○政府参考人(松田隆利君) 法令は、法律のほか、

ささらに政令とか省令というものがあるわけでござ

りますが、今回、この法律の規定に基づきを法令

の規定に基づき、この個人情報は利用目的を厳しく限定をしていくという考え方方に立

すけれども、これはそもそも、この個人情報は利

用目的を厳しく限定をしていくという考え方方に立

ちまして、実はこの目的外利用の前段階であります

保有の段階から、現行法におきましては、法律

の規定に基づく所掌事務に必要なためとということ

になつておるわけでございますが、それを更に、

法律が言う大枠の規定ではなくて、それを更に細

分化しました政令、省令、そういう段階の範囲で

更に限定して保有をするというふうに、利用目的

を更に限定をして保有するようにしていけるわけ

ございます。

それとの関係におきまして、目的外に利用する

場合におきましても、法令の規定に基づきとい

うことで、法律のレベルだけじゃなくて、更に政令、

省令の段階の細分化された利用目的に限定をして

いくという趣旨で「法令」という用語に統一して

いるところでございます。

○山下栄一君 より明快に限定の中身が分かるよ

うに制限していくという趣旨であるならばそれで

結構でござりますけれども、同じこの利用目的外

の利用・提供、これちょっと心配なことがござい

まして確認させていただきます。

目的変更の場合は国民への公開規定があるん

すけれども、利用目的以外の利用・提供をする場

合、八条ですか? 国民にそういう場合は知

れはなつております。それでよろしいですか。

○副大臣(若松謙維君) 目的外利用の際に事前通

知の対象になつているかというお尋ねですね。そ

れはなつております。それでよろしいですか。

○山下栄一君 目的変更の場合は、十一条一項三号、

十一一条一項に基づいて、各行政機関、公表される

場合にこの三十六条一項一号の利用停止請求制度

が機能しなくなつてしまふ。国民は知らされてい

てよいと。ということは、国民にとって非常に都

合の悪い、場合によっては被害に遭う、そういう

けれども、この点はどうなんでしょうか。

同じように、目的変更の場合と同じように目的

外利用についても国民に知らせる必要あるのでは

ないかというふうに懸念されるわけです、思うん

ですけれども、どうでしようか。利用のことを聞

かせてください。

○副大臣(若松謙維君) まず、三条の利用目的の

変更、これはいわゆるそういうデータが、変更

後の利用目的が恒常的なものである、こういう

ことと想定しております。一方、八条の目的外利

用・提供につきましては、これは今申し上げまし

たように、利用目的を変更せず一時的に認めてい

るものと、こういうことで、基本的には三条の嚴

格運用を私どもは期待しております。そして、三

条の利用目的の変更は、今申し上げましたように

恒常的であるために、当初定めた利用目的と同等

ということで事前通知を義務とした次第でござい

ます。

一方、八条の目的外利用・提供につきましては、原則禁止が解除をされる例外にふさわしい場合に

限定されるということでありまして、かつ適切、

必要なタイミングで行なうことが必要になるために

事前通知は義務付けていないと。

こういう、極めて私どもが例外的なものとして、

とはいながらも、一年以内というもう議論もございましたが、先ほど申し上げました、やはり三

条の、恒常的なもの、行政の業務を遂行するのに

必要なものと、これについての事前通知という制

度を導入した次第でございます。

そして、個人情報ファイルの目的外利用・提供

の状況につきましては、これは現行法におきまし

ても、施行状況調査におきまして調査の上、公表

しております。そして、新法におきましても引き続き

行つてゐるわけでありまして、結果的には公表さ

れると、このような制度になつていて御理

解いただきたいと思います。

○山下栄一君 ちょっとと今度、具体的な事案で今

回の改正法の実効性を確認させていただきたいと

いうふうに思いますけれども、昨年の五月に新聞

報道によつて発覚しました防衛庁の情報公開請求

者リストを保有し提供をしていたというふうなこと

が分かっただけでございますけれども、これはもちろん自

衛隊法違反もあるわけでございますが、これは目的

リストを保有し提供をしていたというふうなこと

得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせては

ならないとする同法第十二条の規定に違反するもの

がありました。

それからさらに、空幕の情報公開室の三佐とそ

の後任者が、開示請求書に記載された請求内容の

ほかに、受付番号と氏名をリスト化しまして印刷

したものと、それを東京地方調査隊に配付しておりまし

た。これは、個人情報の内容をみだりに他人に知

らせてはならないとする同法第十二条の規定に反

するものであります。

このほか、施設庁施設部所属の情報公開担当の

専門官が、開示請求書に記載された氏名等の個人

情報を含む資料を、一時期、情報公開業務に直接

関係しない職員が閲覧可能な施設内にLANの施

設部掲示板に掲示しておりますが、これは目的

外の利用につながりまして、同法第九条第一項に

違反するものでございました。

○山下栄一君 ちょっとと今の説明よく分からへん

のか。やけど。

現行法第四条第二項、現行法第四条第二項ね、

それから第十二条、それ以外にもう一つ九条一項。

九条一項というのではありませんかね。利用及び提

供の制限のところですね。それ、間違いないですか。

現行法第四条第二項、現行法第四条第二項ね、

それから第十二条、それ以外にもう一つ九条一項。

九条一項というのではありませんかね。利用及び提

供の制限のところですね。それ、間違いないですか。

現行法ではそうなんです。改正法では条文が変

わると思うんですけれども、ちょっとどの条文に

なるか、確認できますね、これは総務省の方で

特に現行法どこか変えたということないでしよう

ね。現行法では四条と十二条と九条に違反だと。

改正是どの条文に違反になるんでしようか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

まず、現行法の第四条第二項の、利用目的に必

要な範囲を超えた個人情報の保有ということにつ

きましては、新しい行政機関法におきましては第三条で個人情報の保有の制限を規定いたしておりまして、「法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。」というところに相當たるわけでございます。

それから、現行法で第十二条で、個人情報の内容をみだりに他人に知らせること等を禁止しておりますが、これにつきましては、七条におきまして、新しい法律の方では七条におきまして同じよう、「その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。」ということになっております。

それから、現行法第九条の目的以外の利用・提供の禁止でございますが、これは新しい行政機関法におきましては第八条で、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」ということに該当するわけでござります。

○山下栄一君 防衛庁の方、もう一遍確認しますけれども、現行法、この個人情報関連の法律は分かりましたけれども、大臣の補佐等にかかる处分、事務次官以下ございますね。それと、実行行為、先ほどおっしゃった方も含めまして、職務上の注意義務違反というのがありますね、によって処分されている。それから上司の人、該当者の三等海佐ですか、その上司の人、上司の人に対して指揮監督義務違反。これはそれぞれ法律の根拠をちょっと教えてください。

○政府参考人(宇由川新一君) 昨年の防衛庁リスト事案につきましての処分は二つ根拠ありますて、一つは自衛隊法に基づきます懲戒処分であります。減給、戒告がこれに当たります。それとまた、防衛庁内におきます訓令がございまして、訓戒とか注意はこの訓令に基づくものでござります。

○山下栄一君 自衛隊法違反ということですね。

次、罰則。この事案で罰則は適用されるのかと、五十条、五十三、特に五十五条でしょうか、五十三、五十四条、五十五条が罰則規定になつておりますけれども、去年の五月に起つた事案について、この罰則適用可能性というか、今回の改正では罰則対象になるのかということをお願いしま

す。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

憲法の不溯及の原則によりまして、過去の事案について新しい刑罰法規が適用されるということはないわけでございます。

したがいまして、仮に今後、防衛庁の事案のようなものが発生した場合に一般的にどうかということになるわけがありますが、これも刑罰の適用は司法当局及び裁判所が認定することになるわけ

でございますので、その認定いかんによるところに相なるわけでございます。

海幕三佐の例で申し上げますと、海幕三佐は、個人情報ファイルに記録される情報は当該ファイルの保有目的の達成に必要な限度を超えてはならぬ

い旨を定めた現行法第四条第二項に違反をしたけれども、現行法、この個人情報関連の法律は分かれましたけれども、大臣の補佐等にかかる处分、事務次官以下ございますね。それと、実行行為、先ほどおっしゃった方も含めまして、職務上の注意義務違反というのがありますね、によって処分されている。それから上司の人、該当者の三等海佐ですか、その上司の人、上司の人に対して指揮監督義務違反。これはそれぞれ法律の根拠をちょっと教えてください。

○山下栄一君 防衛庁の方、もう一遍確認しますけれども、現行法、この個人情報関連の法律は分かりましたけれども、大臣の補佐等にかかる处分、事務次官以下ございますね。それと、実行行為、先ほどおっしゃった方も含めまして、職務上の注意義務違反というのがありますね、によって処分されている。それから上司の人、該当者の三等海佐ですか、その上司の人、上司の人に対して指揮監督義務違反。これはそれぞれ法律の根拠をちょっと教えてください。

そういうことなんですね。同じような事案がこの改正法の下で起きた場合に、五十三条、五十五条は適用される可能性があるのかと。ただ、例えば総務省が知った、新聞情報で出たと、それが総務省が知った、新聞情報で出たと、それは告発できるのかと、刑事告発、というようなことは考えておいてもらわぬと困るんですけれども、余り考えていませんか。

○副大臣(若松謙維君) 委員の問題意識でございましたけれども、そもそも行政機関が御存じのように法令を遵守するということは、もう先ほど申し上げましたように、日本国憲法、さらには国家公務員法、こういったところに法令遵守義務が課されているということでありまして、その違反にしての懲戒処分という制度があるわけであります。さらに、職務を行うことにより犯罪があると、こういうふうに認められる場合は上司は告発しなければいけないと、いわゆる上司の告発義務が課されているところでありますね。

ですから、今回の防衛庁リスト事案まで現行法に関連しての懲戒処分の例がなかつたというのは、行政機関がそれなりに厳正に現行法の規律を履行してきた結果であるわけであります。先ほど申し上げましたように、この懲戒処分、極めて私たち行政を預かるものとして厳格にやはり適用しなければいけないと。そのためのやつぱり公務員の日々の行動というものをしっかりと見ていかなければ、そういう義務があると更に自覚しなければいけないと認識しております。

○山下栄一君 大臣にちょっと確認をさせてくださいね。

現行法は昭和六十三年から施行されているんでありますね。ということは、十五年目を迎えてるんでありますね。その間、罰則はなかつたとい

うことです。もう一回確認をさせてください。

○國務大臣(片山虎之助君) 詳しくは局長に答えてもらつた方がいいと思いますが、私の記憶では

五十五条違反で懲戒処分されているわけですよ。旧第七条違反で懲戒処分されているわけですよ。旧十二条ですか、改正法の第七条。先ほど確認させていただきました。

罰則規定を設けていた、何のために設けたのか

という、唯一の事例はじゃそれに当てはまるのか

と。それも分かりませんじゃ、これはちょっと何

のために罰則、ほとんどそういう罰則なんて適用

されるようなことはない。少なくとも、新聞報道をされるような事案については各省庁はやるべきものやと思いますけれども、罰則適用されるか

どうかは。それやらない場合は総務大臣が、総務省がやらないかぬような具合になるわけですか

だから、去年の事案については改正法では罰則適用可能なのかということぐらいの明快な見解は示せる状況に持つてきておかないと、何のため

てもらつた方がいいと思いますが、私の記憶ではないと思います。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

現行法違反を理由として懲戒処分が行われた例はないものと承知をしております。

○山下栄一君 したがつて、もう唯一の例が新聞報道によつて分かったという懲戒、それ以外は懲戒はもうやつたことがない。要するに、基本的にはもう全部個人情報についてはすべての省庁で懲戒の対象になるのかも分からぬけれどもこれ

は告発できるのかと、刑事告発、というようなことは考えておいてもらわぬと困るんですけれども、余り考えていませんか。

○副大臣(若松謙維君) 委員の問題意識でございましたけれども、そもそも行政機関が御存じのように法令を遵守するということは、もう先ほど申し上げましたように、日本国憲法、さらには国家公務員法、こういったところに法令遵守義務が課されているということでありまして、その違反にしての懲戒処分という制度があるわけであります。さらに、職務を行うことにより犯罪があると、こういうふうに認められる場合は上司は告発しなければいけないと、いわゆる上司の告発義務が課されているところでありますね。

ですから、今回の防衛庁リスト事案まで現行法に關連しての懲戒処分の例がなかつたというのは、行政機関がそれなりに厳正に現行法の規律を履行してきた結果であるわけであります。先ほど申し上げましたように、この懲戒処分、極めて

私たち行政を預かるものとして厳格にやはり適用しなければいけないと。そのためのやつぱり公務員の日々の行動というものをしっかりと見ていかなければ、そういう義務があると更に自覚しなければいけないと認識しております。

○山下栄一君 大臣にちょっと確認をさせてくださいね。

現行法は昭和六十三年から施行されているんでありますね。ということは、十五年目を迎えてるんでありますね。その間、罰則はなかつたとい

うことです。もう一回確認をさせてください。

○國務大臣(片山虎之助君) 詳しくは局長に答えてもらつた方がいいと思いますが、私の記憶では

五十五条違反で懲戒処分されているわけですよ。旧第七条違反で懲戒処分されているわけですよ。旧十二条ですか、改正法の第七条。先ほど確認させていただきました。

罰則規定を設けていた、何のために設けたのか

という、唯一の事例はじゃそれに当てはまるのか

と。それも分かりませんじゃ、これはちょっと何

のために罰則、ほとんどそういう罰則なんて適用

されるようなことはない。少なくとも、新聞報道をされるような事案については各省庁はやるべきものやと思いますけれども、罰則適用されるか

どうかは。それやらない場合は総務大臣が、総務省がやらないかぬような具合になるわけですか

だから、去年の事案については改正法では罰則適用可能なのかということぐらいの明快な見解は示せる状況に持つてきておかないと、何のため

にこれ罰則規定を設けたのか、これも形だけかと、こうなつてしまつと思うんですね。だから、それが告発してもらわなければなりません。

一般論じなくて、具体的な例として、同じようないし事例が去年の五月じやなくて改正法施行されてから起つた場合は適用されるのかといふぐらいの見解は明確にしておかないと駄目なんじゃないかと。

○政府参考人(松田隆利君)

お答え申し上げます。

昨年の防衛庁の事案を含めまして、それまでは行政機関におきまして公務員法の守秘義務違反による罰則、あるいは刑法の職権濫用罪等による罰則等がございましたが、なお一層このIT時代における個人情報処理についての行政の信頼性を確保すべしという与党三党の御方針、修正方針もございまして、今回新たに三点の罰則を付け加え、再提案させていた

だいわけございます。

罰則につきましては、ちょっと時間の関係もござりますので、一々には御説明申し上げませんが、そういう経緯で罰則が追加され、そして今御審議願つておるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、この罰則の構成要件に該当するような事案が仮に今後生じた場合にはその罰則の適用があるということを申し上げました次第でございまして、それは司法当局及び裁判所による事実認定いかんにかかっているということございます。

以上でございます。

○山下栄一君 大臣、こういう場合、この新聞報道で国民の関心が高まり、そしてまた行政不信につながるようになつてしまつと思うんです、私、中途半端なことをやれば、それで罰則が入つたと。じゃ、同じ事案がこの法律成立後に起きた場合は、捜査当局なんやと思いますが、告発するのかと、行政機関として、しない場合は、当該、例えば防衛庁なら防衛庁しない場合は、総務省がやらなかぬようになるわけですから、どうなんですかね、これ。

○国務大臣(片山虎之助君) 犯罪行為を知つたら、

これは告発の義務があるんですよ。だから、それは告発してもらわなければなりません。

これは告発の義務があるんですよ。だから、それは告発してもらわなければなりません。

なつてしまつわけで、そういう意味じや、総務大臣の、この法案所管省庁の最高責任者として、この実効性の担保の問題、チエック機能、総務大臣の役割について、最後、確認させてください。

○国務大臣(片山虎之助君) この四十九条、五十一条、五十二条はかなり強いです、規定として

人情報ファイルを、これを提供した場合は罰則規定ですね。だから、防衛庁の場合に、あれが個人の秘密に關する、例えば、何かの病氣があつて自衛隊の試験に落ちたなんというのが中にありますよ。これは個人の秘密に属するということになる。それから、正当な理由があの場合にはないということになるんでしようけれども、それが故意でやると、こういうことの事実認定ができるば、五十三条の私は適用の問題が出てくるんだろうと、こういうふうに思いますが、最終的には司法の事実認定、判断の問題になると。

ただ、罰則を適用するという、罰則があるといふことが大変な抑止力になるんですね。最後は罰則があると、こういうことで、今の守秘義務や、刑法上には職権濫用や公文書毀棄罪がありますけれども、それ以外のパターンを三種類、今回の法律に書いたわけでございまして、これによつて、罰則まであるよと、懲戒処分はもちろんあると、こういうことが大変な担保になるんではなかろうかという判断です。

元々、我々は、特に罰則がなくとも現行法制でやれるということを申し上げたんですが、その方が信頼性が更に増すと、こういう御意見ございまして、それじや、それに素直に従おうというふうなことになつてしまつと思うんです、私、中途半端なことをやれば、それで罰則が入つたと。じゃ、同じ事案がこの法律成立後に起きた場合は、捜査当局なんやと思いますが、告発するのかと、行政機関として、しない場合は、当該、例えば防衛庁なら防衛庁しない場合は、総務省がやらなかぬようになるわけですから、どうなんですかね、これ。

○山下栄一君 別にこれは、防衛庁に限らず、似たようなことが行われる可能性としてはあるわけですから。目的外利用、目的外利用違反もありましたし、特に、第七条の従事者義務違反というこの四十九条、五十条、五十二条を積極的に運用、発動するでも構いませんけれども。

総務省設置法の行政評価に基づくものは調査報告権があるわけですが、この四十九条、五十条、五十二条程度でこの制度管理がきちっとできるのかなと。総務大臣の権限、もう少し強化するような方向で考えた方がいいのではないかと、いうようなことを率直に感じんすけれども、四十一条、五十二条を積極的に運用、発動するでも構いませんけれども。

しかし、それがやや怪しいなと思ったら、これはこの四十九条、五十条、五十二条を使いまして、それは十分私どもの方でチェックしてまいりたいと、こう思つております、また、国会で大いに言つていただきのが一番チェックになるんですよ。ひとつ今後ともよろしくお願ひいたしたいと

思ひます。

○山下栄一君 別にこれは、防衛庁に限らず、似たようなことが行われる可能性としてはあるわけですから。目的外利用、目的外利用違反もありましたし、特に、第七条の従事者義務違反というこの四十九条、五十条、五十二条を積極的に運用、発動するでも構いませんけれども。

総務大臣のリーダーシップがないと、この行政機関個人情報保護法案は、今まで十四年間ですか、ほとんど懲戒規定はなしに、懲戒処分はなかつたに等しいわけですから、もう全くこの正当な保護がなされていていたということに

思ひます。

○山下栄一君 もちろん議会の行政監視機能は極めて重要ですので、それは議員としての役割だと思ひます。

今ちょっとおつしやつた、四十九条の報告を求める場合は、場合によつては調査もすることもあるという理解でよろしいですね、それ。

○國務大臣(片山虎之助君) 報告を求める中に、これこれを調査して報告してくれということは、私、当然含まれると思つております。

○山下栄一君 ちょっと早いですけれども、終わります。

○委員長(尾辻秀久君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分開会

○委員長(尾辻秀久君) ただいまから個人情報の保護に関する特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の以上五案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森ゆうこ君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の森ゆうこでございます。今日もよろしくお願いいたします。

まず、片山総務大臣にお聞きしたいと思います。

裁判管轄の特例につきましては、地方在住者が

請求者の所在地の裁判所で訴訟に関して訴訟管轄

の特例を設けないという答弁でございまして、そ

の点について私は現場サイドにどんどん権限を下

ろしていくんだというお話をありましたけれども

も、訴訟管轄の特例を設けないということので、そ

の考え方へ変更はないでしょうか。

○國務大臣(片山虎之助君) これはもう何度も当

委員会でもお答えさせていただいておりますよう

に、行政事件訴訟というものは被告の、行政庁の

所在地の裁判所と、こうなっておりますから、情

報公開法が、あれは議員修正で直ったわけで、今

回も、衆議院の方では附帯決議で、裁判管轄全体

を見直すときを考えてほしい、又は運用上やつてくれと、こういうことになつておりますので、私も、当然含まれると思つております。

○山下栄一君 ちょっと早いですけれども、終わ

ります。

○森ゆうこ君 ちよと早いですけれども、終わ

ります。

○委員長(尾辻秀久君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分開会

○森ゆうこ君 せっかく今回、法案、修正して再度提出されたものですから、そのときにこれだけ議論になるものを修正すべきだったと思うんですけれども、なぜしなかつたのか。

特に、情報公開法の関係で法律の整合性ということをよくおっしゃるわけですが、それほど、そういうことを考えますと、この個人情報保護法案に関することをよくおっしゃるわけですが、それほど、そういうことを考えますと、この個人情報保護法案に関するものを見直すべきだつたと思うんですけれども、なぜしなかつたのか。

○國務大臣(片山虎之助君) 私は、前の法律、出直す前の法律では、現行ある罰則と懲戒処分で十分対応できるということを何度も申し上げました。

○森ゆうこ君 满足はできないんですけど、どうかなと、こういうふうに思つております。

○國務大臣(片山虎之助君) 罰則規定について、午前中にも様々な御議論がございました。総務大臣はこれまで国家公務員法上の守秘義務や懲戒制度があるから罰則は不要だというふうに答弁してこられたわけです。しかし、本法案では新たに罰則が設けられました。その真意について伺いたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 私は、前の法律、出直す前の法律では、現行ある罰則と懲戒処分で十分対応できるということを何度も申し上げました。

ただしかし、それじゃ不十分ではないかと、こ

ういう御指摘が確かに国会でもございましたし、言わば世論といふんでしょうが、マスメディア

その他にもそういう意見がございました。そこで、

与党三党が御相談して罰則を少し追加したらどう

かと、こういうことでございましたので、その内

容を我々も中に入つて一緒に検討をして、三条を結局追加いたしたわけでありありますけれども、それならその方が国民のIT時代におけるこの個人情報保護の仕組みについての信頼性が増すなんらそれはやむを得ないかなと。

そういうことで、罰則というのは犯罪であると

いうことがまず必要なんで、それを罰するわけ

でありますから、刑事処分で構成要件をどういうふうに

しっかりと作り作るか、構成要件に見合つて権利利益の

具体的な侵害がこの程度あるんでそれに対してはこ

ういう刑罰が適当ではないかと。これ刑罰を作る

というのは、大変、立案当局だけじゃないんですね、やっぱり法制局の意見も十分聞き、法務省の

そういう専門のところとも調整した結果でござい

まして、その結果、五十三、五十四、五十四の条

におけるような具体的な構成要件に該当した場合

まして、本来の原則に従つて今回は裁判管轄はそういうふうにしていこうと、こういうことになつたわけでしたわけでございますけれども、いずれにせよ大抵も衆議院でもそういう答弁させていただきま

したし、運用上、できるだけ地方機関の長に権限を委任して、だから地方機関の長がいるところで訴訟が起これるように運用上やつてまいりたい、

中で議論していただきたいと、行政事件訴訟とい

うのは一杯あるんですからね、そういうふうに考えております。

○森ゆうこ君 ちよと早いですけれども、終わ

ります。

○委員長(尾辻秀久君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分開会

○森ゆうこ君 ただいまから個人情報の保護の

保護に関する特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、個人情報の保護に関する法

律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法

律案、独立行政法人等の保有する個人情報の

保護に関する法

律案、情報公開・個人情報保護審

査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の

保護に関する法

律案、情報公開法案、情報公開法の整備等に関する法

案等に関する法

を見直すときを考えてほしい、又は運用上やつてくれと、こういうことになつたわけでありました。裁判管轄はその問題の中でも管轄の問題は私はやつていつたらどうかなと、こういうふうに思つております。

○森ゆうこ君 满足はできないんですけど、どうかなと、こういうふうに思つております。

○國務大臣(片山虎之助君) ちよと早いですけれども、終わ

ります。

○森ゆうこ君 ちよと早いですけれども、終わ

ります。

○委員長(尾辻秀久君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分開会

○森ゆうこ君 ただいまから個人情報の保護の

保護に関する特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、個人情報の保護に関する法

律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法

律案、独立行政法人等の保有する個人情報の

保護に関する法

律案、情報公開・個人情報保護審

査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の

保護に関する法

律案、情報公開法案、情報公開法の整備等に関する法

案等に関する法

を見直すときを考えてほしい、又は運用上やつてくれと、こういうことになつたわけでありました。裁判管轄はその問題の中でも管轄の問題は私はやつていつたらどうかなと、こういうふうに思つております。

○森ゆうこ君 满足はできないんですけど、どうかなと、こういうふうに思つております。

○國務大臣(片山虎之助君) ちよと早いですけれども、終わ

ります。

○森ゆうこ君 ちよと早いですけれども、終わ

ります。

○委員長(尾辻秀久君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分開会

○森ゆうこ君 ただいまから個人情報の保護の

保護に関する特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、個人情報の保護に関する法

律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法

律案、独立行政法人等の保有する個人情報の

保護に関する法

律案、情報公開・個人情報保護審

査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の

保護に関する法

律案、情報公開法案、情報公開法の整備等に関する法

案等に関する法

を見直すときを考えてほしい、又は運用上やつてくれと、こういうことになつたわけでありました。裁判管轄はその問題の中でも管轄の問題は私はやつていつたらどうかなと、こういうふうに思つております。

○森ゆうこ君 满足はできないんですけど、どうかなと、こういうふうに思つております。

○國務大臣(片山虎之助君) ちよと早いですけれども、終わ

ります。

○森ゆうこ君 ちよと早いですけれども、終わ

ります。

○委員長(尾辻秀久君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分開会

○森ゆうこ君 ただいまから個人情報の保護の

保護に関する特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、個人情報の保護に関する法

律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法

律案、独立行政法人等の保有する個人情報の

保護に関する法

律案、情報公開・個人情報保護審

査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の

保護に関する法

律案、情報公開法案、情報公開法の整備等に関する法

案等に関する法

を見直すときを考えてほしい、又は運用上やつてくれと、こういうことになつたわけでありました。裁判管轄はその問題の中でも管轄の問題は私はやつていつたらどうかなと、こういうふうに思つております。

○森ゆうこ君 满足はできないんですけど、どうかなと、こういうふうに思つております。

○國務大臣(片山虎之助君) ちよと早いですけれども、終わ

ります。

○森ゆうこ君 ちよと早いですけれども、終わ

ります。

○委員長(尾辻秀久君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分開会

○森ゆうこ君 ただいまから個人情報の保護の

保護に関する特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、個人情報の保護に関する法

律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法

律案、独立行政法人等の保有する個人情報の

保護に関する法

律案、情報公開・個人情報保護審

査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の

保護に関する法

律案、情報公開法案、情報公開法の整備等に関する法

案等に関する法

を見直すときを考えてほしい、又は運用上やつてくれと、こういうことになつたわけでありました。裁判管轄はその問題の中でも管轄の問題は私はやつていつたらどうかなと、こういうふうに思つております。

○森ゆうこ君 满足はできないんですけど、どうかなと、こういうふうに思つております。

○國務大臣(片山虎之助君) ちよと早いですけれども、終わ

ります。

○森ゆうこ君 ちよと早いですけれども、終わ

ります。

○委員長(尾辻秀久君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分開会

○森ゆうこ君 ただいまから個人情報の保護

織としての違法行為ということについて様々な議論があるわけですねけれども。

これは多分、細田大臣のセンシティップ情報の一つだと思うんですけど、細田大臣の御趣味は何かパソコンですか、パソコンマニア、ネットマニアという、これはちょっと誤った情報でしようが、適正に取得したと思っておりますけれども。

そういうネット、コンピューターに詳しい細田大臣から見まして、もちろんこの担当大臣ですから伺いたいんですけど、今までの議論は、今あるこのネット社会の現状、それこそ日進月歩じゃなくて、片山大臣が秒進歩とおっしゃいました。よくコンピューターの社会でドッギイヤーだという話も出ますけれども、それどころじゃない。そういう中で、例えば情報がいつたん、いつたん外に漏れたときにはそれがあつという間に広がってしまう、取り返しの付かないことになる。こういう状況があるわけですね。

元々はこの法案が策定された背景にはそのようないい社会への対応ということがあったと思うんです、今までの御議論をお聞きになられて、こういうことで十分このネット社会への対応、特にこの住基ネットが本格稼働するわけです、八月から。これで大丈夫だと思われますでしょうか。

○国務大臣(細田博之君) こういう情報の管理については、これも日進月歩でございます。しかしながら、日本においては、e-Japan基本戦略を決めて教育等もやり、あるいは光ファイバー敷設などのインターネット環境、高速ネットワークの環境を整備して日が浅いわけでござりますので、ソフトともにや立ち後れておる感は否めないわけでございまして、そういう中で、よく例示されております最近数年間の不祥事というものもそこから出てきておるわけでございます。

官の世界もようやくこの二年ほどで非常に整備を、環境整備をされ、あらゆる法令を変えて、許認可やら手続やら、そういうものをコンピューター化しようと、あるいはインターネットによる

許認可申請手続等をできるようにしようというこどやっと環境整備をしたところでございますので、まだまだいろんなことが起こり得る環境であると思つております。

そういった意味では、本当に行政においても、あるいは一般の民間企業、個人においてももっとこの点についてセンシティップに正になるべきでござります。そして、罰則というのは、何度も申上げておりますように、最終的な担保としてあるわけでございますけれども、片方は個人の利益を、言わばプライバシーの権利の一態様である個人情報というものを大切にするという立場でありますし、もう一つは、今や情報は一種の財物になつて、もう一つは、今や情報は一種の財物になつて、それをまとめて、せんだっての住基ネットの調査委員会といふのがあるんです、いろんな専門の先生方が構成されておる、そこに結果報告をして議論していくたびに、更にセキュリティを高める上にどうするかと、こういうことでございまして、九割は百点だったということにひとつ我々は大満足いたしておりますが、残りの一割についてはまだ百点じゃありませんから、百点になつてももらおうと思つております。

○森ゆうこ君 それで、片山総務大臣に戻させていただきます。

この住基ネットが八月から本格稼働するということになります。このたゞいま提案されております個人情報保護法案、私どもはこれで十分だと思つておりませんが、これが成立することになりますと、言わば政府は大手を振つてこの住基ネットを稼働でくるわけですね。ところが、先日も同僚委員からお話をありましたけれども、このセキュリティの問題、住基ネットのセキュリティの問題ですね。総務省の調査では一割の自治体でセキュリティ対策が不十分であると。そのことに思つてやつてきたつもりでございまして、先生今御指摘になりました昨年の八月五日からの第一次稼働以来、大きなトラブルもおかげさまで発生しております。ただ、そのセキュリティ対策についてはここでももう御答弁されていましたけれども、私そんな程度の意識でいいのかなと、一割の自治体でセキュリティ対策が不十分であると。そのことはこれまでここでもう御答弁されていましたけれども、私はこれで大丈夫なのかなと。この初めて、よく分かれないという、始まつたばかりですからとかいふいろいろ言われますが、さっきも申し上げました、事はネット社会ですからセキュリティが完全でなくていったん漏れた情報というのはあつという間に広がるんですね。止めようがないんです。しっかりととした、そういう視点でしつかりとしたセキュリティ監査を実施すべきではないでしょうか。両大臣御見解を。——いえいえ、大臣で大臣。

短くしてください。

○政府参考人(畠中誠一郎君) 現状でございます。まず、どういった点に問題があつたんでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) 詳しくはまた自治行政局長から答えてもらいますが、全体、全部の市町村に百三十九項目のセキュリティのチェックポイントを示しまして、例えばセキュリティによる

係の体制、あるいは規程をどうしているか、関連施設や設備の管理がどうなつていて、システムの管理がどうなつていて、外部委託をどうやっているか、帳票の管理、それと自己点検をやってもらつたんですよ。そうすると、九割はもう百点だつたんです。それにびっくりしてもらわなきやいかぬのです。九割はちゃんとしてました。一割が百点ではなかつたと。

だから、これはもう一度そこは見直して整備してもらうと、こういうことでございまして、いずれにせよ二次稼働が八月下旬を考えておりますから、今年の一、二月にこの自己点検をやりまして、それをまとめて、せんだっての住基ネットの調査委員会といふのがあるんです、いろんな専門の先生方が構成されておる、そこに結果報告をして議論していくたびに、更にセキュリティを高める上にどうするかと、こういうことでございまして、九割は百点だったということにひとつ我々は大満足いたしておりますが、残りの一割についてはまだ百点じゃありませんから、百点になつてももらおうと思つております。詳しくは自治行政局長が話します。

○政府参考人(畠中誠一郎君) お答えいたします。大臣、御答弁なされたとおりでございますが、具体的に若干補足して申し上げますと、住基ネットのセキュリティ対策というのは私ども万全を期してやつてきたつもりでございまして、先生今御指摘になりました昨年の八月五日からの第一次稼働以来、大きなトラブルもおかげさまで発生しております。ただ、そのセキュリティ対策につきましては、念には念を入れる必要がございますし、そういう御要請もござりますので、この一、二月、二月にチェックリストを配りまして、三千二百十五の市町村にお配りし自主点検していただいたものでござります。

○政府参考人(畠中誠一郎君) 現状でございます。自分でちょっと私の方から御説明いたします。自己点検を行つたわけでございますが、併せてしっかりととした、そういう視点でしつかりとしたセキュリティ監査を実施すべきではないでしょうか。両大臣御見解を。——いえいえ、大臣で大臣。

も具体的にチェックリストを作成しておりますので、一部の自治体、一割でございますが、ついでにはまだ十分でないという回答が得られたわけでございます。

で、一部の自治体、一割でございますが、ついでにはまだ十分でないという回答が得られたわけでございます。

機及び磁気ディスク等を専用の部屋に設置しているかという問い合わせましては、七割以上が設置しているというお答えですが、五%につきましては設置していないということで、やっぱり庁舎、都合によつて急にそう言われてもといふところもあろうかということでございます。

私どもとしましては、必ずしもその専用の部屋、専用の部屋というのが望ましいんですが、そうでなければ、パーテーションですか、何か囲いで囲んでいたくような措置ができるないものかどうか、今後都道府県を通じて技術的指導をやっていきたいというふうに考えております。

○森ゆうこ君 今、詳しく御説明いただきましたけれども、この今回の調査は今説明がありましたか、今後都道府県を通じて技術的指導をやっていきたいということになるんでしょうけれども、私たちはこれまでここでもう御答弁されて、自己評価なんですね。これで問題ないと言われれば問題ないということになるんでしょうけれども、私はこれで大丈夫なのかなと。この初めて、よく分かれないという、始まつたばかりですからとかいふいろいろ言われますが、さっきも申し上げました、事はネット社会ですからセキュリティが完全でなくていったん漏れた情報というのはあつという間に広がるんですね。止めようがないんです。しっかりととした、そういう視点でしつかりとしたセキュリティ監査を実施すべきではないでしょうか。両大臣御見解を。——いえいえ、大臣で大臣。

す。それで、今回その一割について不十分という結果が出ましたので早速、火曜日ですね、今週の火曜日に都道府県の担当者を集めて会議を開きましてこの結果を説明し、不十分なところはどこであるかを説明するとともに、七月上旬を目途にフォローアップを実施したいということで、その実施状況について報告を求めました。第二次稼働までに住基ネットの適切な管理運営がなされるよう更に努力、徹底を図っていきたいというふうに考えております。

○国務大臣(片山虎之助君) その市町村の自己点検、自己チェックもいいんですけど、それだけじゃやっぱりもう一つというところがありますからね。私どもの方で地方自治情報センターというのが指定情報処理機関ですから、これと一緒にあって自己点検の結果も分析いろいろ検討しまして、それによって支障がある場合には都道府県と一緒に都道府県を中心になつてもらいますけれども、いろんな技術的な個別に指導をやってまいりたいと。そして、もう一遍その結果をセキュリティーの調査をやつて、七月ごろに、それで八月の稼働に備えたいと、第二次稼働に備えたいと、こう思つておりますから、委員も御心配でしようから、万全の上には万全を期してまいります。

○国務大臣(細田博之君) 民間企業にとりましてはこの情報の管理は正に信用にかかる問題でございまして、このような情報漏れがもし起るとすればノウハウが流出する、あるいは人事や経理や取引やあらゆる要素が流出する可能性がありまますので、全面的に一〇〇%の管理をしなければならない、これは企業として当然の論理だと思っております。

○森ゆうこ君 それで、ちょっと質問が前後して申し訳ないんですが、細田大臣に昨日質問しようと思っていたものをさせていただきます。

午前中も大塚委員から再度指摘がありました。例えば、情報窃盗ということや情報漏えいを罪として今直接罰するものがないわけですね。ですか、例えは先ほどのお話をすると、コピー用紙を自

分で持ち込んだら窃盗罪になるのかならないのかという何か笑い話にもならないような話がありますし、大体本当のプロでしたらフロッピーとか、今いろんなものがあるわけですから、自分のものを持ち込んで瞬時に情報を取ろうと思えば当然そういうことをやるわけですよね。

それで、漏えいしたときに権利利益の侵害が著しい個人情報については情報窃盗や情報漏えい罪を刑法で規定することも考えられるのではないかと思いますけれども、その件に関して細田大臣の答弁をお願いします。

○国務大臣(細田博之君) 直接の所管としては法務省でございますので余り権限を越えてはいけませんが、私もIT担当の国務大臣として申し上げますと、刑法にははつきりと窃盗罪にしても横領、業務上横領等におきましても、他人の財物を窃取した者は窃盗の罪ととか、あるいは業務上の自己の占有する他人の物を横領した者はと書いてあります。刑法創設当初に電気を盗んだ人がいたりたといと。そして、もう一遍その結果をセキュリティーの調査をやつて、七月ごろに、それで八月の稼働に備えたいと、第二次稼働に備えたいと、こう思つておりますから、委員も御心配でしようから、万全の上には万全を期してまいります。

○國務大臣(細田博之君) 民間企業にとりましてはこの情報の管理は正に信用にかかる問題でございまして、このような情報漏れがもし起るとすればノウハウが流出する、あるいは人事や経理や取引やあらゆる要素が流出する可能性がありますので、全面的に一〇〇%の管理をしなければならない、これは企業として当然の論理だと思っております。

しかし、我々一般常識からいえば、このような情報というのは基本的には財物、財産的価値があることははつきりしておりますので、何らかの対応ができないものかなと思うわけですが、

○國務大臣(細田博之君) 情報というものは過去に刑事局長等が答弁した内容を法務省等でも法務省等でも過去に刑事局長等が答弁した内容を

見ますと、プライバシーにかかるような情報、必ずしも財産というよりは、一つ一つの情報自体が財産としてあるのは財物を形成していると必ずしも言えないような情報があるがゆえに、必ずしも刑法上の处罚に、窃盗とか横領とかそういうものに当たるとは言い切れないし、立法論としても必ずしも適當でない面があるので、むしろ個人情報保護するという観点からの立法を促進するこ

とが望ましいというような答えも得ております

て、しかし、社会の実態はどんどん進んでおりま

すので、森議員のおっしゃるようなことも踏まえ

て、法制審議会その他でまたよく議論してもらいたいなと思っております。

○森ゆうこ君 ですから、日進月歩じやなくて、も、いろんな 秒進歩、片山語録でしょうか。今の現時点でそういうものに対応できないということは分かっているわけですよね。しかも、コピー用紙を自分で持ち込んでいたらそれは罪にならないというような話が実際にあって、個人情報保護法案が成立すればそれのことに対応できると一般的の国民は考えると思うんですよ。

ということは、今の細田大臣の答弁ですと、今回の法案が成立しても、例えば今までそういう個人情報や会社の情報等、そういうものが漏えいしたという場合には、直接的に罰することができない、相変わらずそれはそのままだということで理解してよろしいんですね。

○國務大臣(細田博之君) 刑事罰として、直接その人を捕まえて、犯人を捕まえて処罰することは今できないわけでござりますけれども、大変な違法な状態といいますか、問題のある状態が発見されれば様々な自主的措置に加えまして、報告徴収、勧告、命令、そして最終的には懲役又は罰金という制度を創設いたしますので、この法律が成立いたしますと、やはり一定の効果は上げられると思つております。

○森ゆうこ君 先ほどの答弁の中で、構成要件の明確化等も必要なのでというふうなお話をありますけれども、これからは、各省庁ごとに研修会をたげば様々な自主的措置に加えまして、報告徴収、勧告、命令、そして最終的には懲役又は罰金といふ制度を創設いたしますので、この法律が成立いたしましたと、やはり一定の効果は上げられると思つております。

○國務大臣(片山虎之助君) これも既に御答弁させていただいておりますが、結局、法律の制度運用の信頼性はやっぱりそれに携わる一人一人の職員いかんに係つていて、そういう意味では、職員に対する教育研修を強化することは大変重要なことだと、こう思つております。

これまで、セミナーとか研修会だとか、それから各省庁参加の連絡会議をやつてまいりましたけれども、これからは、各省庁ごとに研修会をやつてもらってそれにこの立案を担当した職員を派遣して詳しく説明するとか、あるいは部局ごとに責任者を決めていただいて、その責任者の人に教育研修を積極的にやつてもらう、そういう責任者派遣して詳しく述べると、また教育研修のガイドラインみたいなものを作つてそれに従つて各省庁ごとにやつてもらうとか、いろんなことを考えていく

たいと思いますし、またインターネットその他を使いまして、できるだけ個人情報保護の仕組みについて広く理解を求めるような方針のことを考えたいと、こう思つておりますので、森委員、いいアイデアがあつたら是非教えていただければ有り難いと、こう思つております。

○森ゆうこ君 それで、これは多分誤報だとは思

うんですが、私の地元の、新潟ですけれども、地

ら、ちょっと総務大臣に質問したいんです、さつき飛ばしちゃった質問なんですかね。

先ほど午前中にも、最終的には意識改革だと、運用するその職員の意識改革が必要であるというお話がありました。私もそのように思います。

個人情報を最も集積しているのは行政機関なんですね。防衛庁のリスト作成問題や今回の自衛官募集の問題など、これは国民の信頼を損ねる、こういふ事件なんですね。

個人情報の適正な取扱いについて、公務員に対する教育研修をしっかりとやるべきではないかと

思います。大臣もそのように意識改革が必要であると御答弁されておりましたが、具体的にそのような教育研修ということについてはいかがでよいですか。

○國務大臣(片山虎之助君) これも既に御答弁させていただいておりますが、結局、法律の制度運用の信頼性はやっぱりそれに携わる一人一人の職員いかんに係つていて、そういう意味では、職員に対する教育研修を強化することは大変重要なことだと、こう思つております。

これまで、セミナーとか研修会だとか、それから各省庁参加の連絡会議をやつてまいりましたけれども、これからは、各省庁ごとに研修会をやつてもらってそれにこの立案を担当した職員を派遣して詳しく説明するとか、あるいは部局ごとに責任者を決めていただいて、その責任者の人に教育研修を積極的にやつてもらう、そういう責任者派遣して詳しく述べると、また教育研修のガイドラインみたいなものを作つてそれに従つて各省庁ごとにやつてもらうとか、いろんなことを考えていく

たいと思いますし、またインターネットその他を使いまして、できるだけ個人情報保護の仕組みについて広く理解を求めるような方針のことを考えたいと、こう思つておりますので、森委員、いいアイデアがあつたら是非教えていただければ有り難いと、こう思つております。

○森ゆうこ君 それで、これは多分誤報だとは思

元の新聞に、総務大臣が、各省が目的外利用について相当な理由の有無を判断するためのガイドラインを作る必要があると述べたとの記事が掲載されていますけれども、どのようなガイドラインを作成するおつもりなのでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) この目的外利用や提供というのは千差万別あると思いますね。だから、なかなか難しいと思うんですが、私は、ガイドラインみたいなものがあれば、各省庁も助かるし、我々の方もいいことになるわけですから、各省庁といろいろ相談してみたいと。

また、これからいろんな目的外利用や提供のケースが出てまいりますから、その症例をまとめ

て、そういうことでガイドライン的なものを作りたいと。作りたい、これは私の希望ですよ、作るこということじゃない、作りたいと、こういうふうに思つております。その努力をいたしたいと思

ます。

○森ゆうこ君 時間ですので終わります。

○福島瑞穂君 社民党中央委員会議長であります。

まず、今日、冒頭に個人情報ファイルについてお聞きをいたします。

この件については、後ほど共産党中央委員会議長も質問されると思いますが、非常に個人情報ファイルが作られていて、そのチェックがなされていないのではないかということについてお聞きをいたします。

後ほど配付、提出されるでしようが、私自身も同じ現物、現物というかコピーされたものを持っています。右翼標榜暴力団個人カードで、一

人の人についての細かいものが全部入っておりま

す。内部情報につき令状請求、送致資料等に添付

しないこととわざわざ判決が押されております。これは週刊ブレイボーキーで報道されたのですけ

れども、行政機関別個人情報ファイルは現時点

で把握されているものは千九百七十九件、警察は十

件という報告がされておりますが、このようない

レイボーキーに報道された個人カードなどはこの中

には入つておりません。報道によれば、これがサラ金業者に提供され、さらにやみ金融業者に流れているといふものです。警察の作成した個人ファイルがやみで売買をされている。また、警察に対するものが出てるというのも、資料として全部

出でています。

○福島瑞穂君 この資料は、はつきり警視庁刑事部捜査第四課として判明もきちつとあるものであります。ですから、調べていただければ、部内に同じ

ものがあるのかどうか即座に分かることを聞いています。

○委員長(尾辻秀久君) 先ほど名前を間違えて指名いたしました。改めて申し上げます。警察庁近石暴力団対策部長。

○政府参考人(近石康宏君) 警察では、警察の責務を果たすために各種の情報を収集し、暴力団関係も同じでありますけれども、これら資料を保管

しておるところでありますけれども、その具体的な内容についてお答えすることは差し控えさせて

いただきたいと思います。

○福島瑞穂君 ただ、この法案で問題になつていいのは、各行政庁が持つている個人情報ファイル

といふ点についての意見でありますけれども、これら資料を保管

しておるところでありますけれども、その具体的な内容についてお答えすることは差し控えさせて

いただきたいと思います。

○福島瑞穂君 後ほど宮本委員の方からもあると

思いますが、これはかなり詳細なものであります。体

特徴から、前科前歴から、家族歴から、細かい情

報が一人の人について出ております。これらの情

報がお金で売り買いされて外部に流出している事

としたらどういう規制が可能なのか。その前提と

して、このよう個人ファイルがあるのかどうか

教えてください。これは偽物なのでしょうか。

○政府参考人(近石康宏君) 繰り返しになつて恐

縮でありますけれども、これは個人のプライバ

シーにわたる問題でありますので、これが、その

点についての答弁は差し控えさせていただきたい

というふう思います。

いずれ——よろしいですか。

○福島瑞穂君 個人のプライバシーということを私は聞いておるわけではありません。だれの個人

ファイルがあるのかなどということを聞いている

のではありません。警視庁刑事部捜査第四課がこ

のよう個人ファイルを作っているのかどうかと

いう点です。

○政府参考人(近石康宏君) 一般論といたしまし

ては、警察では、犯罪捜査を始めあらゆる警察活動を通じまして暴力団や暴力団員等に関する情報を収集しており、その資料等も作成、管理しているところであります。

○福島瑞穂君 行政機関別公示対象個人情報ファイル数ということに、十というふうに書いてあります。この中には、このリストの中に入つてお

りません。どういう個人情報ファイルを作つてい

るか、いたいた資料には、家出人ファイル、風俗営業等管理ファイル、二輪車防犯登録ファイル

といふ点についての意見でありますけれども、これら資料を保管

しておるところでありますけれども、その具体的な内容についてお答えすることは差し控えさせて

いただきたいと思います。

○福島瑞穂君 ただ、この法案で問題になつていいのは、各行政庁が持つている個人情報ファイル

といふ点についての意見でありますけれども、これら資料を保管

しておるところでありますけれども、その具体的な内容についてお答えすることは差し控えさせて

いただきたいと思います。

○福島瑞穂君 後ほど宮本委員の方からもあると

思いますが、これはかなり詳細なものであります。体

特徴から、前科前歴から、家族歴から、細かい情

報が一人の人について出ております。これらの情

報がお金で売り買いされて外部に流出している事

とになります。

現にこういうファイルがあるのかどうか。ある

項を記録する個人情報ファイル、それから、今警察の方からも話がございましたように、犯罪の捜査等、租税犯則事件も含まれますが、そういうもののために作成し、取得する個人情報ファイルということでございます。残りの第六条第二項三号以下のこととござります。そのために総務大臣の事前通知の対象にはいたしていらないとしていることとございます。公表の対象にいたしていらないとしていることでござります。

このこととござります。

下の個人情報ファイルは非常に軽微なものであります。まして、個人の権利利益の侵害のおそれがないというものでございます。

したがいまして、こういう一部のものはそういうことでは全くございません。

○福島瑞穂君 今の答弁ですと、もしこれが電子化されていますと、この警察ファイルの存在は法案成立後には届出が義務付けられないということでおろしいでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) この法案の成立後、届出が必要になるかどうかとということとござりますか。

〔委員長退席、理事常田享詳君着席〕

行政機関新しい法律におきましても、先ほど申し上げましたように、総務大臣の事前通知あるいは公表の対象外としまして、犯罪の捜査、租税に関する法律に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイルについては適用対象外になります。おろしますので、事前通知の対象外でございません。

○福島瑞穂君 再度確認させていただきましたが、つまり、行政内部で歴然とこういう個人ファイルがある。しかし、それについては届出が一切されないわけです。市民は自らの情報を開示させたりその誤りを訂正させたりすることは不可能なわけですね。届出もされていない。これは情報流出をしているわけですが、届出もされていない。です

から、内部で目的外使用などがあつたとしても、それは一切分からぬことです。

るということとござります。

○福島瑞穂君 勝手に個人的にそれを売つたりすればこの法律に基づいて処罰をされるわけですが、一貫してこの委員会の中で問題にしているのは、一般人が知る由もない大量のファイルがやはり行政内部に存在し、そのチェックのしようも

なく、知ることができないということについて、政情報についての個人情報保護として行政内部でひそやかに作られていて、対外的には出さないことをなっている。これ、検査資料にも添付するなどわざわざ書いてありますから。

そうすると、どこからもチェックされずに膨大なる個人情報が滞留されていると。それについても全くのアンダーグラウンドでチェックができるといふことがあります。

欠陥だと考えますが、どうですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。先ほども御答弁申し上げましたように、正に国

の安全ですか外交上の秘密ですか、あるいは犯罪の捜査ですかとすることで高度の秘匿性を要する、そういうものでござりますので、また、それが国益を維持したりあるいは犯罪の摘発を行つたりするために正に必要になるものとしてござりますので、そういう必要性のあるものとして事前通知の対象外といたしているものでござります。

○福島瑞穂君 これは必ずしも犯罪に直結しないものもあるわけですし、詳細なる個人のデータです。これはもし、これが情報流出に対してもどのような対策が取られるのでしょうか。現に警察がその情報を売つているということについてはどうなるのでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

一般論でござりますけれども、当然、個人情報の的確な管理をしなければならないようにこの行政機関法等においては決められていることでござります。

○福島瑞穂君 お答え申し上げます。

このことになるわけでござります。

また、これが新しい法律におきましては罰則も

更に追加されておるところでございまして、罰則

に該当するような行為の場合には处罚の対象にな

ります。

次に、この行政情報に関しては開示請求等が認められておりますが、情報公開法に基づき開示請求があり、不開示決定処分が情報公開審査会で争われてあります。行政機関法案第四十

五条一項に該当すると思われる案件もたくさんあります。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

〔理事常田享詳君退席、委員長着席〕

情報公開法は、国民主権の観点から、政府の国民に対する説明責任ということで、何人に対しても行政文書の開示請求を認めているものでござります。

したがいまして、行政情報公開法においては個人情報は非開示情報となつておりますが、何

人もだれかの個人情報を開示請求するということはできないことになつております。

したがいまして、正に今、行政機関個人情報保

護法案ということで、本人個人の、本人による開

示請求の制度を、さらには訂正、利用停止等の制

度を設けさせていただこうということで御提案申

し上げているところでござります。

この法案が成立をいたしましたれば、個人に関する情報は本人か

ら、一定の非開示事項に該当しない限り、開示請

求ができるということに相なるわけでございま

す。

○福島瑞穂君 私が先ほど申し上げたの中では、

不開示になつたものは本人自身が請求をした、本

人が、自分が保護房に入つてあるときの保護房收

容された記録の開示を求めたら、それが不開示に

なつてあるんですね。だれか他人のプライバシー

を侵害するとかいう問題ではない、本人の開示

請求を、情報公開法に基づく公開、情報公開法は不

開示にしているわけですね。

ですから、今回、先ほども情報ファイルが何と

かという議論の中でもあります。今回、行政情

報についての個人情報保護法案がありますけれど

も、開示請求をやつて、いや捜査のために支障があるとか何のために支障があると、不開示になる

ことがあるとか何のために支障があると、不開示になることが非常に多いのではないかという点についてはいかがですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答えを申し上げます。

繰り返しになりますが、今の情報公開法は、先ほど申し上げましたように、何人に対しても、何人も行政文書の開示を請求することができるということになつておりますので、個人の情報は正にプライバシーの観点から非開示になつておるわけでございます。したがいまして、情報公開法の下では、本人からの開示請求であつても開示されることにはならないわけでございます。

したがいまして、本人からの自らの情報の開示請求の制度を設けようということで今、行政機関個人情報保護法案ということで御審議をお願いしているところでございます。

この法案の成立がなされば、その後におきましては、本人から自らの個人情報をについての開示請求、訂正請求、利用停止請求等の請求ができることになる。一定の非開示事項が当然あるわけでございますが、それを除きまして開示請求が可能になるということをございます。

○福島瑞穂君 私は、情報公開法の趣旨にのつてお聞きをいたします。

先ほどの警察の個人カードに戻りますが、警察の個人カードがどのように個人情報を収集し作成をされたのか、その過程で不正取得はなかつたのか、データマッチングは行つていないのかということについてはいかがですか。

○政府参考人(近石康宏君) 一般論といたしましては、警察では、犯罪捜査を始め、あらゆる警察活動を通じまして暴力団や暴力団員等に関する情報を取りましても、申し上げることは差し控え管理につきましては、申し上げることは差し控えさせていただきたいというふうに思います。いず

れにいたしましても、名称はともかく、カード的なものが存在するということは事実であります。

あと、情報収集は警察法二条に定める警察の責務を達成するために行つているのであり、その方法についても適法妥当なものとなるよう、十分配意しているところであります。

また、データマッチングということでありますけれども、警察の保有するデータにつきましては、法令の定めるところにより適切に管理しているところであります。

○福島瑞穂君 この個人カードを見る限り、いろんな情報をあつちこつちから引っ張ってきて一人の個人情報ファイルにしています。明らかにデータマッチングがされていると思います。明らかにデータマッチングがされていると思います。このように問題について、全然メスがこの法案では入らないと。今日の答弁でも、漏えいに関してはあるかも知れないけれども、入らないというところが問題ではないでしょうか。

ところで、防衛庁適齢者名簿問題との関係で問題になるのは、六号の、一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイルです。DM発送用の電子化された名簿は一年以内に消去するため、事前通知の対象ともならないというふうにされました。しかし、毎年、あて先是異なるとしても同じ趣旨のファイルを作成し続けるわけで、一年以内であつても継続して作成されていることに変わりがありません。

ですから、常に更新されている場合、あるいは一時的に必要に応じてマッチングされて保存はされないような場合、個人情報の利用は経常的に行われているものの、事前通知はされていません。

このような経常的に作成されるものについては事前通知が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

事前通知の適用除外があるわけでございますが、先生今御指摘のように、経常的に作成されるものでありますから、一年以内に消去されると通知の対象になるわけですが、いかがでしょうか。

○福島瑞穂君 お答え申し上げます。

このことは、事前に通知が必要だと思われるところにはならないわけですが、いかがでしょうか。

ファイルがその時々の用にしか供されないという

ことで一年以内に、言わば直ちに消去されてしまうものもあると思いますが、そういうものについては個人の権利利益の侵害のおそれがないというようなことで事前通知の対象外、対象から除外しているところでございます。

○福島瑞穂君 請求者リストは千件以下であるかどうかが問題になっています。千件以内というふうになつていれば対象にならないということで事前通知は必要ないわけですが、これは政府の答弁では、千件以下の個人情報ファイルの場合は個人の権利利益を侵害するおそれが少ないというふうな答弁だったと思いますが、千件以下であつたとしても、例えば、先ほど実は申し上げました警視庁の個人情報ファイルだと千件以下であつたとしても極めて詳細なわけですね。千件以下ということは妥当でしようか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。総務大臣によるこの法律の統一的な運用あるいは適正性の確保という観点からのチェックに資するためということで事前通知の制度を設けているわけございますけれども、現行法の電算機個人情報保護法におきましても同じような制度を設けておりまして、現在、政令で千件以内ということに、千件以内の言わばそういう小規模のものについては事前通知の対象外にしているわけでありますが、この行政機関法に、新法案におきましては、そういう小規模のものにつきましては、先ほどの個人の権利利益の侵害のおそれが少ないということで対象外にいたしているところでございます。

そのため、この行政機関法に、新法案におきましても、その小規模のものにつきましては、先ほどの個人の権利利益の侵害のおそれが少ないというふうに納得できるようなそういう範囲に限られる、そういう法律用語として我々は理解しているところでございます。

それから、特別の理由は、行政機関外に、例えば公益法人その他に提供する場合でございますが、行政機関が取り扱うのと同じような公共上の利害があるという場合に特別の場合と、いうことで対象外にいたしているわけでございまして、そういうものに限られるわけでございます。

しましても、そういう観点での制度でございます。千件未満のものにおきましても、個人情報を利用目的に沿つて厳格に管理し、目的外の利用提供等を厳格に制限していく、そしてそれにつきましては、本人が開示請求その他の本人関与によるチェックが可能になると、さらには第三者機関による行

政機関の取扱いについての不服審査に関する審議も行われるということで、権利保護を徹底を期す

る、そういう制度にしているところでございます。

○福島瑞穂君 千件ということにとらわれなく、中身について、もう少し運用面で事前通知が必要かどうかを考えたいと思います。

行政機関個人情報保護法案八条の相当な理由、特別な理由、これは衆議院でも大変議論になつています。法案審議で、その相当な理由の中身は何か、その判断の公正さ客觀性をどう担保するのか、

目的外利用、外部提供した事実をどのように明らかにするのか、これについては、分かりませんの

で教えてください。

○政府参考人(松田隆利君) 相当な理由、あるいは内部で利用する、あるいは他の行政機関に提供する場合に、そういう目的外の利用・提供の場合

に、当然、法令に基づく所掌事務のためということがありますし、個人の権利利益の侵害をしない

と、いう前提の下に、さらに相当な関連のあるものに限られるということで限定を加えているわけでございます。

相当な関連というのは、何人もなるほどなどない

に限られる、そういう法律用語として我々は理解しているところでございます。

それから、特別の理由は、行政機関外に、例え

ば公益法人その他に提供する場合でございますが、行政機関が取り扱うのと同じような公共上の利害があるという場合に特別の場合と、いうことで対象外にいたしているわけでございまして、そういうものに限られるわけでございます。

がそんなに多くないということであれば、届出を出すということです。チエックができると思いますが、いかがですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

新しい行政機関法におきましては、これまでのコンピューター処理された個人情報にとどまらず、すべての個人情報に対象を拡大をいたしております。

一定のものにつきましては、先ほど申し上げましたように、総務大臣による施行状況調査ということでチエックすることになつておられます。ですが、目的外利用を事前にチエックをするといふことは、いろんなケースがございまして、それが、先ほどの条件、法令の所掌事務のために必要だ、本人の権利利益を侵害しない、かつ相当な関連があるという範囲内での非常にケースとして多くある話でありまして、これを一々事前にチェックをする、あるいは審査会等で審査をするといふことになりますと、国民に対する行政そのものが大幅に遅延をしてしまう、あるいは行政の言わば業務が非常に過大なものになるというようなことで、必ずしも適当でないと考えております。

○福島瑞穂君 ただし、総務大臣における施策のチエックということも一体どれだけやっぱり行われるのか。

今日、警視庁が持つている個人情報ファイルのことについて質問をしましたけれども、防衛庁のリストにても、情報公開請求した人のリストの問題にしても、それがどう使われようとなかなかチエックができないし、総務大臣自身のチエックといふこともどれだけ中に踏み込んでできるのかといふ疑問が思います。

行政情報の目的外使用についてのチエックがこの法律に関しては極めて弱く、問題があるということを申し述べて、質問を終わります。

○宮本岳志君 日本共産党的宮本岳志です。
昨日の質問で時間切れになつた問題を引き続きやります。

議論の前提ということで、二つの法案の対象と

なる個人情報の範囲についてこの前聞いたところ

には特定の車の車両ナンバーに結び付けられたデータの集合は含まれるのかと、こう聞きました

ら、松田局長は車両の登録ナンバーというものが本法とほぼ同一の文言で定義している個人情報には特定の車の車両ナンバーに結び付けられたデータの集合は含まれるのかと、こう聞きましたが、若松副大臣が、これが車の所有者等に容易に結び付けられるものだという御認識をお示しになりました。

そもそも、基本法と行政機関法で個人情報の定義の違いというのは、基本法にある「他の情報と容易に照合することができ」という部分の「容易に」という三文字がないというのが違います。

そこで、この三文字がないというのが違いますね。それだけ行政機関法の方が個人情報の定義を広げていると、こう政府は説明をされておりました。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。行政機関法の方が個人情報の範囲を広くしている、この基本法案は民間の事業者を対象とし必要最小限の規律を定める観点から、個人情報は行政機関法の個人情報と異なり、照合の容易性を要件として間違いないですか。

○政府参考人(栗本英雄君) お答え申し上げます。

まず確認します。二つの法律を比べれば、行政機関法の方が個人情報の範囲を広くしている、この基本法案は民間の事業者を対象とし必要最小限

の規律を定める観点から、個人情報は行政機関法の個人情報と異なり、照合の容易性を要件としているものと承知いたしております。このため、

行政機関法案の個人情報の方が照合の容易性を要件としない分だけ範囲が広いということにならうかと思います。

○宮本岳志君 そうであれば、電話の通話記録が個人情報に入るわけですから、行政機関が持つてゐるデータである車両の登録ナンバーを含むものが対象にならないはずがないんですね。つまり、この前取り上げたNシステムというこのシステム

れで御答弁願えなかつた警察庁の刑事局長にお伺

いをしたい。

Nシステムの概要、設置目的、設置の根拠法について、かいつまんでお答えください。

○政府参考人(栗本英雄君) お答えをいたします。

お尋ねの自動車ナンバー自動読み取りシステムにつきましては、自動車を使用した重要凶悪犯罪や重要犯罪に使用されるおそれのある自動車盗難事件が多発している状況にかんがみまして、自動車利用犯罪が発生した場合に、緊急配備による交通検問による滞留などを引き起こすことなく、現場から逃走した容疑車両を速やかに捕捉犯人を検挙すること、及び重要事件等に使用されるその強い盗難車両を捕捉し犯人の検挙及び被害車両の回復を図ることを目的といたしまして、走行中の自動車のナンバーを自動的に読み取り、盗難車両等の手配車両のナンバーと照合するシステムでございます。

本システムは、公道上を通行する車両につきまして、道路運送車両法において「見やすいよう表示しなければ、運行の用に供してはならない」と規定されておりますナンバープレートを自動車の走行を妨げることなく読み取るものでございません。されば、運行の用に供してはならない。警察が捜査活動を遂行する上で活用をしているものでございます。

○宮本岳志君 このデータというのは、私は極めて重大な、国民にとってやはり重大な関心にあります。

まずは都道府県警察が犯罪捜査目的で保有しているものでございまして、国の行政機関を対象といたしました行政機関個人保護法案の適用を受けないものと認識しております。

○宮本岳志君 このデータというのは、私は極めて重大な、国民にとってやはり重大な関心にあります。

まずは都道府県警察が犯罪捜査目的で保有しているものでございまして、國の行政機関個人保護法案の適用を受けないものと認識しております。

○宮本岳志君 ついで、私は、このN

システムによるデータファイルが第十条二項の二

号に当たるかと前回も聞きました。総務省行政管

理局長は、詳細を知らないから答弁できません。

○宮本岳志君 申あつたとおりですよ。それで、私は、このN

システムによるデータファイルが第十条二項の二

号に当たるかと前回も聞きました。総務省行政管

理局長は、詳細を知らないから答弁できません。

○宮本岳志君 こう答えたわけです。今回は警察が答えると、こ

ういうことで今お答えになつたわけですね。

このシステムは、皆さん聞いていただきたい

ですが、何か事件が起きたら検問の用に動き始め

るというシステムではないんです。今話があつた

ように、常時そこを通る車のナンバーはどんどん

どんどん記録し続ける。つまり、ファイルに記

録されるデータのうちの、それは中にはおつしや

るとおり犯罪にかかる車もないとは言いませ

ん。そうでしょう。しかし、九九・九九%までは

何の犯罪とも関係がない状況の下で自動車、自動

的に収集が続けられている。これが今、捜査目

的だ、犯罪捜査目的だと、こういうことになりま

すと、私は非常に、こういうものを除外していく

というの是非常に問題があるのではないかと。

つまり、第十条二項二号ですね、捜査目的なら

ば除外というのについては、例えば総務省に聞い

て読み取りました通過車両データにつきましては、都道府県警察が捜査に活用するために犯罪捜査目的で保有しているものでございまして、総務大臣に対する事前通知の対象にはならないものと認識しております。

○宮本岳志君 つまり、第十条、つまり法ができると、先ほど申し上げました通り車両データにつきましては、その要件に合致するといふことですか。

○政府参考人(栗本英雄君) お尋ねのNシステムにつきましては、自動車を利用した重要凶悪犯罪や重要犯罪に使用されるおそれのある自動車盗難事件が多発している状況にかんがみまして、自動車利用犯罪が発生した場合に、緊急配備による交通検問による滞留などを引き起こすことなく、現場から逃走した容疑車両を速やかに捕捉犯人を検挙すること、及び重要事件等に使用されるその強い盗難車両を捕捉し犯人の検挙及び被害車両の回復を図ることを目的といたしまして、走行中の自動車のナンバーを自動的に読み取り、盗難車両等の手配車両のナンバーと照合するシステムでございます。

本システムは、公道上を通行する車両につきまして、道路運送車両法において「見やすいよう表示しなければ、運行の用に供してはならない」と規定されておりますナンバープレートを自動車の走行を妨げることなく読み取るものでございません。されば、運行の用に供してはならない。警察が捜査活動を遂行する上で活用をしているものでございます。

○宮本岳志君 このデータというのは、私は極めて重大な、國民にとってやはり重大な関心にあります。

まずは都道府県警察が犯罪捜査目的で保有しているものでございまして、國の行政機関個人保護法案の適用を受けないものと認識しております。

○宮本岳志君 このデータというのは、私は極めて重大な、國民にとってやはり重大な関心にあります。

まずは都道府県警察が犯罪捜査目的で保有しているものでございまして、國の行政機関個人保護法案の適用を受けないものと認識しております。

○宮本岳志君 申あつたとおりですよ。それで、私は、このN

システムによるデータファイルが第十条二項の二

号に当たるかと前回も聞きました。総務省行政管

理局長は、詳細を知らないから答弁できません。

○宮本岳志君 こう答えたわけです。今回は警察が答えると、こ

ういうことで今お答えになつたわけですね。

このシステムは、皆さん聞いていただきたい

ですが、何か事件が起きたら検問の用に動き始め

るというシステムではないんです。今話があつた

ように、常時そこを通る車のナンバーはどんどん

どんどん記録し続ける。つまり、ファイルに記

録されるデータのうちの、それは中にはおつしや

るとおり犯罪にかかる車もないとは言いませ

ん。そうでしょう。しかし、九九・九九%までは

何の犯罪とも関係がない状況の下で自動車、自動

的に収集が続けられている。これが今、捜査目

的だ、犯罪捜査目的だと、こういうことになりま

すと、私は非常に、こういうものを除外していく

というの是非常に問題があるのではないかと。

つまり、第十条二項二号ですね、捜査目的なら

ば除外というのについては、例えば総務省に聞い

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

現行法の電算機個人情報保護法も、新しいこの行政機関個人情報保護法案におきましても、行為の主体といいますか、行政機関の長がそれぞれこの法律を施行、執行していくことに相なるわけでございます。

したがいまして、先ほどの事前通知の適用除外の対象として犯罪の捜査云々ということで、高度の秘匿性の高いものについては総務大臣への事前通知の対象外になるわけであります。それは第1次的には当該行政機関の長が判断をするということに相なります。

ただし、いろいろ総務大臣にも調査をしたり意見を言つたりするそういう権限があるわけでございまして、法運用の統一性、適正性の観点から必要な権限と申しますか、行為は行うことになつております。

○国務大臣(片山虎之助君) 宮本委員、こういうことなんですよ、今警察が言つているのは、これ、Nシステムをやっているのは都道府県警察なんですよ。この法律は国の行政機関なんですよ。だから、この法律のストレートな対象にならないと言つているんですよ。法律の適用は正にそうですよ。

○宮本岳志君 ジヤ、国のシステムでこういうこの法を、行政機関法を作ったとするでしょ、そしてこの行政機関法には十条二項二号というのが入つてゐるわけですよ、これまでと同じように。その際、都道府県警だからといって、都道府県警が国の法律と違つたような運用をやるということはありますか、どうですか。

○国務大臣(片山虎之助君) それは、都道府県がどういう個人情報保護条例を作つてどういう対応

ても、そういうものがどういうものであるか分からぬから判断できないと答えるんですよ。つまり、これは、捜査機関自身がこれは捜査に使うんだと言えばこれはもう除外されると、こういう規定になつてあるということですか。いかがですか、総務省。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

現行法の電算機個人情報保護法も、新しいこの行政機関個人情報保護法案におきましても、行為の主体といいますか、行政機関の長がそれぞれこの法律を施行、執行していくことに相なるわけでございます。

○宮本岳志君 いや、大臣はよくお分かりになつておっしゃつてあるだけれども、答弁はそうでしたよ、何もそうでないと言つていなければ、それは、都道府県警察が勝手な判断でこれをやつてしまつたが、いままして、先ほどの事前通知の適用除外の対象として犯罪の捜査云々ということで、高度の秘匿性の高いものについては総務大臣への事前通知の対象外になるわけであります。それは第1次的には当該行政機関の長が判断をするということに相なります。

たゞ、いろいろ総務大臣にも調査をしたり意見を言つたりするそういう権限があるわけでございまして、法運用の統一性、適正性の観点から必要な権限と申しますか、行為は行うことになつております。

○国務大臣(片山虎之助君) 宮本委員、こういうことなんですよ、今警察が言つているのは、これ、Nシステムをやっているのは都道府県警察なんですよ。この法律は国の行政機関なんですよ。だから、この法律のストレートな対象にならないと言つているんですよ。法律の適用は正にそうですよ。

○宮本岳志君 いや、國のシステムでこういうこの法を、行政機関法を作つたとするでしょ、そしてこの行政機関法には十条二項二号といふのが入つてゐるわけですよ、これまでと同じように。

その際、都道府県警だからといって、都道府県警が国の法律と違つたような運用をやるということはありますか、どうですか。

○国務大臣(片山虎之助君) それは、都道府県がどういう個人情報保護条例を作つてどういう対応

をするかに懸かつてゐるんですよ。國の行政機関があなたが言うようなNシステムをやるんなら、それは適用除外かどうかという議論はあるけれども、やつてゐるのは都道府県警察なんだから、そういう答弁だからね。私は実際よく知りませんよ。都道府県警察がやつてゐるんなら國の行政機関の個人情報保護法の対象にはならないと、こういうことであります。

○宮本岳志君 いや、大臣はよくお分かりになつておっしゃつてあるだけれども、答弁はそうでしたよ、何もそうでないと言つていなければ、それは、都道府県警察が勝手な判断でこれをやつてしまつたが、いままして、先ほどの事前通知の適用除外の対象として犯罪の捜査云々ということで、高度の秘匿性の高いものについては総務大臣への事前通知の対象外になるわけであります。それは第1次的には当該行政機関の長が判断をするということに相なります。

たゞ、いろいろ総務大臣にも調査をしたり意見を言つたりするそういう権限があるわけでございまして、法運用の統一性、適正性の観点から必要な権限と申しますか、行為は行うことになつております。

○国務大臣(片山虎之助君) 宮本委員、こういうことなんですよ、今警察が言つているのは、これ、Nシステムをやっているのは都道府県警察なんですよ。この法律は国の行政機関なんですよ。だから、この法律のストレートな対象にならないと言つているんですよ。法律の適用は正にそうですよ。

○宮本岳志君 いや、國のシステムでこういうこの法を、行政機関法を作つたとするでしょ、そしてこの行政機関法には十条二項二号といふのが入つてゐるわけですよ、これまでと同じように。

その際、都道府県警だからといって、都道府県警が国の法律と違つたような運用をやるということはありますか、どうですか。

○国務大臣(片山虎之助君) それは、都道府県がどういう個人情報保護条例を作つてどういう対応

をするかに懸かつてゐるんですよ。國の行政機関があなたが言うようなNシステムをやるんなら、それは適用除外かどうかという議論はあるけれども、やつてゐるのは都道府県警察なんだから、そういう答弁だからね。私は実際よく知りませんよ。都道府県警察がやつてゐるんなら國の行政機関の個人情報保護法の対象にはならないと、こういうことであります。

○宮本岳志君 いや、大臣はよくお分かりになつておっしゃつてあるだけれども、答弁はそうでしたよ、何もそうでないと言つていなければ、それは、都道府県警察が勝手な判断でこれをやつてしまつたが、いままして、先ほどの事前通知の適用除外の対象として犯罪の捜査云々ということで、高度の秘匿性の高いものについては総務大臣への事前通知の対象外になるわけであります。それは第1次的には当該行政機関の長が判断をするということに相なります。

たゞ、いろいろ総務大臣にも調査をしたり意見を言つたりするそういう権限があるわけでございまして、法運用の統一性、適正性の観点から必要な権限と申しますか、行為は行うことになつております。

○国務大臣(片山虎之助君) 宮本委員、こういうことなんですよ、今警察が言つているのは、これ、Nシステムをやっているのは都道府県警察なんですよ。この法律は国の行政機関なんですよ。だから、この法律のストレートな対象にならないと言つているんですよ。法律の適用は正にそうですよ。

○宮本岳志君 いや、國のシステムでこういうこの法を、行政機関法を作つたとするでしょ、そしてこの行政機関法には十条二項二号といふのが入つてゐるわけですよ、これまでと同じように。

その際、都道府県警だからといって、都道府県警が国の法律と違つたような運用をやるということはありますか、どうですか。

○国務大臣(片山虎之助君) それは、都道府県がどういう個人情報保護条例を作つてどういう対応

をするかに懸かつてゐるんですよ。國の行政機関があなたが言うようなNシステムをやるんなら、それは適用除外かどうかという議論はあるけれども、やつてゐるのは都道府県警察なんだから、そういう答弁だからね。私は実際よく知りませんよ。都道府県警察がやつてゐるんなら國の行政機関の個人情報保護法の対象にはならないと、こういうことであります。

そこで、国土交通省自動車交通局長に来ていました。だいていると思いますが、自動車の登録データの日常的な警察への提供はどのような形で行つておられますか。

○政府参考人(丸山博君) 自動車の登録データの警察への提供についてお尋ねがございました。私どもが管理しております自動車登録ファイルには、これまで本人の申請により車両を特定するための情報や車両の構造に関する情報等が記載されています。この情報につきましては、自動車に関する犯罪の検査及び予防等の目的から、登録を受けた自動車に関する情報を毎日磁気テープの形で警察に提供しておるところでござります。

それで、ほとんど大半が犯罪と無関係な膨大な量のデータの蓄積が、将来犯罪検査に役立つ可能 性があるというだけで犯罪検査目的とみなされ、国民の目の届かないところに置かれると。しかも、その判断は行政機関法を所管する総務省が行うと いうわけではなくて、正に主管のところがやる、警察自身が行うと。つまり、警察が検査目的だと 言えば、これはもうそれで除外されると。これで は、先ほど福島議員もいろいろそういう議論されましたが、警察は一体どんな形で国民のプライバシーを集積していても全く分からぬということになるわけですね。

私は、別に検査情報の中身を公表しようと、そんなこと言うつもりはないんですよ。少なくとも、警察内部でどのような種類の個人情報の蓄積が行われているのかということの国民への説明は必要だ というふうに思うんですね。

それで、少なくとも道路の特定の地点を通過した車両のデータをNシステムというやり方で警察が、しかも日々最新のものが、お伺いするとCG MTという磁気媒体によって毎朝警察に届けられ ている、こういうことであります。

行政機関法案で、総務大臣の事前通知を規定した第十条には、通知すべき項目の第六号にある「記 録情報」を該当行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先」と、こういうふうにござります。国土交通省から答弁があつた警察庁へ の情報提供というのは、電磁的媒体を使つて 毎日渡されているわけですが、このような提供方法は経常的提供に当たるんじゃないですか、総務省。

そこで、国土交通省自動車交通局長に来ていました。だいていると思いますが、自動車の登録データの日常的な警察への提供はどのような形で行つておられますか。

○政府参考人(丸山博君) 実は、この規定は、今回の法案だけじゃなくて八八年法にもあるんですよ、大臣、総務大臣、あるんですよ。既にそれに従つた通知が実施されているんです。それで、それを取り寄せてみたんです。ところが、この国土交通省から出していただいた個人情報ファイル簿の自動車登録ファイルという項目を見ると、財團法人自動車検査登録協力会、道路運送車両法に基づく請求者と、こう書いてあるだけで、警察へ提供するとはここには一言も書いていないんですね。これは国

交運省、おかしいんじゃないですか。

○政府参考人(丸山博君) データの中身 자체は私どもが持つておりますデータを提供するわけでございませんけれども、磁気ファイルという形で警察の利用しやすいような形に加工しておるのが検査登録協力会であるというふうに理解しております。

○宮本岳志君 つまり、財團法人自動車検査登録協力会というのを通じて、ここで加工して渡していくのでここに警察が出てこないと、こういうことになつてゐるんですね。これで公表していると いうのは全くでたらめだと言わざるを得ません。

これは一九七五年以来、ずっと日常的にデータを渡すことが続けられてきたと、これは担当者の方からも聞きました。それは局長や当時の運輸大臣が知らない間に勝手にやつていてるというものが知らないんです。あなた方はもうずっとこれを、それを決めてやつてきたことは明瞭です。

それで、抽出したデータのみを警察に渡していく。実はこの登録ファイルに載つてゐるものは非常に多い項目があるんですが、そのうち抽出して渡しているという説明だつたんでお伺いしますけれども、自動車登録ファイルには何項目のデータが記載されているか、そのうちどれとどれを警察に渡してゐるか、国土交通省お答えいただけますか。

○政府参考人(丸山博君) 先ほど申し上げましたとおり、自動車登録ファイルには、車両を特定す

るための情報でございますとか車両の構造に関する情報、二十数項目ございます。このうちどれを警察に提供しておるかということにつきましては、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがございますので、私どもからお答えするには差し控えさせていただきます。

○宮本岳志君 これまで審議で片山大臣は、今審議している法案によって目的外利用は厳しく禁じられる、恒常的な提供先については公表されるんだから透明性が確保された制度になるんだと、こう説明を繰り返してこられました。しかし、これでは警察に渡っていること自体が公表制度によつては出てこないと。それから、質問によつて明るみに出ても、具体的にどんな情報を提供しているかは答えない。これではもう透明性どころではない。結局、国民からは分からないと個人情報を行政の都合のいいように使うことに歯止めが掛からないと私は言わざるを得ないと思いまます、総務大臣、そういうないですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 基本的には公開でやるんですよ。ただ、もっと大きな法益といいますかね、そういうものがある場合にはそれは限定されるこれはやむを得ないです。そういうことで今、例えば総務大臣に対する事前通知もこれこれのものは適用除外だと、こういうことになつているんですよ。ただし、法律に従つてやつてもらうと、目的外利用は限定的に、利用目的は明確にしてその範囲でと、こういうことでございまして、それをもう全部オープンにしろ、それはなかなかそうはいかない。これこれはオープンにしなくともよろしいということで、事前通知しなくともいいということです。そこで、この議論を進める上で、そもそもナンバーの登録データ収集するということとは全く別なことなんですね。それで、恒常的な警察への提供ということが前提だということになれば、自動車登録制度そのものの変質だと私は言わざるを得ないと思います。

○宮本岳志君 国土交通省ね、これはせめて公表の項目に警察庁と、こう示すという改善ぐらいはありますか。

○政府参考人(丸山博君) そもそも、自動車の登

録ファイルに登録されているデータの質につきまして若干御説明をさせていただきたいと思いま

した書面、すなわち登録事項等証明書というものは、道路運送車両法第二十二条に基づきまして、警察に限らず何人といえども国土交通大臣に請求することができます。されど見ることができる、元々そういう情報であるということをございます。

したがいまして、何人も見ることのできる情報

を提供することを私どもはやつているというふうに思つてます。○宮本岳志君 ジヤ、何のためにこういうもルを作つてあるんですか。ジヤ、何でこういうものを作つてあるんですか。

○政府参考人(丸山博君) どういう形で提供して

おるのかと、いうことを、参考までにこういうところには大口で提供しておりますといふことを分か

るようにしておるということでござります。

ただ、それ以外にも、何人であつてもその情報

は請求できるというものです。

○宮本岳志君 どういうところに提供しているかを分かたために出していふと言ふけれども、正に警察が入つてなかつたら、この協力会を通じて行つてることが分からんんだから、そもそも答弁にも矛盾した話ですよ。だから、それが分からぬよう、公表しているというんだつたら、当然、そのものは適用除外だと、こういうことになつて

いるんですね。しかし、適用除外で事前通知はなくとも法律に従つてやつてもらうと、目的外利

用は限定的に、利用目的は明確にしてその範囲で

と、こういうことがある場合にはそれは限定さ

れれるこれはやむを得ないです。そういうこと

で今、例えば総務大臣に対する事前通知もこれ

かね、そういうものがある場合にはそれは限定さ

れれるこれはやむを得ないです。そういうこと

で個人情報を行政の都合のいいように使うことに

歯止めが掛からないと私は言わざるを得ないと思

います。

○宮本岳志君 国土交通省ね、これはせめて公表

の項目に警察庁と、こう示すという改善ぐらいは

ありますか。

○政府参考人(丸山博君) そもそも、自動車の登

送車両法に規定をされております。道路運送車両法の第一条に規定されている趣旨ですね、改めて局長、述べていただけますか。

○政府参考人(丸山博君) 道路運送車両法第一条の目的規定につきますお尋ねがございました。

道路運送車両法第一条はこのように規定をしております。

○政府参考人(丸山博君) この法律は、道路運送車両に関し、所

有権について公証を行い、並びに安全性の確保及

び公害の防止その他の環境の保全並びに整備につ

いての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事

業の健全な発達に資することにより、公共の福祉

を増進することを目的とすると規定されておると

ころでございます。

ただいま御指摘ございましたとおり、道路運送

車両法の目的の一つは、自動車の登録事項を記録

することによりまして所有権を公証するというこ

とにございます。ただ、そのほかにも、自動車の

登録、今申し上げました自動車の登録事項のほか

にも、検査に関する事項も記録することによりま

して、今申し上げましたとおり、自動車の安全性

の確保でございますとか環境の保全なども目的と

しておるというところでございます。

○宮本岳志君 犯罪捜査というのは出てこないん

ですね。

○宮本岳志君 犯罪捜査というのでは出でこないん

ですね。

もちろん、実際に犯罪が起きてしまえば捜査に

使うことができる重要な手掛かりは何でも使うで

しょうし、ナンバープレートが犯人の特定や追跡

の有力な手掛かりになるということは私も否定し

ませんよ。しかし、そのことと事前にナンバープ

レートが犯罪捜査に便利だからといって大量に

データ収集するということとは全く別なことなん

ですね。それで、恒常的な警察への提供という

ことが前提だということになれば、自動車登録制

度そのものの変質だと私は言わざるを得ないと思

います。

○宮本岳志君 まず、国会において、最初は交通

・情報通信ということで運輸の活動にも携わりまし

た。

○政府参考人(丸山博君) まず、自動車登録制度の目的というのは道路運

自動車に関する実態を把握して自動車行政の施策策定に資する」と、そろしか書かれていないんですね。犯罪捜査に便利だから提供するつて書いてないんですよ。そうでしょう。違いますか。

○政府参考人(丸山博君) 法律に照らして、犯罪捜査に使うという、書いていないものを警察に渡しておるのは問題ではないかといふお尋ねだと思います。

いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、登録事項その他の情報につきましては、これは所

有権を公証するということから当然のことでございませんけれども、何人といえども請求できる、言わば公開された情報でございます。したがいま

るようにしておるということでござります。

ただ、それ以外にも、何人であつてもその情報

は誰が公開された情報でございます。したがいま

るようにしておるということでござります。

ただいま御指摘ございましたとおり、道路運送

車両法の目的の一つは、自動車の登録事項を記録

することによりまして所有権を公証するというこ

とにございます。ただ、そのほかにも、自動車の

登録、今申し上げました自動車の登録事項のほか

にも、検査に関する事項も記録することによりま

して、今申し上げましたとおり、自動車の安全性

の確保でございますとか環境の保全なども目的と

しておるというところでございます。

○宮本岳志君 犯罪捜査というのでは出でこないん

ですね。

○宮本岳志君 もう駄目ですか。そんな程度のこ

とだと言つておるようなものですよ、公表すると

か公開するとかと言つたつて。だつて、何らこの

中に出でこないようなところへ提出されて、こう

やって一つ一つ順々に詰めて話していくたつて、

実はそれは何人取れるんだからいいんだと。そ

んな話になるんだつたら、國民にとって今度の個

人情報保護法が正にこれができれば行政機関に

どんなふうに蓄積されて、どんなふうに使われて

いるかが分かりやすくなると言つたつて、しかも

犯罪に關係ない九九・九九%の人のナンバープ

レートもどんどん蓄積されていると。それと、そ

の役所に対してもこういったデータが渡されている

と。私は、この問題は極めて重大な問題だという

ことを申し上げて、ちょっと時間がないですので、

次のテーマに移りたいといふうに思つております。

さて、もう一つ、前回の質問で刑事局長に伺つ

て具体的な答弁をいただけなかつた、そして先ほ

ど福島先生がお触れになつた問題をやりたいと。

な警察の内部文書のコピーが民間業者である武富

士の幹部だった人物によってマスコミに渡つていいことだけですか。私の方から最低限のプライバシー部分はもちろん消した上で現物を今日はお配りをしたいと思います。

【資料配付】

○宮本岳志君 今日は、この中身に沿つてですけれども、まず、お配りした資料の一枚目には右翼標ぼう暴力団個人カードというものが、タイトルが付いておりまして、内部資料につき令状請求・送致資料等に添付しないことというスタンプが押してあります。つまり外部に出すなど。裁判官や検察にも知られてはならないということですね。でも、私はこれを見て、これは本物だと、警察内部から出たものであろうと判断せざるを得ないと思つたんですよ。本人の生年月日や住所、本籍地、所属している団体についてのデータ、家族関係のほか、本人の出生から今日までの生々しい記述もあります。実は、ここに付けたのはその一部です。これは全部付けてないでけれども、その一部ですね。私の手元にはもつと詳しいものがあります。

下には作成した田園調布警察署の印章、作成者の印鑑が押しており、用紙の下には警視庁刑事部捜査第四課という文字が印刷されております。こんなものを捏造しようと思つてもできるものではないんですね。

もう一度警察庁に聞きます。こういう右翼標ぼう暴力団個人カードというものがある、存在するということはお認めになりますか。

○政府参考人(栗本英雄君) お答えをいたします。

警察では、犯罪捜査を始めとして、あらゆる警察活動を通じて暴力団や暴力団員などに関する各種情報を組織的に収集をいたしまして、これらを資料として管理をいたしまして、それらを暴力団対策に効果的に活用していくところでございます。

しかし、警察におきます暴力団等に関する情報の収集、資料の作成状況等につきまして、その具体的な内容を公表することにつきましては、今後

の犯罪捜査などへの支障が生ずるおそれがありまることだけですか。私の方から最低限のプライバシー部分はもちろん消した上で現物を今日はお配りをしたいと思います。

○宮本岳志君 この二枚目の補充用紙というのを見ていたときたいんですね。犯歴用紙と書かれたものですけれども、これも消しております、お配りしたものは。これも同じように内部資料につきまして、どうこの署に逮捕され、どこの裁判所でどういう判決を受けたと、子細にわかつて書かれてあります。警察がこの文書を認めなくとも、この内容が真実であればこの人物の犯歴データが流出していることは客観的な事実だということになるとおもいます。警視庁から流出した疑いが非常に濃いと言わざるを得なくなります。

とにかく、この文書が本当に内部から流出したのかどうかということを特定しなければ議論が進みませんので、そこで、これは警察に是非お願ひしたいんですけど、この文書もやはり警察の内部から流出した疑いが非常に濃いと言わざるを得なくなります。

○政府参考人(栗本英雄君) ただいま御指摘の、どのような資料かももちろん存じ上げていませんが、具体的な個人名等があるのでござりますれば、そのようなものについて警察に資料があるのか否かということについてお答えすること自体がやはりプライバシー上極めて問題だと思います。

それから、なお加えて御説明を申し上げさせていただきますが、現在、警視庁におきまして、お尋ねの、また一部報道もされておるようですが、消費者金融会社に対します内部資料の買取りを要求いたしました恐喝事件につきまして、四月二十二日に関係被疑者二名を逮捕し、現在、鋭意捜査中でございます。

それからまた、今委員御指摘、また一部報道されております資料につきましても、その詳細についてはもちろん存じ上げておりませんが、その被害会社から持ち出された資料であるというようになります。資料につきましても、その詳細についてももちろん存じ上げておりますが、その被害会社から持ち出された資料であるということを申し上げるわけでございます。

そのような資料をお持ちしているかにつきましては、もちろん存じ上げておられますが、先ほど御説明を申し上げましたように、暴力団対策上、各種警察活動を通じていろいろな資料を管理しているところは先ほど述べたとおりでございますが、その資料、内容をどのような形で私どもが管理しているかということがあります。先ほど申し上げました、今後の犯罪捜査等に非常に支障を来しますので、個別の事案についてのお尋ねは差し控えさせていただきたいと思います。

○宮本岳志君 いやいや、それをどういう資料で

現にあるわけですよね。マスコミにまで載ったわけですよ。

問題は、こういうこの、もしこれが事実としたら重大問題でしょ。犯歴データ、正にこのセンシティブ情報がこうして出回っているということ

をはつきりさせないと、はつきりさせなければ、しかも、内部から流出したと言つていいわけだから、それ自身を調査しなけりやならないじゃないですか。とにかく、これ明らかにしなきや前に進返事でくるか、そう聞いているんです。

○政府参考人(栗本英雄君) ただいま御指摘の、どのような資料かももちろん存じ上げていませんが、具体的な個人名等があるのでござりますれば、そのようなものについて警察に資料があるのか否かということについてお答えすること自体がやはりプライバシー上極めて問題だと思います。

それから、なお加えて御説明を申し上げさせていただきますが、現在、警視庁におきまして、お尋ねの、また一部報道もされておるようですが、消費者金融会社に対します内部資料の買取りを要求いたしました恐喝事件につきまして、四月二十二日に関係被疑者二名を逮捕し、現在、鋭意捜査中でございます。

それからまた、今委員御指摘、また一部報道されております資料につきましても、その詳細についてはもちろん存じ上げておりますが、その被害会社から持ち出された資料であるということを申し上げるわけでございます。

そのような資料をお持ちしているかにつきましては、法と証拠に基づいて厳正に対処する所存でございます。

○宮本岳志君 納得できませんね。大体、この会社から持ち出されたものだというんだつたら、こんなものがこの会社にあるのは大問題じゃないですか。何でこんな警察のデータファイルが金融会社にあるのかと。しかも、それは警察は自分で調査して自分でやるんだと言つけれども、私はそんなことでこの国会の場で、正に、ああ、そうですかと、そういうわけにいかないと思いますよ。大

同時にお付けした資料をございました。この事件で逃走中とされている今、武富士の元幹部が暴露したのは、この警察の内部資料だけじゃない

んです。九二年七月から二〇〇〇年の冬まで繰り返し行われてきた武富士から警察幹部への付け届けの資料が十枚、ここに付けました。

資料②の一から十までがその付け届けの資料なんですね。一では相手に贈ったビール券と時計の数が書かれてあります。二、次のやつではビール券だけ。三から後は数字の記載のみになっていて、恐らくビール券の枚数だと思われます。もしこれ、事実だとすれば贈収賄の問題にもなるわけです。

最初にある先ほどの一はメモ書きのようなものだけれど、同じ年の冬の分、二では書式がでかい始めて、四年後に当たる三からはワープロ書きに変わっている。一と同じFという幹部の印が押されておって、五というファイル、資料には武井会長の印鑑もございます。四にもあるかね、あ、四ですか、武井会長の判こもございます。これは言わざと知れた武富士の会長ですね。

これは既に、これも週刊誌で報道されております。贈収賄事件として厳正に対処いたします。

○政府参考人(栗本英雄君) 具体的な行為がどのような犯罪になるかということにつきましては、具体的な事実関係に即しまして法と証拠に基づいて判断しなければいけないことでありますから、今のような御指摘のものが贈収賄になるか否かについて申し上げましたように、この消費者金融会社から持ち出された資料の買取りを要求したという恐怖事件が現在捜査中でございますし、その中で今御指摘のような各種資料等も視野に入れてしっかりと警視庁において事案の全容を解明し、その上において具体的な刑事事件となるものがあれば厳正に対処していくというように申し上げているところでございます。

○宮本岳志君 いや、これは、調査をするとも言わないというのはちょっと問題だと思いますよ。せめて調査をすると。それは、そうでなければ議論なんか進められません。調査、いかがですか。

○政府参考人(栗本英雄君) 私ども警察として個別の事案で捜査するとかあるいは調査するとかい

うことについては、いろいろ個人のプライバシーなりあるいは犯罪の捜査上支障が生じることがござりますので、そのような観点からの御質問には答弁を差し控えさせていただいているところでございます。

ただ、この問題につきましては、先ほども申し上げましたように、先生御指摘の資料も視野に入れて現在警視庁において捜査を恐喝事件の捜査として行っているわけでございますから、そのような捜査の中でいろいろな犯罪となるような事実が出でなければ法と証拠に基づいて厳正に対処すると

いうことを申し上げておるわけでございます。御理解を賜りたいと存するわけでございます。

○宮本岳志君 そんな捜査の一環としてやるといふんじゃ駄目なんですよ。

この資料を見てくださいよ、この資料。付け届けを届ける理由として書かれているものを見つかり見てくださいよ。

例えば、この中身を見てもらえば、「真正館巡回警備」というのがありますけれども、この真正館というのは武井会長の御自宅のようですけれども、そこを警備している警察官のところへビール券が届けていると。あるいは、総会屋情報の情報源、こういうものもビール券を届けた相手の後、名前その後に、警察官の後に付いているわけですね。

それから八という、終わりになります、八、見てくださいね。八の一番上の枠、警視庁、この二番目と三番目の部長職の方のところへは「依頼(犯歴等・電話番号等)」と、こうなつておりますね。ビール券がそれぞれ十枚渡されたと。

正に、先ほど指摘したような資料に対する謝礼としてビール券が配られていると。

同じく二つ目の枠、新宿署、ここの一・二・三・電話番号等」というのが出てきていますね。

同じように、前ページ七の十一年夏の資料にも出てきております。

しかも、対象となっている組織の範囲も広範で

すよ。九九年夏の分とした資料の三、これが一番多いと思いますが、これを見ていただいたら、上からざつと読んだだけでも、警察庁、警視庁、それから四課、三課、二課、一課、暴対、そして新宿署の警備課、刑事課、高井戸署、池袋署、渋谷署、上野署、京都府警の二課と四課と、全国的にもらっているじやありませんか、これ事実としたら。

これを、捜査もしない、報告もしない。駄目です、それはとにかく調査すると、お答えください。

○政府参考人(栗本英雄君) 私は、先ほど、個別の事案について捜査するか否かについては控えさせていただきたいと申し上げたものでございます。もちろん、一般論として警察職員の非違事案に関するようなことが思料される場合には、所要の捜査、調査を行った上で、それぞれの事案の内容において適切に対処していくものと考えております。

○宮本岳志君 これだけ言つても調査しない、調査すると言わないと、私は国会に對して本当にひどい態度だとはつきり指摘をしておきます。引き続きこれ追及をさせていただきたい。

この後は片山大臣にお伺いしますので、警察はもうお引き取りいただいて結構です。

警察は捜査情報という極めてセンシティブな情報報を蓄積をしております。一層厳正な情報の管理が必要なんです。にもかかわらず、捜査上の目的という言葉が付けば、一切実態が国民の目に明らかにならない。この点について国民が納得するようないし、それから当委員会としても、委員長、やっぱりこれ、徹底的にこの問題の調査を求めるべきです。

今日、この委員会に配られた調査室の資料を見たします。

○宮本岳志君 昨日の質問で、私、やぐら荘事件というものを取り上げました。これは、調べてみると、こういう事件なんですね。警察が日本共産党の支持者と思われる人物に思想調査を試みてトラブルになつて、で、暴行を加えたという事件なんです。その件を警察自身が立件しないので、付審判の請求が行われた。その際に、証拠として警察が持つてある思想調査のファイルを出しなさいと、これは付審判の手続に基づいて検事役の弁護士が求めたわけですね。それに対して、警察か

要だと私は思うんですけども、これは、大臣ね、総務大臣ね、もう少しそれ、きちっとした制度というか、工夫が要るとお感じになりませんか。

○国務大臣(片山虎之助君) 国会で通していただき事前通知の対象にしないということは、公表の対象にしないと。しかし、それは厳正にこの法律の趣旨に基づいてやってもらうと。それは警察当局も私は認識していると、こういうふうに思いますので、いろんなことを今御指摘でございますけれども、さらには私どもの方として警察の方に物申し上げることがあれば今後考えてまいりたいと思います。

○宮本岳志君 それこそ、大臣、先ほどから総務大臣の権限あるんですよとおっしゃいましたし、それこそこの法律にも、総務大臣として数々の報告の徴収であるとか意見を述べるとかという条項もあるわけですよね。正に今聞いていただいて、こういうやり取りですよ。ここまで事実も示して、それこそこの法律にも、総務大臣として数々の報告の徴収あるとか意見を述べるとかという条項もあるわけですね。

私は、改めてこれは大臣にも申し上げておきたまでも、改めてこれは大臣にも申し上げておきたまでも、それから当委員会としても、委員長、やっぱりこれ、徹底的にこの問題の調査を求めるべきです。

私は、改めてこれは大臣にも申し上げておきたまでも、改めてこれは大臣にも申し上げておきたまでも、それから当委員会としても、委員長、やっぱりこれ、徹底的にこの問題の調査を求めるべきです。

私は、改めてこれは大臣にも申し上げておきたまでも、改めてこれは大臣にも申し上げておきたまでも、それから当委員会としても、委員長、やっぱりこれ、徹底的にこの問題の調査を求めるべきです。

とで妥当なものではないかと思つております。

また、この包括案を整備することと、そして今後、主務大臣と民間事業者、取扱い、いずれ医療とか金融とか、包括法ではなかなか難しい問題についてはまた別の観点から論議されしかるべきものだと思いますが、そのことと、包括法があるから、よりセンシティブなものは矛盾するのではないかという議論にはならないんじゃないかと私は考へているんですが、その点についてはいろいろ議論があることは承知しております。

私は、今回の問題につきましては包括法で妥当なものではないかと思つております。

○内藤正光君 総理がおっしゃつたのは包括法にすべしという理由だとと思うんです。なぜ、じゃ、監督機関が第三者機関でなければ、なければならぬと私は言つてゐるんですが、そうではなくて主務大臣制がいいんですよというところは何かまだお述べになつていらっしゃらないような気がするんですが。

○国務大臣(細田博之君) この問題は何回もお答えしておりますが、日本の行政の特質にもよると考えております。それは、今の消費者保護行政でも、中心に消費者、国民生活センターというところで多数の苦情処理、年間一万余件弱の苦情処理も受け付けており、そして例えば各省、経済産業省にも消費者相談室があつて年間一万数千件の苦情処理を受け付けています。そして、国民生活センターからも各省の関係のものはそれぞれ、これは農林水産省、これは厚生労働省、これは経済産業省といふうに割り振つておるような長い歴史もございまますので、こういった非常に類似のケースも多いたこの個人情報問題について、そのような仕組みは決してマイナスの効果を持たないのみならず、非常に有効に活用するではないかと思っておりまして、特に業種別に定め、なぜ業種を特定して縦割りにしなかつたかといえれば最も大きな要素は、新しい産業ですから、いろんなデータベース産業、いろんな処理業、いろんな名簿業、次々に発生しまりますので、既存の業種ということでは割りにしづらかったかといえれば最も大きな要素は、第三者的機関を作つたとしても、結局事業所管大臣と話し合うと思うんですね、どういう問題が起つても。今でももう各所

り切れない。しかし、日本の今までの行政庁の在り方としまして、新規の産業が興つた場合に、その所管がどこであるかということは広範に類推、あるいはこれまでの行政の実績に応じまして、例

えばこれはサービス産業系であるとすれば経済産業省とか、小売・卸売業であれば経済産業省といふうに割り振つてきておりますので、大きな問題はないということでございます。

それから、やはり第三者機関は、総理が度々本会議等で御答弁しておりますように、一つの新しい行政機関を独立して定めるということは、非常にそのための人員、コスト等が掛かりまして行政的効率も非常に下がるのではないか、また一部に危惧されておりますように、かえつて一律の規制が行われることがいいかどうか、マイナスの面もあるのではないかというふうにも思われるわけでございます。

○内藤正光君 もう第三者機関の話をすると、結構本当に考え方の違いというか、議論の行き違つてきています。

しかし、正にいろいろな産業がこれから興つてくる。これがどこの省庁に当たはまるのかつて分からなんですね。そしてまた、「重行政」になるとか言いますけれども、それこそ複数の省庁がこれどこの管轄だなんて議論している方がよっぽど私はこれ無駄が出てくるんだと思いますよ。

ですから私は、もし主務大臣制がうまくいかないんであれば、しばらくたてば当然、初めての法案ですから、何年かたつたらこれはそんな主務大臣制の是非も含めて見直していくという、そういう柔軟な対応はできますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この議論は平行線になると思うんですが、第三者的機関作つたとしても、結局事業所管大臣と話し合うと思うんですね、どういう問題が起つても。今でももう各所

できません、いろんな関係大臣と協議を重ねて協力しているんです。これ、第三者機関作る、じゃ、この問題はどの省が扱う、必ず第三者機関も相談するようになります。

大きな組織を作ると同時に、じゃ、その所管大臣の対応はどうなるかということの競合関係、こういうことがあるから、私は現実的に事業所管が施行されて現実に具体的に問題が起つてき法が施行され、実際に問題が起こつてきました場合に、じゃ果たして第三者機関がいいのか、主務大臣の対応の方がいいのではないかと思つているわけでありまして、この点については、今後この意見が大勢になればそういうこともまた検討しなきやいかぬでしようが、今回は、初めての法案ですので、私は第三者機関というような膨大な組織を設けるよりも主務大臣が担当した方がいいのではないかと思つてゐるんです。これは別にそんな争う問題でもないと思つております。

○内藤正光君 法の運用をしばらく見守つて、もし問題があるんであれば柔軟に見直していくといふ総理の答弁を受け止め、次に移りたいと思います。

この法案は、包括法は、広く薄く網を掛けるといふことなんですが、この法案、この形式ですと、漏えいすると大変な社会的な影響を及ぼすような分野では、逆に保護が、規制、保護というか規制というか、不十分ではないかという指摘がござります。その一つが片山大臣の所管でもあります情報通信分野だと思いますが、総務大臣は大変前向きな答弁をされているんです。

ちょっとと簡単に御紹介をさせていただきます。その一つが片山大臣の所管でもあります情報通信分野だと思いますが、総務大臣は大変前向きな答弁をされています。

○国務大臣(片山虎之助君) 私は特に、繰り返しになりますが、期限を定めて、明らかにして結論を出すということが言つても、それが五年なのか十年後なのか、結局そんなのはやらないに等しいわけなんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後なのか、と、そういうことを明言したこと私は評価しているんです。私は、期限を明らかにしない約束といふのは私は何の意味もないものと思います。やると言つても、それが五年なのか十年後のか

う大変前向きな答弁をされている。

施行までにというのは、具体的には公布から二年以内という、正に二年内に個別法に関する結論を出すと大変前向きな答弁を衆参でなされるわけですが、私は個人的に大変高く評価をしています、その答弁に対します。

それで、確認なんですが、私は個人的に大変高く評価をしているわけですが、私は個人的に大変高く評価をしています、その答弁に対します。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この議論は平行線になると思うんですが、第三者的機関作つたとしても、結局事業所管大臣と話し合うと思うんですね、どういう問題が起つても。今でももう各所

法にするかどうかは明言はしておりませんが、いずれにしても、それに関連する結論は一年以内に出すとおっしゃっているわけですね。

そこで、衆議院の附帯決議の最後にも、五番目の方にも、ほかにもいろいろ分野が、そういう重要な分野があるわけですね、医療などあるいは金融・信用の。そういう分野でも個別法を早急に検討することというふうに明記されているわけでございます。ただ、残念なことに、ちょっとこの期限が書かれておりません。

私は、まさか総理、片山大臣があそこまで、二年以内にやるとおっしゃったわけですから、総理が期限も示さずに、私はそれが二年なのか三年なのか分かりませんが、期限を示さないまま、ただやるんですよということはまさかおっしゃらないとは思うんですが。

そこで、この附帯決議の項目に対する結論をいつまでにやるのか、そういうところも含めて、その決意をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、附帯決議は尊重しなきやいけないと思っていますが、期限をここで区切つて私がいつまでにやるというところでは現段階では言えない。しかし、できるだけ速やかに対応しなきやいかぬと思っております。

○内藤正光君 ただ、私が言っているのは、二年以内に個別法を作れとか、個別法を出せとか、そういうことを申し上げているわけじゃないんです。期限を区切つて、いついつまでに結論を出す。例えば、それが、結果、個別法ではなくてガイドラインによる対応が望ましいといふんであれば、それはそれでそれを尊重しなければいけないと思うんです。

いづれにしても結論、その結論、期限がいつになるか分からぬ、これじゃやりにくいんじやないですか。どうですか。

○国務大臣(細田博之君) そもそも、各、医療、金融、情報通信、その他を含めまして、今のIT化の進展の中で、個人情報保護に関しては法律に

よるきちっとした対応がなければうまくいかないで、できるだけ早期に決めてほしいという要請は全部受けているんですね、ほかの議員の御質問にもありましたように。そして、その期待が大きいわけです。

したがって、このたびこれでできますと、その枠組みに従つて基本方針が定められたり、それから業界団体等を中心として、あるいは医師会であるかもしれませんし、金融関係の全銀協とか、ほのかのいろんな機関であると思いますが、これで本當にうまく各企業が個人情報を守れるかという検討が行われると思うんです。

そして、それのみで十分に対応できない部分とか、ただその社員を首にすれば足りるかと言えば、そうではなくて、何らかの規制が必要である部分というのが当然出ますので、しかもそれが五千とのかかりも出でてくるかもしれません。情報通信分野というのは、案外、大体、情報の数でいうと相当大量でございますので、個人情報の場合も大きいと思うんですが、じゃ個人医院はどういうふうするんだとか、ということも含めて、じゃお医者さんと今の看護師さんだけでいいのか、事務員さんとか外部委託はどうなのか、レセプトを電子化したらどうかと、もう本当にそ野が広いわけですね。その中で、どれをやつたらいいのかといふ議論は早急にしなきやならないけれども、今、じゃ、そこをいつまでに何をやりましょうと到底言えません。

したがつて、これは、今後、指針、ガイドラインを示しながら、法が施行されるときには大体こうやらなければならぬだろうということまでの間は固まってくると思うんでございますが、それを時期的に明示できるかどうかという点について言えば、非常に多くの問題を検討しなければならない。そのことを各省ともお答えしておりますし、そのための組織も作つておりますので、積極的に対応することは事実だと思っております。

○内藤正光君 速やかにという言葉はいただいたんですが、例えば医療の分野だと、これから遺伝

子が扱われるようになると大変な正に個人情報の集積体ですよね。そういうものを扱うようになります。金融の分野はもう改めて言うまでもない。もうこれ、もたもたしていたら間に合わなくなっちゃうんです。

だから、私は、この重要法案、責任を持つのは正に内閣総理大臣です。これは内閣法で定められているんです。ですから、私は、総理の意思を私は明言すべきだと思います。とにかく毎年自らに結論を出してくれと。じゃなきやなかなか進みませんよ。これは、結果的にもしできなかつたら、それはそのとき何かまた説明をすればいいわけであつて、少なくとも二年を目途に結論を出すとか三年を目途に結論を出すと。まずリーダーである総理のそういう意思の下に行政機関は動いていくわけですから、この意思がまず示されることは、結局、問題何でもかんでも先送りされちゃうんじゃないですか。違います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは早くできるところと時間の掛かるところ、両方あると思います。先ほど片山大臣も物によるとか人によるとか言いますけれども、すごい複雑なんですね。そういうことも勘案しながら、できるだけ早くやりたいということを言つてはいるわけでありまして、この議論の積み重ねというものをよく生かして、個人情報が保護されるような対応をしていきたいと思っております。

したがつて、これは、今後、指針、ガイドラインを示しながら、法が施行されるときには大体これが、少なくとも片山大臣、総務大臣は、この情報通信分野の進展の早さ、正に秒進歩、そういうふたものに合わせるために、もう二年以内を目途に結論を出すとおっしゃつたわけです、大変前向きな。私も、多くの方が評価しているんだと思います。

ところが、医療の分野、金融の分野、これは情報通信の分野に劣らず進展は早いんです。これは本当にちゃんとリーダーが、その責任者がちゃんと認識していくべきだといふことがあります。

○内藤正光君 速やかにという言葉はいただいたんですが、例えれば医療の分野だと、これから遺伝

これ、この個人情報保護法の責任者であるのは正に総理大臣ですよね。私はできるだけ早くといふその答弁はリーダーシップ性が余り感じられないですが、もう一度お尋ねします。できるだけ早くというのをもうちょっといや、総理です、総理。できるだけ早くというのは分からぬんであります。

短くお願いします、短く。

○国務大臣(細田博之君) 委員御指摘のように、この法律によつてはつきりと政府は必要な措置を検討する責務を負うことは明確になつておりますから、したがつて個人情報の保護についてこれから分野別に検討して、どうしてもこれは保護が守られない分野がここにあるぞということになれば、当然措置を取るという前提の法律であると考えております。

期限を付けることが意味があるというんじゃなくて、これから具体的に、これまで二年半も掛かっているわけですから、二年以上ですね、大分遅てしまつて、そのことはもう後悔先に立たずといふことはござりますけれども、できるだけ早くこの個別の問題は検討しなきやならないことははつきりしております。

○内藤正光君 最後に一回言わせていただきます。私はこれは、包括法というのは本当に帶に短しだすきに長し、中途半端なんだと思います。本当に重要な分野では余りにも浅過ぎる、薄過ぎるんです。情報通信の分野、医療の分野、金融の分野、やはり二階建て部分に個別法をちゃんと作らなければならぬだろうということまでは、そういう意味では、包括法だけ走ると、これは言つてみれば不十分なまま運用するということになりかねないんです。

片山大臣のリーダーシップの下、情報通信の分野は完璧な状態で公布までには動くかもしれない。でも金融の問題、医療の問題、これ中途半端な状態でそのまま運用していくんだどうかと思います。本当にこれ重要な問題だというふうに認識していただきたいと思います。

意をお願いします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この個人情報法案のものにも反対していた方がたくさんいるでしょう。そういう中で今回、まず基本法、包括法を出す、これようやく成立するようになったんですよ。与党案、野党案に対しても反対している人いるでしょ。いかに、非常に国民にとってこの個人情報というのは、余り片仮名好きじゃないんですけれども、センシティブかと。センシティブないろんな情報あるんです。

それで、しかし、この基本法、包括法ができる、附帯決議にあるように、個別の問題についてはできるだけ速やかに、重要性というものをよく認識しておりますので、個人情報がしっかりと保護されるような対応をしていきたいと思っております。

○内藤正光君 総理の、個別法への対応についてはできるだけ速やかに対応していきたいと、その決意を受け止め、ちょっとしばらく見守っています。できるだけ速やかにお願いしたいと思います。

次に、時間も大分この件で過ぎてしましましたので、防衛庁のリスト問題、議論させていただきたいと思います。

昨年五月、改めて言うまでもございませんが、防衛庁によってリスト問題事件が起きたわけでございますが、この問題が情報保護法の大きな契機になつたわけでございますが、この不祥事の教訓をどのように御理解なされているんでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは正に人、そして法律の趣旨、これをどう正確に把握して運営するかと。私は、やはり法の趣旨にのつとつて、運営する人がよく理解して運用しなきゃいかないと、そういう教訓を得たと思うんです。目的外利用はしてはいかぬと、また目的外に提供してはいかぬというこの法律の趣旨を徹底させなきゃいかぬなど。いかなる制度も法も、適切な各省取つてきて、いきたいと思っております。

人が運用するものですから、そういう点についても同趣旨のことを述べられました。一層の職員個人情報というの、余り片仮名好きじゃないんですけど、セシティブルな情報あるんです。

○内藤正光君 私も、特に行政機関の方においてはそれは正に同感なんです。総理は衆議院の方

でも同趣旨のことを述べられました。一層の職員教育が必要だと、それに基づいた運営が必要だとかおつしやった。私も常々そう思つて、総務委員会でもその趣旨にのつとつた議論をさしていただいているわけでございます。

正に、この防衛庁のリスト問題の教訓は何かといえ、行政機関の個人情報の扱いに関して制度管理、これが余りにも甘い。制度管理という言葉を使わされていただいたんですが、中身は研修が全然なされていないだとか、あるいはまた責任者がいないだとか、あるいはまた定期的な監査もないで守れと言う方がもしかしたら無理なのかもしない、そんなふうに思います。

そういうことを前国会でも総務委員会で指摘をさせていただいた際、総務大臣は、このリスト問題の教訓を踏まえて、行政機関個人情報保護法の適正運用のために、行政機関の個人情報保護のために閣議決定を検討したい、今まで答弁をされているわけでございます。

そこで、そういうことも踏まえて総理にお尋ねしたいんですが、この問題が情報保護法の大きな契機になつたわけでございますが、この不祥事の教訓をどのように御理解なされているんでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは正に人、そして法律の趣旨、これをどう正確に把握して運営するかと。私は、やはり法の趣旨にのつとつて、運営する人がよく理解して運用しなきゃいかないと、そういう教訓を得たと思うんです。目的外利用はしてはいかぬと、また目的外に提供してはいかぬというこの法律の趣旨を徹底させなきゃいかぬなど。いかなる制度も法も、適切な各省取つてきて、いきたいと思っております。

○内藤正光君 そういった趣旨とは、すなわち職員の教育の徹底だと、あるいは責任者を置く大切に運用されるかと、人員の配置とか人材の起用とか教育訓練にどういう適性がふさわしいかといふものを含めて、しっかりと対応を取る必要があると思っております。

○内藤正光君 そこで、直接の責任者である総務大臣にお尋ねしたいんですが、総務大臣のお考えをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 今まで何もやっていなかつたわけじゃないんですよ。やつていたんですけど徹底が足りなかつたと、こういうことです。だから、セミナー、各省ごとのセミナー、研修会など全部集まっての連絡会議だと、そういうことはやつていただきたいと思いますし、各省ごとに広く集めた研修会やつていただきまして、私どもの方を含めて専門家に行つてもらつて講師をやつてもらうとか、そういうことも考えたいと思っていますし、各省ごとにできればガイドラインを作つてもらつ。あるいは、今、内閣委員会がねたいんですけど、この法の実効性を高めるために、制度管理や運用管理の強化という観点で、総理自らが、職員教育の徹底など、あるいは定期的な監査を導入するとか、そういう趣旨を含んだだと思うんですが、お考えをお尋ねしたいと思いまます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この問題につきましては担当大臣に既にしっかりと対応をすます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この問題につきましては担当大臣に既にしっかりと対応をすます。

○内藤正光君 次に、人事院も来ていただいていますかと思いますが、ちょっと懲戒処分制度についてお尋ねしたいと思います。

三条以下の罰則規定を適用するには、問題の行為が犯罪の構成要件に該当するか否かが当然のことながら決め手になるわけなんですが、しかしこの法案の規定では、私個人的には本当にちゃんと規定され得るんだろうか、特に組織、言い方は悪いんですが、組織ぐるみの行動であった場合に本當にこれらの規定が該当し得るのかどうか、私はこれが大きな誤解になります。

○内藤正光君 そこで、人事院にお尋ねしますが、防衛庁リスト問題では、当時の防衛長官は罰則がないから適切な重い処分ができるないという発言をされておりますが、私はこれは大きな誤解になりましたが、私はこれは早急にすべきだとは思うんですが、防衛庁リスト問題の反省に立つて運用管理の強化という観点でもこれは必要だ、大変重要なことだと思いますが、個人情報保護法を意識して懲戒処分の指針の見直しを私は早急にすべきだとは思うんですが、そのお考え、あるいはまたもう既にしているんだと思います。

○政府参考人(平山英三君) 個人情報保護法違反に対する懲戒処分についてのお尋ねでございますが、個人情報を取り扱う職員は、行政機関の保有する個人情報保護法を遵守し、適切に公務遂行を行なうことが求められるところであり、違反行為を行つた職員に対しましては、服務統督権を有する各府省の任命権者が事実関係を十分に調査の上、厳正な懲戒処分を行うことが必要であるところでございます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 人事院いたしましては、各府省による懲戒処分を行なうことがありますので、関係の閣僚の申合せだと、関係閣僚つてみんな関係あるかもしれないけれども、そういうことをいろいろと今検討しておりますが、いずれにせよ早く法律を通していただくということありますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

で、行政機関における個人情報保護の重要性を踏まえまして、懲戒処分の指針に個人情報の違法な取扱いに係る標準例を追加することを検討するなど、懲戒処分を一層厳正に行われるよう必要な対応を行つてまいりたいと考えておるところでございます。

○内藤正光君 人事院の方では、この保護法の制定を踏まえた懲戒処分の在り方の見直しを行つていらっしゃるということで、行つていくということで、是非その方向で頑張つていただきたいと思います。

そこで、ちょっと総理にお尋ねしたいんですが、総務大臣は、このリスト問題でのいろいろな前長官の発言に対してだとは思うんですが、懲戒処分と罰則とは全く別物だとおっしゃった。これは正しいんですね、これが本当は正しいと。しかし、その元長官の発言でも明らかのように、懲戒処分というこの制度の基本さえ正しく認識されていないというのが実情なんだと思思います。

それで、私は、この保護法の実効性を高めるためにも、この懲戒処分制度というものの省庁横断的なしつかりした基準、当然周知徹底はもちろんのこと、この基準統一が図れないことはその実効性は高まらないんじゃないかなと思います。それこそ、省庁によつて恣意的な運用がなされたりとか、そういうことでは果たして本当に実効性が高まるのかなという疑問を私は持つております。

そこで、内閣総理大臣は、中央人事行政機関でもあられるわけです、こういったいろいろ人事に責任を持つ責任者でもあるわけです。そういつた総理に、今おっしゃつた、人事院の方がおっしゃつたような、今から基準を作ると、保護法を踏まえての基準を作る。それを基に各省も基準統一といふんですか、徹底化を図るためにリーダーシップを振られる、旗振りをされるべきだとは思うんですが、決意をお尋ねしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私が懲戒処分とか人事とか事細かに言うべき問題ではありませんが、今、人事院でも答弁ありましたように、厳格

に対処しなきやならぬということでもあります。また、片山総務大臣も、この問題については各省よく連携を密にしながら、恣意的にならないで厳格な運用をしていく必要があると。また、罰則と懲戒との関係、難しい問題もあります。いろいろそれぞれの意見というのもよく伺いながら、一つのしっかりした基準を持って対応すべきではないかと思っております。

○内藤正光君 時間があと三分ほどありますので、ちょっと最後は総務大臣に何点かお尋ねしたいと思いますが、今回、開示請求等の項目が盛り込まれたと。ところが、開示請求、十九条、二十条を見てみると、まずは三十日以内に決定しなきやいけないとあるんですが、それに続く第二項で、しかしちょっと困難だと三十日更に延長できる。しかし、さらに、続く二十一条でもつて、量が膨大だと更にプラスアルファ、これがまた期限がないわけですね。二ヶ月でも三ヶ月でもいい、延長できるという規定になつてあるわけですね。

これは訂正請求だと利用停止請求についても同様なんですが、これは正に情報公開法の規定に倣つたものだというふうに私は認識しております。一言、それでいいんですね。

○国務大臣(片山虎之助君) 情報公開法にそろえています。三十日まであつて、プラス三十日更に延長と。

○内藤正光君 情報公開法と全く同じなんですが、その辺の延長の仕組みが。

ところが、情報公開法の保護法益は何なのかといたら、正に公正で民主的な行政の推進といふことです。極端なことを言つてしまえば、仮に公開されたら、正に公正で民主的な行政の運営に害するものではないわけです。ところが、個人情報保護法については、正に保護法益が個人の権利利益なわけです。ですから、私はそれが多少なりとも遅れても、個人の権利利益をダイレクトに害するものではないわけです。ところが、個人情報保護法については、正に保護法益非常に高まりまして、昨年十二月に一度審議未了、廃案というふうになつたわけですね。

本法案は、総理自ら修正を指示されたと、そして与党によつて修正された上、再び今国会に提出されました。総理は、さきの本会議で今回の修

私は、この第二項の、つまり延長の規定だと、その後に更に続くプラスアルファ延ばしていいよというそういう規定は、本当にこの適用は極めて慎重的、限定的でなければならぬかと思うんです。ところが、情報公開法だと、業務が多忙を理由に第二項の適用で三十日延長できちゃうんです。こんな業務の多忙を理由に延長して個人の権利利益を損ねていいものなんだろうか、私は大きな疑問を持っています。いかがでしょう。

○国務大臣(片山虎之助君) 今の情報公開法の審査会の運用を見ますと、三十日プラス三十日、それ以上というのは五%なんですよ。私はよく頑張つている方だと思いますよ。

だから、今お話しのように、情報公開と個人情報保護は違うんだから、こちらの方が急ぐべきだと。まあどっちも急ぐべきでしょうね、どっちも急ぐべきだと思いますけれども、言われるような点もありますので、実際の運用に当たつては、審査会にそういうことで督励をしてできるだけ早く処理すると、こういうことなんですが、諮問が時間が掛かるんです。各省の状況を調査したり、そういう点もありますので、各省庁にもそういうことをよく話して理解してもらわなきゃいかぬなと、こう思つております。

○内藤正光君 終わります。

○宮本岳志君 日本共産党の宮本岳志です。今日は小泉総理が出席されておりますので、この法案について総理の基本的なお考えをただしたいというふうに思つております。

この個人情報保護法案は、旧法案、これは一昨年の通常国会に上程され以来二年にわたつて審議をされておりましたけれども、メディア規制と報道の自由の侵害に対する国民的な怒り、これが非常に高まりまして、昨年十二月に一度審議未了、廃案というふうになつたわけですね。

本法案は、総理自ら修正を指示されたと、そし道の自由、表現の自由というのは日本国憲法二十一条で保障された侵すことのできない大切な基本的人権です。そもそも、報道の自由とか表現の自由の保障が憲法上の大原則になつてきたのはなぜなかといえ、これは太平洋戦争の教訓、その

下での権力の報道への介入というのがやはり大きな時代背景としてあったということを思い起こさなければならないと思うんです。

今日は、私、ここに終戦直後一九四五年十月二十五日付けの読売新聞の社説というのを、多分お見えにならないでしようけれども、お持ちをいたしました。読売新聞ですね。どう言っているかと。四五年十月二十五日付け、こう言つております。

この戦争の前後を通してこの新聞がたゞ強調の下にあつたとはいえ、軍閥、財閥、官僚などの特權階級の手先となり、戦争への国民の駆り立て、戦争の拡大に果たした罪は限りなく大きい。しかも、度を超えて進んで彼らに阿付する醜態さえ演じたのである。殊に眞実を伝えざるのみならず、事実と全く反対の報道を憶面もなく散じて国民をだまし、国民の戦争についての認識を誤らせ、その目をくらませた罪に至っては正に万死に値する。これは、報道表現の自由ということを考えたときには、極めて大切な歴史の教訓だと私は考えます。こういった歴史の教訓、報道への権力介入がいかに重大な事態を引き起こしたかということについて、総理の認識をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 報道の自由がいかに重要かということにつきましては、この法案、賛成、反対問わらず、多くの議員が認識しているこ

俗に、戦前の情報操作といいますか、自由な報道がなされなかつた、一方的な報道がなされたということに対しまして、よく大本營発表とか、今でもその言葉は使われますが、今回のイラクの状況を見ても、イラクの情報大臣のあの報道ぶりを見ますと、思わずあきれれるよりも笑っちゃうほどあの報道管理というものがでたらめだというのを多くの国民はあの報道を見ながら感じていたと思ふんであります。自由な報道と一部の独裁者に管理された報道とはこうも違うのかというのはよく分かつた。

この報道におきましても、そういう、報道とは何かということについていろいろ論議がされておりますが、これを侵害してはならないという点について細心の注意を払ってきたと思います。そういうことで、今回新たに、そのような不安懸念を払拭するため、報道の定義というものに対しましても、非常に難しいんですがあって設はまして、この不安を、懸念を払拭する努力をしたということについても御理解をいただければいいなと思っています。

○宮本岳志君 私がかつての大戦の例を引いたのに対し、イラクの例を。

私は、総理は誤解とおこしやうたけれども、正に国民の不安と懸念というものは、正に我が国の癌的な歴史の教訓に立った不安だし、そしてまた懸念だということもしっかり見る必要があると思うんですね。それで、半世紀余り前とはいえ、この国で現に行われたこと、それが正に権力の報道への介入だったと。だからこそ私たちは、この法案が本当にそういうおそれを一切排除しているのかということを本当に念には念を入れて議論をし、やはり問題はありというふうに申し上げているわけとして、何か取り越し苦労のような誤解をしているということではないわけなんですよ。

それで今、総理の方から報道の定義ということ

が出されました。各方面から指摘されている不安と懸念の一つが、報道の定義を国が法律で決める安が出ています。報道とはこれこういうものでありますよということを定義すると、これは余り、大変業は誰しも問題をはうんで

○国務大臣(細田博之君) 今、委員がおっしゃるところが、我が國の過去の歴史に反省して、いかに報道の自由、表現の自由が大事、大切かということは、我々、特に戦中戦後を育つた者は身にしみて思っているわけですし、戦争の悲惨さというものは、正に委員長は遺族でもいらっしゃって、そういう活動をずっと生涯のテーマでやつておられるわけ

ですから、一定年齢以上の議員あるいは国民は皆そういう思いで取り組んでいるわけですよ。だから、私どももそういう問題を共有しているということをまず申し上げたいと思います。

それからもう一つは、前の案で非常にいろんな問題があつた、問題提起があつた、報道関係から。そこで我々は新しい案を考え、また除外するために報道の定義を考えたんですが、他方、四党が、野党の四党も一生懸命お考えになつて野党提案というものを出されたときに、まあ私は前の案よりも野党案の方が相当進んだなど、しかし政府案の方がはるかに進んでいるなとは思つたんですけれども、その野党提案を報道がむしろ極めて厳しい批判をされたんですね。だから、これは私は、法律自体は社会のかがみでござりますから、やはり報道機関というものを大切にしながら、いやしくも表現の自由、報道の自由等が侵されていないなという確信があるまで近づけたいと。その中の極力、できる限りの表現での例外措置を講じたということでございまして、これ以上の言い方はないということと、すべての報道を除外しておるということは何遍も御答弁申し上げておりますので、そのことを申し上げます。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 今、報道の自由というのは本当に難しい。というのは、別に報道の自由はみんな尊重するんですけど、その定義が難しいということなんですね。

前回、旧法案におきましても、報道が恣意的に左右されるんじゃないかと、これの不安があったわけですね。そこで今回は報道の定義を追加したわけです。ところが、これも不安だという点からいえば、これ、切りがなくなっちゃうんです。非常に難しいところ、私も認めますよ。だからこういう表現にいたんですね。報道とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること、これに基づいて意見又は見解を述べることとも含む、これをいうという。これについてもまた不安という気持ちがあればそれは切りがない。しかし、そこら辺はやっぱりお互い、国民、我々

○宮本岳志君 今日は総理と中心に議論をさせていただきたいと思いますので。
私は、やっぱり客観的事実というのは、これはなかなか争いのある問題だと思います。何が客観的事実であるのかと。ある意味では報道というのではなく、客観的事実を争うものなわけですから。
そういうものを書き込まれるといつこにも私は非常に不安を広げる要因になつて、いると思うし、しかも、そこで決定的なのが、それを主務大臣というのだが、つまり報道に当たるかどうかと最後の判断というところを主務大臣がするのであつぱり最後のところでは判断するということになつてくると非常に不安が拭えないということになる。なんどうういうふうに思つております。私どもは、だから第三者委員会をきちっと置くべきであるということを申し上げておるわけですね。
それで、総理は第三者委員会というのを聞かれて、本会議でも、先ほどもおつしやいましたけれども、競合すると、こうお答えになりましたね。広辞苑で私、「競合」という言葉を引いてみました。広辞苑ではこうなつています。「きそいあうこと。せりあうこと。」であつて、例示として引いているのが、「環境保護と開発とが競合する」、これが例文なんです。開発と環境保護が競合するという言葉を引いておるんですね。
つまり、主務大臣との第三者機関が競合するというのは、環境保護と開発のような関係になる。これがふうに私受け止めたんですけども、これは総理、どういう意味ですか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） それは、今広辞苑で引かれた例は適切ではないと思つてゐるんです。今私がよく外国の会議でも言つてゐることは、これから日本は環境保護と開発を両立させていくということを強く言つてゐるんです。

と第三者機関の話をしているんですね。
それで、両立させたいと、両立すると総理がおつしやるのは、つまり競合するものを両立させようという話なわけであって、正にこの一つのものが競合する、開発と環境保護は競合するからこそ両立させなきやならないという話になるのであつて、この間に一定の緊張関係があることはお認めになると思うんですね。

かつては、開発、経済発展を考えると環境保護を犠牲にしてきたと。この日本の経済成長の過程を反省して、今、日本は環境を保護しながら経済発展を考えると。それが非常に重要であって、かつては捨てられた物も再生資源に活用したり、企業におきましても、環境保護を大事にしない企業の商品は消費者に見捨てられる。

これを両立させなきやいかぬということで使っているのであって、この第三者機関と、この法案における第三者機関と主務大臣、事業、いろいろ個別の情報に関しましては分野が非常に多岐にわかつておりますので、一概に言えないものですが、ちら競合という言葉を使つたわけであります。整という言葉の方が適切なんですかね。

第三者機関があつたとしても、じやこの情報はどこ担当省庁なのかというの全部違つくるわけですね。そうすると、第三者機関独立で扱うことはできない。より専門的な情報なり専門家を持つてるのは担当省庁なんです。それとの調整は必ず必要なんです。そういう点が競合といふ言葉を使つちやつたんですけれども、確かに、今言つた環境保護と経済発展が競合するという、どつちか立てればどつちか立たずという時代じやなくなつてゐるんですね。この環境保護と経済発展、両立させなきやいかぬ。

だから、これも報道の自由と個人情報の保護、これは両立させなきやいけないんですよ。競合するものじやない。報道の自由をやれば個人情報を侵害してもいいか、そうちやないんです。これは個人情報を保護するということと報道の自由を両立させるための法案だということを是非とも御理解いただきたい。

前に、私は今週号の週刊誌が報じた問題について、警察に事実も示して、こういうことが事実

あるのではないかというやり取りでした。しかし、なかなか、警察の場合は捜査機関だということです。そこでそういう中身をなかなか明かせないと。それは明かせる場合と明かせない場合があるというのも分かるんです。しかし、やっぱり出てこないんですね。

だから、いろいろ、行政機関法というのも今回個人情報保護法を作るわけですねけれども、それが、じや開示しないのが妥当なのか妥当でないのかというようなことについても、これはやっぱり今まで主務大臣が判断するということになつていて、ただし少し、総理、総理が総理になられて以降も、役所がやつてることでやっぱり国民の批判にさらされて明らかになつたものというのは様々な役所であつたじゃないですか。自処能力を發揮して何か役所の中から出てきたんじゃなくて、それは一杯あるわけですよね。いや、だからこそ、準司法組織だと大臣はおつしやつたけれども、私はそういう役割がやっぱり要るんだと。特に、報道にかかわる問題や個人情報保護という問題については、とにかく二つが一緒でいいんだという話にならないんだというふうに思うんですね。

それで、とにかくそういう大きな体制を作る財政的な問題ということもおつしやいました、行政の肥大化ということも。それから、時期を見るということも、例えば時期が尚早であるということも細田大臣も答弁されております。時期を選んで、そしてきつと財政的にどうするかということがもし解決するのであれば、やはりこれはきつと独立性を持たせたものがそういったことを規律するということに、私は方向としては望ましいと思うんですが、総理、そういう方向については総理はどうにお考えになりますか。

○國務大臣（片山虎之助君） 済みません。ちょっと私間違えました。国家行政組織は私どもの所管であります。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 先ほども内藤議員との間で議論になつたんですけども、これは、

附帯決議に「第三者機関の意義について交わされた論議等さまざまな国会における論議を踏まえ、全面施行後三年を目途として、本法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」という、こういう附帯決議が付いているんです。だから、この趣旨にのつとつて、状況を見ながらまた議論していくかなぎやならない問題だなと思つております。

○宮本岳志君 時間が参りましたので終わりますけれども、やはり私どもは、第三者機関でなければこの法が報道の自由を保障するというか、侵さないという保証はないという立場を申し上げて、私の質問を終わります。

○平野貞夫君 小泉総理、私、今日、胃の内視鏡の検査をして、まだちょっと麻醉が覚めていないのですから、鋭い質問ができないのをおわびしておきますので。

この個人情報保護法案について、城山三郎さんは、治安維持法の再生として強く警鐘されて、小

附帯決議に「第三者機関の意義について交わされた論議等さまざまな国会における論議を踏まえ、全面施行後三年を目途として、本法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」という、こういう附帯決議が付いているんです。だから、この趣旨にのっとつて、状況を見ながらまた議論していくかなぎやならない問題だなと思っております。

○宮本岳志君 時間が参りましたので終わりますけれども、やはり私どもは、第三者機関でなければこの法が報道の自由を保障するというか、侵さないという保証はないという立場を申し上げて、私の質問を終わります。

○平野貞夫君 小泉総理 私、今日、胃の内視鏡の検査をして、まだちょっと麻醉が覚めていないものですから、鋭い質問ができないのをおわびしておきますので。

この個人情報保護法案について、城山三郎さんは、治安維持法の再生として強く警鐘されて、小泉総理と面談されております。その際、小泉総理は慎重に取り扱うとおっしゃったと。その後、この法律の立法過程を見て、城山さんは裏切られた気持ちで一杯だと、そういうふうにある雑誌の緊急出版で述べておりますが、それについて小泉総理の御感想をいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、城山三郎氏の著作、かなり読んでおりますし、いい本だなと、好きな作家でもあります。また、日ごろからの言動ぶりに対しましても尊敬の念を持つております。その城山三郎氏とお会いして、慎重に扱うこと、いつも言つたことも事実でございます。だからこそ、昨年、城山氏の意見も十分配慮しながら、慎重にこの法案を扱つてきつもりであります。そして、廃案になつたわけですね。城山氏始め多くの方々の不安や懸念を払拭するために、今国会でも慎重に御議論をいただいている。

戦前のいわゆる報道管制、報道の自由がなかつたということに対し、強い不安を持つておられるのも、城山氏はよく言われておりました。我々、

戦前のことについては知らないから、こういう報道に関する法案に対しても、もっと戦前の報道の自由がなかった時代の者の意見もよく聞くべきだということだと思いますが、そういう方々の意見も聞いて、この報道の自由を侵害しないように十分配慮したつもりであります、まあ裏切られたという表現を使っておられます、中身はどのような方で、どのような表現を使っているのか分からせんが、私はむしろ城山氏等の不安、懸念を払拭するために細心の配慮をしたつもりでございます。

さんの意見はもつともだと思います。
それで、私も四野党のこのプロジェクトのメンバーの一人として、熱心に野党の先生方もその対案を作ったなんですが、衆議院での審議の仕方に非常に私は不満でございまして、もうちょっと徹底した、これ不満というのは野党四党に不満なんですよ、もうちょっと本質的な議論をすべきだったと。附帯決議ごときで参議院に送ってきて、私は非常に怒つておるんですが、ちょっと浮き気味でござりますけれども。

そこで、私は、一番と三番についてはまた後日日本大臣と議論したいと思いますが、一番根っここの問題でありますやはり報道、メディア、この日本での在り方についてちょっと総理と討論してみたいと思います。

申すまでもなく、健全なデモクラシーがあつてこそ初めて政治も社会も健全だということは申します。

までもないと思いますが、果たしてこの現在の日本マスメディアに健全性があるのかどうか、私はいろんな意味で疑問視をしております。

新聞社は全国ネットのテレビを系列化しております。そして、地方新聞の多くも独自の、形の上でそれは社長は分けているかもしれません、一

体化したやり方をしております。果たしてこれでマスメディアが社会の木鐸として機能しているのかどうかということに疑問を持つております。それで、成山さんの指摘は、本去案が新聞として

レビと出版、雑誌を分断、区々にするところに問題があると、政府の解釈はいろいろされているのですが、私はずつとこのことを指摘していますが、私は分析かつ差別というものは、作今の大政に付してきま

それから三つ目は、民間事業者の監督や報道の定義を判断するのが政府側の主務大臣ということなんですが、本来、報道の対象となる権力者であり、監視、主務大臣というのは監視される側だと、報道から。その監視される者が監督するとは倒錯した論理であります。これらの第三者機関を設置すべきだと、こういう意見なんです。私はこれ、城山

とは選挙に出る人間にとつちやいいことじやないですかけれども、インターネットを多分見てくれておるると思いますからあえて言うんですが、そういう意味で、私はどっちかというと、質的

に言うと、きちっとした真実を追求しているのは出版や雑誌だと思います。そのためには、新しく出された法案にもやっぱり相当問題があると私も思つております。

そこで、大ざっぱな質問して恐縮ですが、そういったことを背景に現在の日本の巨大メディア、果たして日本の健全なデモクラシーとのの育成、発展に役立つてゐるかどうか、率直な総理の御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 私は、すべての大新聞なりあるいは主要なテレビの報道を見て、るわけではございませんが、大ざっぱに言つて、総論的に言つて、やはり報道機関の言論の自由、報道の自由、あるいは政治を監視するという点について大きな役割を果たしていると思つております。時にはおかしいではないかという報道もありますが、まあ時にではないんだけれどもね。しかし、それは政治家の側から見れば批判されるのは仕方ないなと思つておりますが、全体的に私は日本におきまして報道機関というのは非常に民主主義の発展のために寄与しているのではないかなと、全体的に私はそう思つております。

○平野貞夫君 一般論として、新聞が直接権力からコントロールはこれはまあ受けにくいし、またなかなかそことのところのガードはあると思うんですが、テレビというのは、やっぱり電波監理が政府は持っていますから、当然、その意味で影響、これ受けると思います。

過去の権問題についての評価はいろいろあります。しようが、まああれなんかが典型的なものだと思ふんですが、新聞社が資本的にもあるいは人的にもテレビと系列化していますね。今。これは、やっぱりテレビは収入が多いですから、いろんな意味でテレビに権力から圧力が掛かった影響が新聞に跳ね返つてくるということは私は間々感じます。総理の言う総体的に日本のメディアというのは及第点付けられるという部分もそれも理解します。ですが、肝心、肝心なときで、肝心なときに問題が私は感ずるんですが。

アメリカのシアトル・タイムズのプレゼンตинг機ではなく、言論の多様性の危機にあるという。こういうことを言われていまして、アメリカでは逆にメディアの規制を外して集中しようという動きがあるらしいんですが、アメリカの場合には新聞社も株が市場にあるわけですから、市場のチエックというのを当然受けるということになるわけなんです。そこで、多くの先進国でも新聞とテレビの相互、在り方といいますか、これはもうデモクラシーを壊さないためにいろんな工夫がされて制度化されているようなんですね。

日本でも、総務省令にラジオ、テレビ、新聞の三事業支配の禁止という規定がありまして、これはそういうものがあるということは私非常に立派だと思うんですが、しかし政令にそれを置くというその在り方自身は、これは考えてみなきや駄目だと思いまして、あしたでも片山大臣とこのところは議論をしてみたいと思うんですが、私は、この政令を法律に上げるとか、あるいは系列化の禁止といいますか制限というか、そういうことも含めたやっぱり法律の整備が必要じゃないかとうふうに考えております。これは総理にはお尋ねしません、あした、片山大臣とりますから。

それからもう一点、これは総理の意見を率直に聞きたいと思うんですが、これは法律違反の問題じやございませんが、三大新聞のうち二つが某宗教団体の機関誌の印刷を請け負っておるわけですね。そして相当な収入を得て経営に寄与しているわけなんですが、となると、この新聞社は、この宗教団体が積極的に支持している政党について健全な批判ができるないという、こう見るのが自然だと思うんですよ。

それから、もう一つの新聞社も、これ一対一ですから不買運動なんか起こされるようなことも過去もあって、どうしても批判、健全な批判はできない、評価も、まあ評価はやるでしょけれども。こういう状況は、巨大メディアの中の状況は、我が国がいよいよ情報社会化を深化、深めていく

中で、そのままでいいだろうか、ほっておいていいだろうか、私は国民的な議論が必要じやないかと、こう思つておるんですが、その点について、最後の質問ですが、率直な御意見をいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) どの新聞が、その宗教団体の印刷物ですか、請け負つておるか定かでは、分かりませんが、私は、報道機関としての使命感とか、あるいは責任をよく認識して報道に当たつてもらいたいと思つております。

いろいろ新聞社もあるいはメディア、放送機関にしても、企業からの広告、コマーシャル、これ

によつて筆が鈍つたり、あるいは報道に恣意的な偏見なり、一方に偏ることがないよう注意をしていただきたいと私は思つております。

○平野貞夫君 多分、健全にそういうところは常識の範囲でやられていると思いますが、ただ、一

九八〇年代ごろから、我が国の政治家も国民も合

わせて、価値観がやはり経済、お金中心、お金第一の価値観になつてしまつて、メディアもそうな

んですよ。大体、メディアといふのはお金もうけのためになつちや本当はならぬわけですから、明

治の改革も大正のデモクラシーも、そういうメ

ディアの人たちの言わば一つの精神で日本というのは良くなつたということを踏まえて、問題の提

起として申し上げて、終わります。

○福島瑞穂君 社民党的福島瑞穂です。

まず、裁判管轄についてお聞きをいたします。

情報開示請求権が不開示となつたり開示不十分

だった場合に、これを不服とする提訴は処分を行つた行政庁のある地域の裁判所しか行えません。

○國務大臣(片山虎之助君) これは、情報公開法が大特例なんですよ。原則なんです、こっちの方

が、こっちの方が。

ただ、運用上は今委任しまして、教育と医療が

八割ですから、七割・八割・九割ですから、だか

ら、学校や病院にできるだけ権限を下ろすようにし

て、余り地方の方が迷惑を掛からないようにして

人情報保護法案だと基本的に東京地方裁判所しか

できない。そうしますと、九州とか北海道、沖縄、四国、いろんなところで訴えたい、自分の情報開

示請求権やった人間が東京に来なくちゃいけない

という問題があります。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 御指摘の点につ

いては、個人情報保護の問題というよりもまず裁判管轄の原則の見直しに係る問題であつて、訴訟

制度全般にかかる専門的な場での私は検討を進

めることができます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 担当大臣に答弁させます。

○國務大臣(片山虎之助君) さつきから何度も答

えてますけれども、情報公開は委任しますから、

地方の機関の長に委任しますから、地方でできる

ようになります。

○福島瑞穂君 でも、それは委任をしなくちゃ駄

目なんですね。つまり、情報公開法は法律上八

か所でできると。あれも裁判管轄が問題になつた、

もちろんなつたわけですから、あれはやはり

処分序が、例えは東京であつたとしても高裁判管轄

の場所でできるように広げました。ですから今

回も、あのときよりも裁判管轄を広げるべきだと。

司法制度改革の議論は高まつていますので、なぜ

この法案でそれを書かないのか。是非もう少し、

かがでしようか。——いや、いいです、片山さん

はまたあした聞きますので、総理、お願いします。

○國務大臣(片山虎之助君) これは、情報公開法

が大特例なんですよ。原則なんです、こっちの方

が、こっちの方が。

次に、報道についてお聞きをいたします。

質問主意書とそれから報道の定義で、昨日、答

弁がされたということがあります。

質問主意書の回答では、例えば、総理、質問主

のスキヤンダルを追う、自称フリーライターを、

論して、行政事件訴訟の在り方を議論してもらえば大変有り難いと思います。

○福島瑞穂君

いや、私は是非総理に決断をして

いただきたいという

か、是非やはりこの点につい

て前向きに答弁をしていただきたいと思います。

○福島瑞穂君

うに条文化したと。司法制度改革の議論の中でも、

裁判管轄は広げるべきだという議論が御存じのと

て是非お願ひします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君)

御指摘の点につ

いては、個人情報保護法案、これはや

はり時代に合つていないと思いますが、総理、い

かがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君)

ただいま片山大

臣の答弁のとおりです。

○福島瑞穂君

いや、非常に残念です。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君)

委任というのは、委任してくれなければ委任が

起きないわけですから、裁判管轄を当事者が争う

ことはできないわけですよね。だつて、委任しな

ければ東京に来なくちゃいけない。そうしますと、

飛行機代から始まつて、弁護士の負担、それから

当事者の負担、もう裁判に出すだけ実費が物す

ごく掛かってしまうという問題があります。

この点については、せめて情報公開法並みにと

いうか、時代の流れとしてはそうすべきだと。委

任というのは、委任してくれなければやっぱり東

京に来なくちゃいけないわけですから、この点に

ついては、一番見えやすいところの改革といふか、

すべきところであるというふうに考えておりま

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君)

実に質問主意書

というのによく出でますよ。

○福島瑞穂君

それで、細田大臣の答弁、矛盾すると思ってい

ないんですが、フリーライターなど報道を業とし

て行う個人を含め、報道機関の報道活動につい

ては個人情報取扱事業者の義務の適用が除外され、

この報道について、この範囲についていかがです

か。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君)

と、そのはよく出でますよ。

○福島瑞穂君

それで、細田大臣の答弁、矛盾すると思ってい

ないんですが、フリーライターなど報道を業とし

て行う個人を含め、報道機関の報道活動につい

ては個人情報取扱事業者の義務の適用が除外され、

主務大臣は存在せず、細田大臣は昨日この旨を答

弁したと伺つております。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君)

弁したと伺つております。

○福島瑞穂君

ただし、報道機関であつても、例えばテレホン

ショッピング等の報道目的を全く含まない活動を

行つた場合には個人情報取扱事業者の義務が適用さ

れる。仮に報道かどうか紛らわしいとの苦情が持

ち込まれた場合には、主務大臣は報道目的を一部

でも含むか否かという容易な判断が求められるこ

ととなり、報道目的を一部でも含めば義務の適用

が除外されることとなる。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君)

御指摘の答弁書はこの旨を説明したものであつ

て、細田大臣の答弁と御指摘の答弁書に矛盾があ

るものとは私は考えておりません。

○福島瑞穂君 昨日、細田大臣は、極めて限定さ

れた役員報、役員四季報みたいな限定された場合のみということでおつしやつたわけで、私がどうしてこう言うかといいますと、やはりいすれ報道の定義に合わせてそれが報道か否かということを主務大臣が判断することはあると思つんですね。

じゃ、今日また確認をいたします。

昨日と今日の答弁の結果、報道ということは、というか、主務大臣が担当者を呼んで報道に当たるかどうかを判断する場合というのはどういう場合に限られるのでしょうか。非常に限定されるのではどうか。それだけ今日、済みません、確認させてください。

○國務大臣(細田博之君) 時間の関係があるでしょうから短く申し上げますが、昨日申し上げたのは、出版とか雑誌その他の問題に関連して申し上げたので、出版がなぜ一〇〇%除外にならないかというと、これ新しく持ってきましたけれども、一冊一万二千五百円で住宅地図があるし、それから会社の役員四季報は四万の人事データもある。こういうのは正に個人情報保護法で言う個人情報で、しかもCD-ROMにして売つておりますから、それでしかも出版で本屋さんで売つておりますから、そういう場合がありますので、それは除外されるけれども、一般的の著述とか報道に関連するものは、雑誌でも、一部でもそれに当たるものはすべて除外されるし、個人の活動であつてもそうであるということを申し上げたので、念のために。

○福島瑞穂君 今日、対政府質疑でもお聞きしましたが、個人情報ファイルの問題、先ほど宮本委員の方からもありました。今日、配付資料があつたわけですが、右翼標ぼう暴力団個人カード、警視庁刑事部捜査第四課で個人のものが非常に詳細にデータベース、情報が集められている。これは、内部情報につき令状請求・送致資料等に添付しないことと、わざわざ判こが押されています。つまり、行政情報の中でだれも知る由がない個人情報がファイル化されていて、ファイルのリスト

にもこういうのは出てきていません。

総理、情報公開請求した人間がリスト化されてるという問題や、様々ないろんなリストが行政の中について、それは何か偶然外に出てきたり内

によると、だれも知る由もない、あるいは事前通知も出でますから、出てこないわけですね。こういう個人カード、非常に詳細な、写真も付いているような個人カードが作られていると、こうしているように個人カードが作られています。いや、いや、済みません、総理にお願いします。いや、総理にお願いします。

○國務大臣(片山虎之助君) それは、警察は警察の必要で個人情報ファイルを作るということはありませんよ。ただ、事前通知の対象にはしております。しかし、もう既に答弁したように、それも行政機関個人情報保護法に基づいて管理し処理してもらいたい、こういうふうに思つております。

○福島瑞穂君 済みません、私は総理に感想を聞かねえんです。それは警察の方に私どもは徹底いたしましたが、もう既に答弁したように、それも行政機関個人情報保護法に基づいて管理し処理してもらいたい、こういうふうに思つております。

○國務大臣(片山虎之助君) それは、警察は警察の必要で個人情報ファイルを作るということはありませんよ。ただ、事前通知の対象にはしてあります。

○委員長(尾辻秀久君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でござります。

五案について引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○入澤謙君 本日のしんがりを引き受けまして、御質問させていただきます。

五案について引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○委員長(尾辻秀久君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でござります。

五案について引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○入澤謙君 本日のしんがりを引き受けまして、御質問させていただきます。

五案について引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○委員長(尾辻秀久君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でござります。

○福島瑞穂君 民間が個人情報を持つている場合にはかなり厳しく管理をされて、行政が持つてその様々な情報を集積させて集めることについてこの法律はチエックができないんですよ。なぜかといいますと、事前通知もありませんし、それから一般の人は自分の情報を開示請求やつたとしても出てこない情報もありますし、そもそも国民はこのようなファイルがあることそのものも知らされていないわけです。

総理が必要があれば集めればいいのだということであれば、それは行政性善説、行政が情報を集中化させて、そのことが人権侵害が起き得るといふことがあります。行政が必要であれば集めればいいのだといふことがあります。この二つの規定は表現の自由を妨げるんじゃないかも。また、そのおそれが出てくるんじゃないかも。切に関与し得るよう配慮されなければならない。この二つの規定は表現の自由を妨げるんじゃないかも。また、そのおそれが出でてくるんじゃないかも。切に関与し得るよう配慮されなければならない。」

〔委員長退席、理事常田享詳君着席〕

今回の個人情報保護法は、正に学問の自由とか信仰の自由とかあるいは表現の自由と個人情報保護との調整をどうするかという基本的な問題をはらんでいまして、こういうふうな欠陥法案ではないかということを申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(尾辻秀久君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でござります。

五案について引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○入澤謙君 本日のしんがりを引き受けまして、御質問させていただきます。

五案について引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○委員長(尾辻秀久君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でござります。

に報道機関、今も議論がありましたがけれども、報道ということについてきちんととした定義を置いたらどうかということと、定義を置くようにしたわけであります。

これは、その後この委員会を聞いていまして、さらにはまだ客観的な事実とかなんかについても、何が客観的だとかいって、いろんなあいまいだというような質問が出ているんですねけれども、この点は、いずれ各省統一で私はガイドライン的なものが出てくるんじゃないかというふうに今期待しているわけでございます。

それから第三点目は、行政当局の介入によりまして表現の自由が侵されるのを防ぐと、そういう意味で、報道等につきましては主務大臣の権限を使わないという規定を改めて入れたわけです。

それから、最も中心的な中身である第四章の個人情報取扱事業者の義務等の規定、これにつきましては、以上の観点から報道機関等には適用しないという、これは元々そういうふうに書いてあったんですけども、どうも書き方があいまいだということで、旧法の五十五条を第五十条のように明確に改めたと。その代わりに、私は主張したんですけども、個人情報保護のための包括法として位置付けるのであれば、報道機関等を全く除くというのはおかしいと、そういうことで、第五十条の第二項、これはもう少し強く書いたらどうかということを主張したんですけど、その議論は通らなくて、努めなきやならないというふうな規定になつたわけです。

要するに、この五十条の二項というのは、ある意味では本邦初演というか、私どもの持っている我が国の法律体系の中では、罰則なき義務的訓示規定ということで極めて珍しい規定なわけですね。しかし、これは自治規範として非常にこれら大きな意味を持つてくると私は思つております。これを旧法のままそのまま存続させておこうじゃないかということになつたわけであります。それからもう一つ、行政機関の関係の法律について言いますれば、本来、私は国家公務員法を改

正して、国家公務員法の罰則の体系を直すべきじゃないかということを強く主張したんですけども、最近の立法例見ますと、「マネーロンダリングの防止」の法律につきまして、この法律で個別に強化するという、そういうふうな方針を政府が取られるということで一応納得したわけであります。

このように、私はかなりの工夫をして、報道の自由、表現の自由、学問の自由、信仰の自由等、憲法の自由を守るんだと、憲法で規定された、保障された基本的人権を守るんだという姿勢を政府はきちんと示している。にもかかわらず、今日もいろんな意見が出るということは、今私が申し上げましたような修正の過程における体系的な説明が政府側から十分なされていないんじゃないかなというふうな感じがいたしますので、それについての認識なり感想なりをまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(細田博之君) 前の個人情報保護法案作成以来、ずっととかかわつてこられました入澤議員のもつれた糸を解くがごとき、本当に明快な今お話がありまして、また御質問があつたわけでございますが、誠にそのとおりだと思います。私は政府としても、与党ともよく協議しながら、表現の自由、報道の自由、その他の自由を守りながらここまで、今本当に迷惑しているのは個人情報を乱用されて困っている人たちでござりますから、また不祥事が多発しておりますから、それに対処するためにはどういうふうにしていったらいいかという知恵を出してまいつたわけでございますけれども、やはり法案、法律自体が社会のかがみと申しますか、余りそう言うと申し訳ないのでございますが、そういうことで非常に極めて強い御批判いたいたいと。

それから、野党案も一生懸命考えていただいたんです。我々には最初はもう個別業種法案にしろ

といつて随分言われましたけれども、よく考えてみるとすき間の業種が一杯出でますし、やつぱりそれはいけないなというんで野党もあれを、法案を変えてこられた。

それから、報道についても一生懸命考えられたけれども、これまたそれでもいかぬということで報道機関から逆に強い批判を受けて、何だという身内からの大分批判も出たようにも聞いておるわけでございますけれども。

したがつて、この問題は非常に難しいと同時に、我々国議員はいつも報道にもさらされてしまうし、いろんな世論の批判にもさらされているし、我々の情報は、財産情報といい、個別の情報といい、もうみんな公表されておりますから、一番はつきりと身をもつて体験していくから、我々の考へておることは実は非常に常識的かつ中庸を得た内容になつておると自負しておりますし、入澤議員のおっしゃることもそのとおりだと思いますが、やはりこの法律を一刻も早く通過させて、適正な行政的な対応をすることが緊急の課題でもございますし、基本原則の削除等によって対応したということでございますので、またさらに今後、入澤議員の思いについても必ずやまた中庸の世論が起つてきて、もう一度全面的に考えると。例えば第三者委員会の問題についても、あるいは今後確立していくかもしれない個人情報コメントロールの問題とか、こういうまだ星雲状態にあるようなものも含めて自ら発展していくべき法案であると考えております。

〔理事常田享詳君退席、委員長着席〕
○入澤肇君 次に、衆議院の特別委員会において作られました附帯決議の中身について幾つか御質問したい。

実は最初に、衆議院の附帯決議の第五項で、医療とか金融とか、「高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取り扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討すること」、これは今日も議論があつたところですね。内藤さ

んも指摘していました。これにつきまして、もう少し踏み込んで書いてもらいたいというような医師会等の要望があるんです。

どういうことかといいますと、小渕首相の肝いりでミレニアム計画が提唱されまして、テーラーメードの個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト、これがこれから五年計画で発足すると。それを、学術研究は今度適用除外になつてしまふけれども、これをやつていきますと、実は産業界も参入、経済活性化プロジェクトの一環としてこのミレニアム計画というものは出でているわけでございますので、参人が進むんじゃないか。それから、官产学の共同研究で民間の研究所も入つてくるんじやないかとか、いろんなことが今検討されているわけであります。

そこで、単に学術研究を除外するとかいうことだけじゃなくて、このような民間も入つてくる、しかも産業化が予定されるような問題につきまして、もう少し掘り下げた検討をしてもらいたいと。いうふうな要望があつたんですが、これに対して、まず厚生省としてどのように受け止めているかと。いうことについてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(篠崎英夫君) 先生御指摘のプロジェクト、また学術研究分野における個人情報の取り扱いにつきまして私どもの考え方を申し述べさせていただきますと、学問の自由に密接にかかわることであります。

この法案の第五十条第一項三号というところにおきまして、大学その他学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で取り扱う場合は適用除外されている、そういうふうに承知をいたしております。が、御指摘のその共同研究などの場合につきましては、この規定に基づきまして個別具体的に判断

されることになるというふうに考えておりますが、仮に適用除外となる場合におきましても、個人情報の適切な取り扱いを確保するためには必要な措置を事業者が自発的に講じることとなるというふうに承知をいたしております。

これは同三条第三項でございますが、いずれにいたしましても厚生労働省といたしましては、医学研究における個人情報保護の重要性については十分認識をいたしておりまして、研究が適正に実施されるために指針の策定、ガイドラインの策定などを行って研究者に遵守を求めていたところあります。周知するなどによりまして、個人情報が適切に保護されるように真剣に取り組んでいきたないと考えております。

○入澤謹君 是非、この法律で適用除外になつておられるといつても、その境界的な部分、あるいはこれから発展させなくちやいかな部分につきまして、国民が協力しようとしてもなかなか協力できないというふうなことが起らぬないように、適切なガイドラインを作るよう努めていただきたいというふうに思います。

もう一点は、先ほども議論がありましたが衆議院の特別委員会の附帯決議第四項でございまして、出版社が報道の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、「個人情報取扱事業者に係る義務規定の適用除外となることを明確にすること」と、ここにあります。このような附帯決議が付されるに至った背景とか議論ですね、これについてちょっと。

こういうことを言うんであれば、初めから、先ほど報道について、あるいは報道機関について定義をしましたから、そこで定義しちゃえばよかつた。しかし、そうなさらなかつたのも事実でございますので、今後の対応につきましてお聞きしたいと思います。

○國務大臣(細田博之君) 出版という問題については、一般的には表現の自由を体現するために、権利を守るために、個人情報を集めようとする傾向がある。それに歯止めを掛けるには、法律に基づか

書籍を出していく企業活動でございますので、基本的に完全に自由であるべきものでございます。その点はもう全く問題がないわけでございます。

ただ、城山さんの御批判が当たらないと考えておりますのは、このIT時代で、先ほどちょっと申し上げました、例示を挙げて申し上げましたけれども、正に個人情報のファイルそのものが、某雑誌社による出版社による会社役員四季報、四万冊とか、あるいは某社の住宅地図、東京都世田谷区とか島根県松江市とか、政治家は皆これを何冊も買って毎日利用しておる方が多い、しかも一冊一万五千円とかそういう値段で売られています。しかもCD-ROMも次々出ておりますしね。

こういう実態から見ますと、どうしてもやっぱり出版、それも出版に当たるというのは仕方がない、定義上は出版でしよう、つまり、そういうでありますから。しかし、それは正に個人情報を販売する業そのものでございますので、どうしてもそれを全面的に除外することは不可能であるということを申し上げきました。

そういった委員会におけるやり取りの結果として四号が、四項が出てきておると承知しておりますが、これが一般的な著作あるいはフリーライターのいろいろな活動を制限するとか、あるいは雑誌自体を制限するとか、そういう意図によらなければなりません。しかし、それは正に個人情報を販売する業そのものでございますので、どうしてもそれを全面的に除外することは不可能であるということを申し上げました。

○入澤謹君 是非、これから正に具体的に主務大臣が取り扱う場合のガイドラインを、今までの委員会での御答弁を基にして、明快に示していただきたい、誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

それから、今まで議論されなかつた点について幾つか御質問したいのですけれども、まず行政機関はともすると勝手に個人情報を集めようとする傾向がある。それに歯止めを掛けるには、法律に基づか

ない限り個人情報を集めではならないというふうに明記する必要があるんじゃないかなという指摘がありますが、これについてはどうお考えですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。本法案におきましては、行政機関が個人情報を保有するに当たりましては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限るということを明確に規定しているところでございまして、およそ法律に基づかないで勝手に個人情報を集めるというようなことにはなつておらないわけでございます。

また、行政機関として当然法令を遵守いたしますことは、再三御答弁申し上げておりますように、この本法案に書かれておりませんが、憲法の下で当然要請されるところでございますし、また公務員法の法令遵守義務等によって規律されているとこのような法の趣旨を踏まえ、適正かつ厳正な運用に努めてまいりたいと考えております。

○入澤謹君 いずれにしましても、今日も、昨日も議論がありましたけれども、憲法とかあるいは行政組織法とか国家公務員法とか、そういうのはみんなあらかじめ読んだものとして議論しているわけですね。体系上はこれは前提として議論しているわけですね。ですから、こういういろんな質問、疑問が出てきたときに、明確に、やっぱりこれはこうなんだ、法律的な根拠はこうなんだということを積極的に説明しておくことが私は必要じゃないかと思います。

もう一つ、非常に重要な問題なんですねけれども、今度の国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が成立した場合に、地方公共団体ではこれに基づいてどのような対応を取るのか、特に条例などのようなことを規定するのか、これについてお伺いします。

○政府参考人(大野慎一君) 実は、自治体が条例による個人情報保護を考えていらないというのが三

分の一ほどまでございますので、これはやっぱり条例できちんと規定してもらう必要がございますから、この条例を作つていただく、そういう効果が一つございますが、その上で既に条例を作つて個人情報保護対策をしている団体の問題ですが、実はコンピューター処理による電子情報のみを対象にしているというところも多いわけでございます。

それで、紙情報も含めて条例の対象にしていただけでございますけれども、自己情報の利用停止の請求権、こういった規定がない、条例上ない団体も約半分ございます。こういった団体につきましては、この法案が成立した場合に必要な見直しをしていただくことが必要でございますので、大臣の指示もございまして、そういう対応をしてまいりたいと、このように考えております。

○入澤謹君 それでは、あれですか、ミニマムスタンダードといいますかね、それぞれの地方自治体によって事情が異なるかもしれませんけれども、今回の法律が成立した場合には、最低限度でございますことは規定すべきであるというふうに指導をするというふうな通達を出す考え方でありますか。

○政府参考人(大野慎一君) この法案の成立を受けまして、私どももいたしましても必要な措置を自治体の方にお願いをすることになるわけでござりますので、留意点も含めまして対処をしてまいりたいと考えております。

○入澤謹君 それから、本当はたくさん聞くことがありますので、もう一問だけ申しますと、第七条がありますので、もう一問だけ申しますと、第七条が申します。基本法の第三章の個人情報に関する施策等についてはほとんどまだ質問されていないわけです。「政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一體的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針を定めなければならない。」と。この基本方針はどんなことを考えているんで

○政府参考人(藤井昭夫君) 御指摘のとおり、第七条で基本方針を策定することになつておるわけですが、まず第一号でございますが、ここにおきまして、例えは基本的な政策目標をまず明確にして、それで重点的な取組分野を設定して、あるいはそういった基本方針の作成、見直しに当たる背景、事情、考え方、そういうものを記述するということを考えられるのではないかと思つております。

うことが考えられると思つております。

また、第六号につきましては、これ、この当委員会でも非常に苦情処理、これの一体的な整備というのが一つの大きな課題であるというような御指摘をいただいていたところでございますが、正にそういう苦情処理、これは非常に複層的な体制を考えておりますのですから、全体として一

それから、第一号がござりますが、これにつきましては、本法に基づく制度全般の統一的な運用を図るための措置等ということになるわけです。が、各行政機関がそれぞれの所管する分野について役割に応じて講すべきような施策、それから政府部内における調整体制と申しますか、そういうものが一番重要でございますので、そういう一つた調整の中核を担う機関が講すべき施策。

それから、三つ目でございまして、二つ目は緊急事

それから、三号でございまますが、ここでは開催場所の選定と、区域外に於ける個人情報の保護に関する施設の推進のための体制整備とか、あるいは区域内の住民、事業者等に対する広報、啓発、情報提供、こういったものを考えておるところでございます。

それから 第四号につきましては、これは独立行政法人とか特殊法人等における個人情報の保護の分野になるわけですが、それぞれこういった法人が講すべき具体的な取組についての基本的な考え方。と申しましても、例えば、まずやつぱり内部規定等を整備していくだけ必要があるわけでございましてし、またそれぞれの法人の中で個人情報の保護に関する活動のための体制整備と、こういったものも講じていただく必要があろうかと思つております。

それから、第五号につきましては、認定個人情報保護団体について記述しておるわけですが、これがやはり単に苦情処理に当たるだけではなくして、やっぱりそういう保護団体がよって立つような業界等あるいは参加企業に対しても積極的に個人情報保護指針みたいなものを作つていただきたい、いこうということなんですが、そういったこ

○委員長(尾辻秀久君) 本日の質疑はこの程度に
ござり、二二二二(改会)、こゝまで。

午後五時二分散会

○入澤肇君 どうもありがとうございました。

平成十五年五月二十二日印刷

平成十五年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局